

第2回横浜国立大学教育学部附属学校の在り方検討委員会

令和4年8月29日（月）

横浜国立大学教育学部附属横浜中学校会議室
附属学校施設見学終了後

次 第

開会

1. 文部科学省行政説明
～国立大学附属学校の現状・課題と横浜国立大学教育学部附属学校に期待すること～
2. 本学附属学校の現状について（人事労務、施設面の実態等）
3. ステークホルダー（教育学部、教育学研究科及び附属学校教員）からの意見聴取について

閉会

- 資料1 国立大学附属学校を巡る動向等について
- 資料2-1 本学附属学校教員の人事・労務上の現状、課題
- 資料2-2 施設面の現状資料
- 資料2-3 教育学部・大学院教育学研究科と附属学校の連携について
- 資料3 横浜国立大学教育学部附属学校在り方検討委員会ステークホルダー（教育学部・教育学研究科・附属学校）意見聴取結果

令和4年8月29日 横浜国立大学教育学部附属学校

国立大学附属学校を巡る動向等について



文部科学省 総合教育政策局 教育人材政策課



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

目次

○国立大学附属学校の現状と課題

○「教師不足」への対応について

【情報提供】

○「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について

○教員養成フラッグシップ大学について

○国立大学法人の附属学校における労務管理等に関する調査結果について

○教員養成・附属学校におけるICT活用等について

○教職員等による児童生徒等性暴力等の防止等について

○障がいのある学生の教育実習における合理的配慮に関する対応マニュアルとチェックリストについて

○特別支援教育に関わる教師の養成の在り方等に関する検討会議報告等について

○国立大学附属学校の現状と課題

国立大学附属学校の使命・役割

国立学校設置法施行規則第27条（昭和39年（1964年）改正、平成16年（2004年）廃止）

附属学校は、その附属学校が附属する国立大学又は学部における児童、生徒又は幼児の教育又は保育に関する研究に協力し、及び当該国立大学又は学部の計画に従い学生の教育実習の実施に当たるものとする。

上述の廃止された施行規則、「国立大学附属学校の新たな活用方策等に関する検討とりまとめ（平成21年）」、「国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書（平成29年）」等を踏まえ、現在、使命・役割を以下のとおり整理。

1. 実験的・先導的な学校教育

実験的・先導的な教育課題への取組

地域における指導的・モデル的な学校としての取組

2. 教育実習の実施

大学・学部の教育実習計画に基づく教育実習の実施

教員を目指す学生に対し、体験的な実習を実施

3. 大学・学部における教育に関する研究への協力

現代的教育課題に対応した教員養成の在り方に関する研究への協力

国立大学附属学校数等の現状

令和3年度(R3.5.1現在)(速報値)

区分	令和3年度(R3.5.1現在)(速報値)							
	学校数				児童生徒数(人)			
	計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立
幼稚園	9,421	49[0.52%]	3,104	6,268	1,009,109	4,902[0.49%]	128,570	875,637
小学校	19,340	67[0.37%]	19,032	241	6,223,401	36,171[0.58%]	6,107,708	79,522
中学校	10,077	68[0.67%]	9,231	778	3,229,707	27,267[0.84%]	2,957,191	245,249
義務教育学校	151	5[3.31%]	145	1	58,568	3,894[6.65%]	54,480	194
高等学校	4,857	15[0.3%]	3,522	1,320	3,008,182	8,254[0.27%]	1,989,290	1,010,638
中等教育学校	56	4[7.14%]	34	18	32,756	2,886[8.81%]	23,000	6,870
特別支援学校	1,160	45[3.88%]	1,100	15	146,290	2,907[1.99%]	142,528	855
計	45,062	253[0.56%]	36,168	8,641	13,708,023	86,281[0.63%]	11,402,767	2,218,965

出典:令和3年度学校基本統計(速報値)
 (※) []は、全体に対する国立の割合

国の研究開発制度等による指定の状況①

○研究開発学校

教育課程の基準の改善等に資するため、学習指導要領等の教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を認める研究開発学校を文部科学大臣が指定し、新しい教育課程、指導方法等についての研究開発を行うもの。

国立大学附属学校では22校が指定。（国公私全体では67校。令和4年度現在。）

- ・筑波大学附属小学校、大塚特別支援学校
- ・お茶の水女子大学附属幼稚園、小学校
- ・福井大学教育学部附属義務教育学校
- ・岐阜大学教育学部附属小中学校
- ・奈良女子大学附属小学校
- ・山口大学教育学部附属山口小学校
- ・愛媛大学附属高等学校
- ・東京学芸大学附属世田谷小学校
- ・金沢大学人間社会学域学校教育学類附属中学校、特別支援学校
- ・信州大学教育学部附属幼稚園・松本小学校・松本中学校
- ・京都教育大学附属京都小中学校
- ・広島大学附属三原幼稚園・小学校・中学校
- ・香川大学教育学部附属高松小学校、坂出中学校
- ・福岡教育大学附属福岡小学校

○教育課程特例校

学校・地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、学習指導要領等の教育課程の基準によらず、その特色を生かした特別の教育課程を編成することを認める学校について、文部科学大臣がその申請により指定するもの。

国立大学附属学校では、11校が指定。（国公私全体では1,768校。令和3年度現在。）

- ・筑波大学附属坂戸高等学校
- ・東京大学教育学部附属中等教育学校
- ・京都教育大学附属桃山小学校
- ・香川大学教育学部附属高松小学校、高松中学校
- ・東京学芸大学附属竹早小学校、国際中等教育学校
- ・静岡大学教育学部附属浜松小学校
- ・大阪教育大学附属天王寺小学校、池田小学校、平野小学校

○授業時数特例校

カリキュラム・マネジメントに係る学校の裁量の幅を拡大させ、教科横断的な視点に立った資質・能力の育成や探究的な学習の充実等に資するより効果的な教育を実施するため、教科等ごとの授業時数の配分の変更による特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校について、文部科学大臣がその申請により指定するもの。

国立大学附属学校では、1校が指定。（国公私全体では28校。令和4年5月現在。）

- ・福島大学附属中学校

253校ある国立大学附属学校のうち、**13.4%**に相当する34校が上記に該当

国の研究開発制度等による指定の状況②

○スーパーサイエンスハイスクール

高等学校等において、先進的な理数教育を実施するとともに、高大接続の在り方について大学との共同研究や、国際性を育むための取り組みを推進し、創造性、独創性を高める指導方法、教材の開発等の取組を実施するもの。

国立大学附属学校では9校が指定。（国公私全体では218校。令和3年度現在。）

- ・東京工業大学附属科学技術高等学校
- ・東京学芸大学附属高等学校、附属国際中等教育学校
- ・大阪教育大学附属高等学校天王寺校舎
- ・奈良女子大学附属中等教育学校
- ・筑波大学付属駒場高等学校
- ・お茶の水女子大学附属高等学校
- ・神戸大学附属中等教育学校
- ・広島大学附属高等学校

○ワールド・ワイド・ラーニングコンソーシアム構築支援事業拠点校

将来、世界で活躍できるイノベティブなグローバル人材を育成するため、高等学校等の先進的なカリキュラムの研究開発・実践と持続可能な取組とするための体制整備をしながら、高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が協働し、テーマを通じた高校生国際会議の開催等、高校生へ高度な学びを提供する仕組みの形成を目指すもの。

国立大学附属学校では、令和3年度は1校（国公私全体では6校）、令和2年度は3校（国公私全体では12校）、令和元年度は2校（国公私全体では10校）が指定。

- (令和3年度) ・名古屋大学教育学部附属中・高等学校
- (令和2年度) ・大阪教育大学附属高等学校平野校舎
- (令和元年度) ・筑波大学附属坂戸高等学校
- ・広島大学附属福山中・高等学校
- ・愛媛大学附属高等学校
- ・金沢大学人間社会学域学校教育学類附属高等学校

19校ある国立大学附属中等教育学校・高等学校のうち、78.9%に相当する15校が上記に該当

研究開発学校における研究の成果

●小学校低学年における「生活」の導入(平成元年改訂)

平成元年
改訂

- ・香川県坂出市立坂出幼稚園, 中央小学校(昭和51~53年)
第1及び第2学年において、「社会」及び「理科」の代替として, 子どもの生活を基盤にした「暮らし」を実施。
- ・お茶の水女子大学附属小学校(昭和60~62年)
第1及び第2学年において, 「社会」「理科」「道徳」「特別活動」及び「国語」等を包摂した「創造活動」を実施。

●「総合的な学習の時間」の導入(小学校及び中学校は平成10年, 高等学校は平成11年改訂)

平成10~
11年改訂

- ・滋賀県栗東町立治田小学校(平成2~4年)
第1及び第2学年においては「生活」, 第3から第6学年においては全教科等から時数を削減し, 「生活体験科」を実施。
- ・兵庫教育大学教育学部附属中学校(平成4~6年)
体験的・問題解決的学習等を行う「人間・環境科」を実施。

平成10~
11年改訂

●高等学校における「情報」「福祉」の導入(平成11年改訂)

- ・三重県立名張西高等学校(昭和62~平成元年)
情報化社会に対応できるよう「情報科学Ⅰ」「情報科学Ⅱ」を実施。
- ・埼玉県立不動岡誠和高等学校(平成3~5年)
「社会福祉科」を実施し, 必修科目の種類, 単位数などを検討。

平成20~
21年改訂

●小学校高学年における「外国語活動」の導入(平成20年改訂)

- ・千葉県成田市立成田小学校, 成田中学校(平成15~20年)
- ・沖縄県那覇市立小中学校53校(平成15~20年)

●小学校中学年における「外国語活動」の導入(平成29年改訂)

平成29~
30年改訂

- ・岐阜県多治見市笠原小・中学校(平成24~26年)
- ・埼玉県深谷市小学校29校(平成24~26年)

有識者会議報告書で挙げられた国立大学附属学校についての課題

①在り方や役割の見直し

- ・地域のモデル校にはなり得ていないとの意見を踏まえた在り方(入学者選考の実施方法を含む)や役割の見直し。

②大学との連携

- ・大学によるガバナンスが十分に機能していない。
- ・大学、教職大学院の教育・研究への貢献・協力が不十分。
- ・附属学校園の研究・実践成果の教員養成カリキュラムへの反映不足。

③地域との連携

- ・教員構成の固定化による柔軟性の欠如(地域ニーズへの対応、生徒指導・保護者対応)。

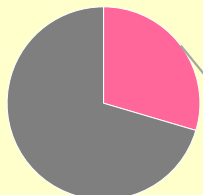
④成果の還元

- ・附属学校の研究成果が地域や全国で十分に生かされていない。

⑤附属学校の規模等の見直し

- ・国立大学の附属学校としての役割を踏まえた機能強化とその規模等の見直し。
- ・教員研修にも貢献する等の役割の発揮。

附属学校園の研究・実践成果を活用した大学は29.5%

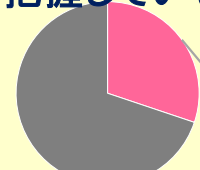


附属学校園の研究・実践成果を基に科目の新設やシラバスの改訂を行った授業がある国立教員養成大学・学部

29.5% (44大学中13大学)

出典:国立教員養成大学・学部、大学院における教育内容・方法等の実態等に関するアンケート調査 集計結果(国立教員養成大学の学長・教員養成学部を置く国立大学の学部長対象)H29.1実施

附属学校園の研究・実践成果の活用事例を把握している教育委員会は30.2%



附属学校園の研究・実践成果が公立学校等において活用された事例を把握している教育委員会

30.2% (63教委中19教委)

出典:国立教員養成大学・学部、大学院における教育内容・方法等の実態等に関するアンケート調査 集計結果(都道府県・政令指定都市教育委員会対象)H29.1実施

学校におけるいじめ問題に対する日常の取組

		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	国立	98.6%	96.1%	89.5%	71.1%	91.1%
	公立	98.2%	98.3%	93.9%	93.8%	97.5%
いじめの問題に関する校内研修会を実施した。	国立	69.4%	54.5%	42.1%	33.3%	54.0%
	公立	87.2%	85.8%	72.1%	64.6%	84.3%
道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行った。	国立	93.1%	92.2%	31.6%	57.8%	79.8%
	公立	97.2%	97.0%	64.4%	81.4%	92.7%
児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	国立	69.4%	63.6%	52.6%	40.0%	59.6%
	公立	83.6%	85.9%	52.6%	67.7%	80.0%
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	国立	91.7%	87.0%	89.5%	55.6%	82.2%
	公立	91.0%	94.7%	92.3%	66.2%	91.4%
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	国立	76.4%	68.8%	73.7%	22.2%	62.0%
	公立	83.7%	86.4%	79.6%	65.4%	83.4%
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた。	国立	83.3%	76.6%	68.4%	68.9%	76.5%
	公立	90.5%	90.0%	88.6%	84.3%	89.9%
PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	国立	34.7%	13.0%	5.3%	6.7%	18.3%
	公立	43.2%	44.4%	28.3%	29.6%	41.3%
いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った	国立	29.2%	16.9%	42.1%	0.0%	19.7%
	公立	33.7%	41.6%	29.2%	27.3%	35.2%
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	国立	75.0%	77.9%	52.6%	33.3%	65.3%
	公立	82.7%	87.8%	79.1%	65.5%	83.1%
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているのか点検し、必要に応じて見直しを行った。	国立	83.3%	63.6%	47.4%	62.2%	68.5%
	公立	93.6%	92.9%	85.3%	88.2%	92.3%
いじめ防止対策推進法第22条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	国立	63.9%	57.1%	57.9%	40.0%	55.9%
	公立	94.6%	95.1%	91.9%	91.3%	94.3%

(注1)複数回答可。

(注2)値は、各区分における学校総数に対する割合。(%)

令和4年度高等学校入学者選抜に関する実施状況調査の結果

【調査期間】

2022年1月26日～2月18日

【調査対象】

公立高等学校(各都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会等)、私立高等学校、国公立大学附属高等学校
 ※中等教育学校、募集停止の学校等、入学者選抜を行っていない高等学校は対象外とする。

	公立高等学校				私立高等学校(株立含む) 【回答学校総数1306】		国公立大学附属高等学校 【回答学校総数19】	
	都道府県教育委員会 指定都市教育委員会等 【回答自治体総数99】		うち都道府県教育委員会 【回答自治体総数47】					
		数	割合	数	割合	数	割合	数
① 無症状の濃厚接触者の別室での受検を実施又は準備	97	98%	46	98%	727	56%	19	100%
追試験その他の特別な配慮を実施又は準備(②③④⑤のいずれか、または全てに該当)	97	98%	47	100%	1252	96%	3	16%
② 追検査(学力検査問題)	84	85%	43	91%	1045	80%	0	0%
③ 追検査(学力検査問題以外の面接、小論文等)	52	53%	23	49%	426	33%	1	5%
④ 調査書等の書類のみによる選考	44	44%	25	53%	229	18%	2	11%
⑤ 学力検査を受けられなかった者に対するその他特別の配慮	37	37%	19	40%	279	21%	0	0%
⑥ ①～⑤のいずれも実施なし	0	0%	0	0%	13	1%	0	0%

※⑥として回答されたもののうち自由記述欄に「受検生からの相談があった場合は対応予定」「面接試験は個別に対応」等の配慮を実施又は準備している学校については⑤として集計を行った。

※国公立大学附属高等学校における回答については、連絡入学(附属中学校から附属高等学校)についてのみ実施又は準備したケースは除く。

【③学力検査問題以外（面接、小論文等）による追検査を実施又は準備 事例】

- ・ 京都教育大学附属高等学校では、教科の内容について、学力検査ではなく、小論文のような論述形式を準備。

【④調査書等の書類のみによる選考を実施又は準備 事例】

- ・ 東京学芸大学附属高等学校では、面接と書類で選考を実施。
- ・ 愛知教育大学附属高等学校では、調査書のみで選考を実施。

課題に対する対応策

【中長期的な方針】

①存在意義、成果の提供先・活用方法の明確化

- ・各附属学校及び附属学校園全体としての存在意義・役割・特色の明確化と、それらを踏まえた「選考方法－教育・研究の方法－成果の還元方法」の有機的なつながりの明確化

②多様な選考方法

- ・附属学校の本来の使命・役割を果たすための、多様な入学者選考の方法の実施

③幅広い意味の「モデル」

- ・多くの学校に共通する本質的な課題やその対応策のあぶり出しと、公立学校のモデル

④大学によるガバナンス

- ・大学と附属学校の関係・交流強化、各附属学校に焦点を当てた評価の実施
- ・附属学校の教育・研究を大学による統一的な考え方の下に展開する管理運営

⑤教員研修に貢献する学校への機能強化

- ・公立学校の現職教員研修の場となるなど、教員研修に貢献する学校
- ・教育実習校にとどまらず、30～40年間にわたる教職生活全体を見据えた教員研修に貢献する学校

課題に対する対応策

【早急に対応すべきこと】

①校長の常勤化

- ・大学教員あるいは公立学校出身教員を常勤の校長として登用
- ・大学に附属学校を統括する組織を置く等、附属学校全体の有機的なガバナンス強化

②教員の働き方改革のモデル提示

- ・業務改善に関する好事例の蓄積及びその効果や具体的な取組方法等の発信

③地域住民等の参画を含む学校運営の改革

- ・地域住民等の参画を得て地域や時代のニーズに合った学校運営

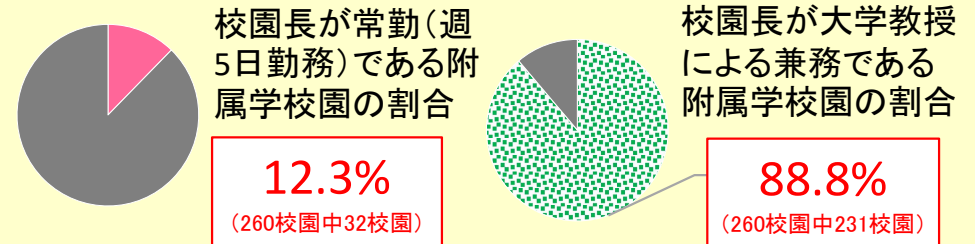
④成果の追跡と深化

- ・附属学校の研究成果の公立学校等における活用状況を具体的に把握

⑤特色等の明確化のための仕組み

- ・各附属学校の存在意義、成果の還元状況等を示す客観的なエビデンス

附属学校校園長が常勤(週5日勤務)であるのは**12.3%**
附属学校校園長が大学教授による兼務であるのは**88.8%**



出典: 国立教員養成大学・学部、大学院における教育内容・方法等の実態等に関するアンケート調査集計結果(国立大学の附属学校校園長対象)H29.1実施

有識者会議報告書で示された組織・体制についての対応方針

国立大学に対する要請

【教員養成機能の強化と効率化】

- 各地域の今後の教員需要の推移等に基づく入学定員の見直し
- 県内あるいは県外の国公立大学との連携・集約による機能強化

【附属学校の機能強化と効率化】

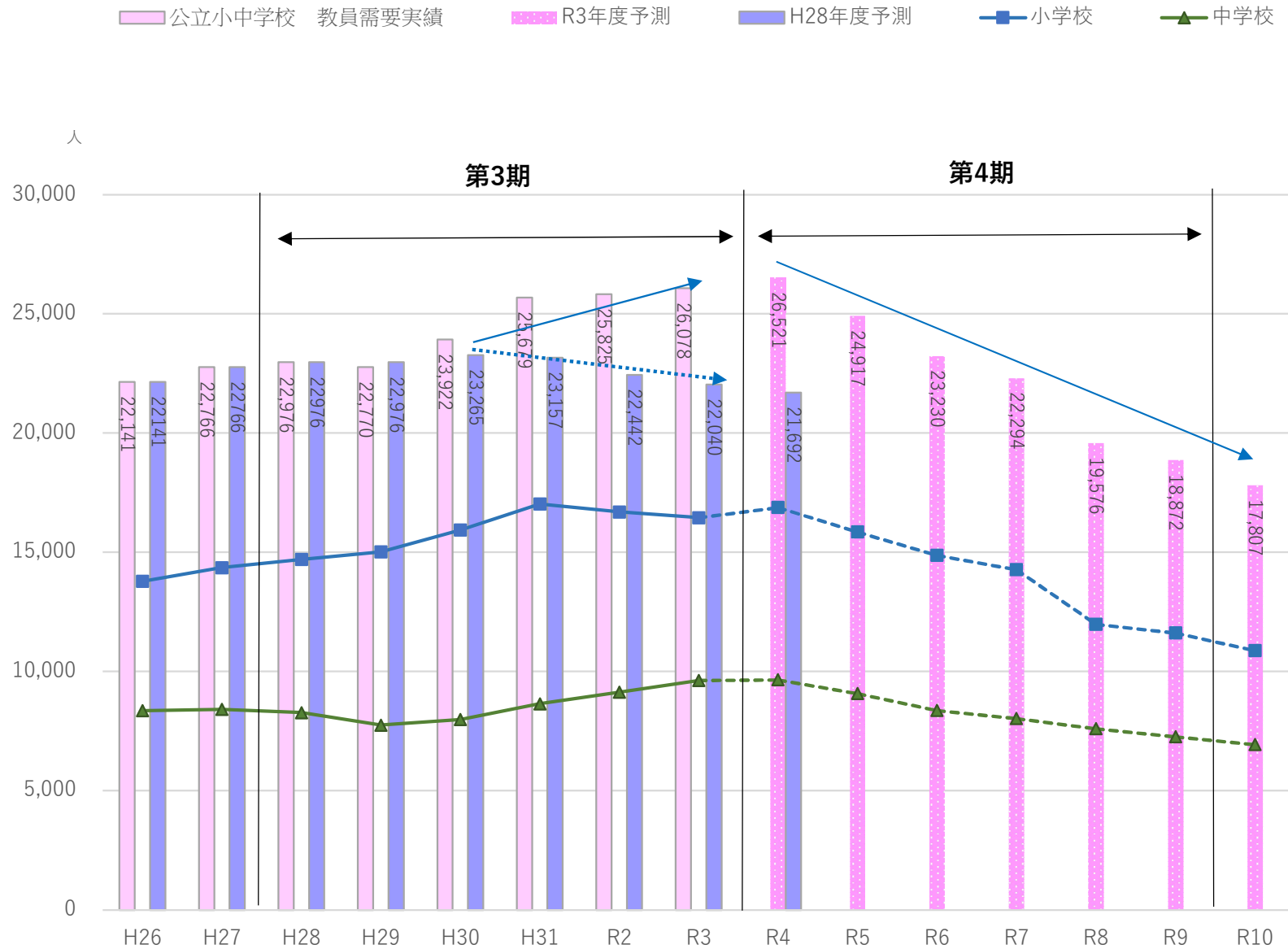
- 現在の規模や学校数等の検証
- 各附属学校間の役割分担、教育・研究成果の還元方法、その効果の最大化のための入学者選考方法等の検証



これらについて、各国立大学は、第3期中期目標期間中(令和3年度まで)に一定の結論をまとめる(対応可能なことは即座に開始する)

小・中学校の採用者数の推移と見通し

公立小中学校教員需要推計（平成26年度～令和10年度・全国）



※養護教諭を除く

○「教師不足」への対応について

「教師不足」に関する実態調査(令和3年度実施)①

- ✓ 臨時的任用教員等の確保ができず、実際に学校に配置されている教師の数が、各都道府県・指定都市等の教育委員会において学校に配置することとしている教師の数(配当数)を満たしておらず欠員が生じる「教師不足」について、各都道府県・政令市教育委員会等(計68)を対象に令和3年度5月1日時点等での状況を調査。
- ✓ 令和3年度の小・中学校の「教師不足」人数(不足率)は5月1日時点では1,701人(0.28%)。なお、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(義務標準法)」に基づき算定される小・中学校の定数に対する充足率は、全国平均で101.8%。
- ✓ 高等学校については、5月1日時点で159人(0.10%)。特別支援学校については205人(0.26%)。

(表1) 令和3年度5月1日時点での各学校種における「教師不足」

学校種	学校に配置されている教師の数(A)	学校に配当されている定数(B)	不足(C)	不足率(C/B)	全体の学校数(D)	教師不足が生じている学校数(E)	割合(E/D)
小学校	379,598	380,198	979	0.26%	18,991	794	4.2%
中学校	218,504	219,123	722	0.33%	9,324	556	6.0%
小・中学校合計	598,102	599,321	1,701	0.28%	28,315	1,350	4.8%
高等学校	159,688	159,837	159	0.10%	3,502	121	3.5%
特別支援学校	78,474	78,632	205	0.26%	1,086	120	11.0%
合計	836,264	837,790	2,065	0.25%	32,903	1,591	4.8%

(注1) 「学校に配置されている教師の数」は、正規教員・臨時的任用教員・非常勤講師・再任用教員の人数(養護教諭・栄養教諭等を除く)。

(注2) 「学校に配当されている定数」は、義務標準法等に基づき算定される教職員定数ではなく、各都道府県・指定都市等の教育委員会において学校に配置することとしている教師の数。なお、都道府県・指定都市等の教育委員会独自で置く定数を含むが、域内の市(指定都市を除く。)町村教育委員会等独自で置く定数は含まない。

(注3) 一部の自治体では当初配置を予定していた教員定数を上回って教師を配置しており、この場合は不足数を「0」として計算。そのため、上記において、(B-A)と「不足(C)」が一致しない。

(参考) 令和3年度始業日時点での各学校種における「教師不足」

学校種	学校に配置されている教師の数(A)	学校に配当されている定数(B)	不足(C)	不足率(C/B)	全体の学校数(D)	教師不足が生じている学校数(E)	割合(E/D)
小学校	378,481	379,345	1,218	0.32%	18,991	937	4.9%
中学校	217,856	218,641	868	0.40%	9,324	649	7.0%
小・中学校合計	596,337	597,986	2,086	0.35%	28,315	1,586	5.6%
高等学校	159,368	159,576	217	0.14%	3,502	169	4.8%
特別支援学校	78,309	78,517	255	0.32%	1,086	142	13.1%
合計	834,014	836,079	2,558	0.31%	32,903	1,897	5.8%

「教師不足」に関する実態調査(令和3年度実施)②

- ✓ 小学校における本来学級担任ではない役割の教師が学級担任を代替する「**学級担任不足**」は5月1日時点で全国で474件。
- ✓ 学級担任を代替しているのは、①指導体制の充実のために配置を予定していた教員(143件)と②生徒指導の充実のため配置された教師(37件)、③主幹教諭・指導教諭・教務主任(205件)の他に、④管理職が代替するケース(53件)も存在。
- ✓ 中学校および高等学校において、当該教科の教師がいないことにより当該教科の必要な授業を行っていないという「**教科担任不足**」の発生している例は、5月1日時点で中学校で16校、高等学校で5校。ただし、教育委員会に対し聞き取りを行ったところ、5月中には概ね解消、遅くとも7月時点ではすべて解消している。

(表2) 令和3年度5月1日時点での小学校における学級担任の代替状況

	小学校の学級担任の総数	本来の学級担任を代替している人数	左記の内訳					左記が生じている学校数
			①指導方法工夫改善などの指導体制の充実のために配置を予定していた教員	②児童生徒支援などの運営体制の充実のために配置を予定していた教員	③主幹教諭・指導教諭・教務主任	④校長・副校長・教頭	⑤ その他	
小学校の学級担任不足	268,201	474 (0.18%)	143	37	205	53	36	367

(注) ⑤のその他には、初任者研修に係る拠点校指導教員などを含む。

(表3) 令和3年度5月1日時点での中学校・高等学校における「教科担任不足」の状況

中学校			
担当教科	学校数	担当教科	学校数
数学	1	技術	1
理科	1	家庭	8
音楽	2	外国語(英語)	1
美術	2	合計	16

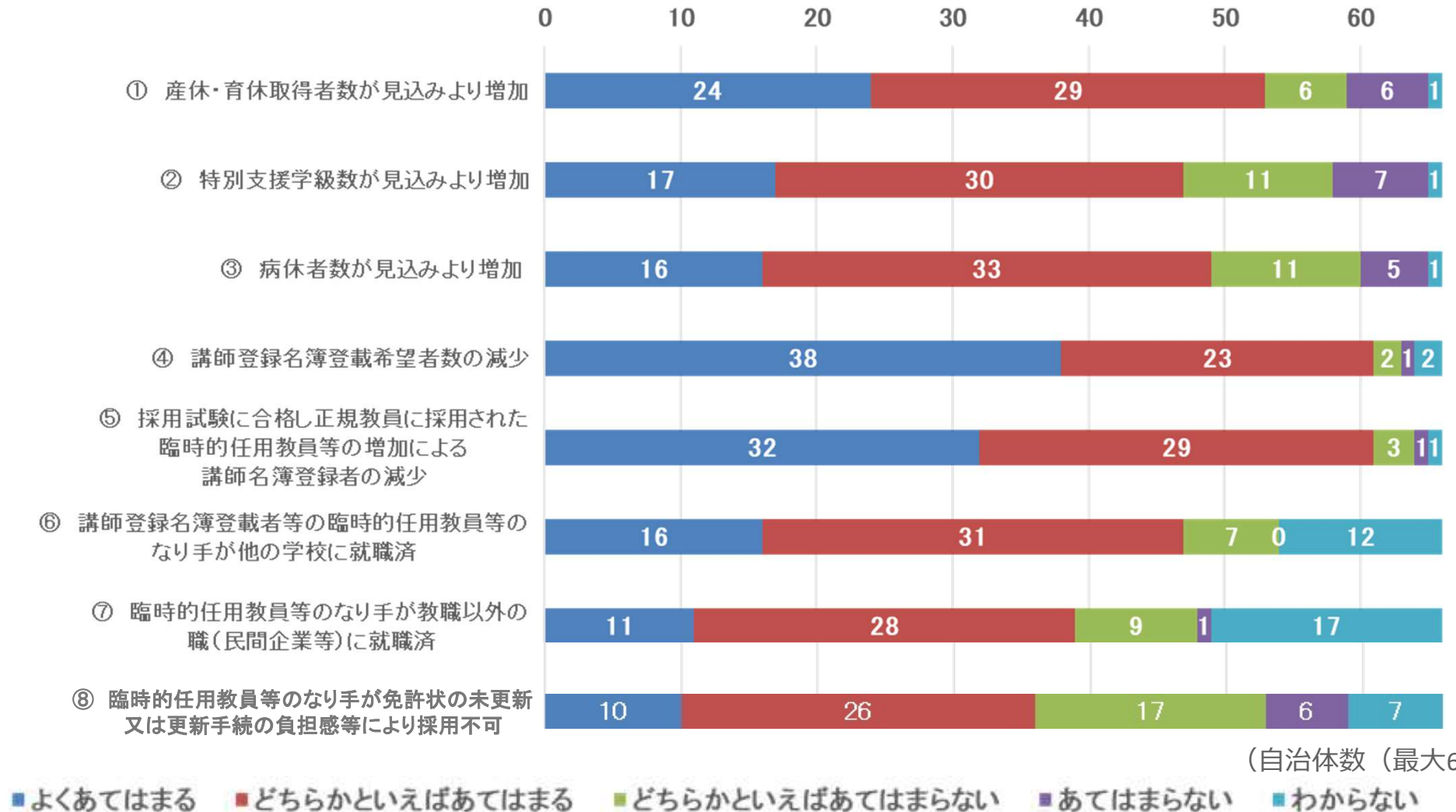
高等学校	
担当教科	学校数
国語	1
理科	1
保健体育	1
家庭	2
合計	5

(参考) 中学校全体は9,324校、高等学校全体は3,502校。

「教師不足」に関する実態調査(令和3年度実施)③

- ✓ 教育委員会が認識している「教師不足」の発生要因としては、産休・育休取得者数、特別支援学級数、病休者数の増加により必要となる臨時的任用教員が見込みより増加したこと。
- ✓ また、もともと臨時的任用教員として勤務していた者の正規採用が進んだこと、臨時的任用教員のなり手がすでに他の学校や民間企業等に就職済であることによる講師名簿登載者の減少が大きい。

教師の確保の状況に関するアンケート結果

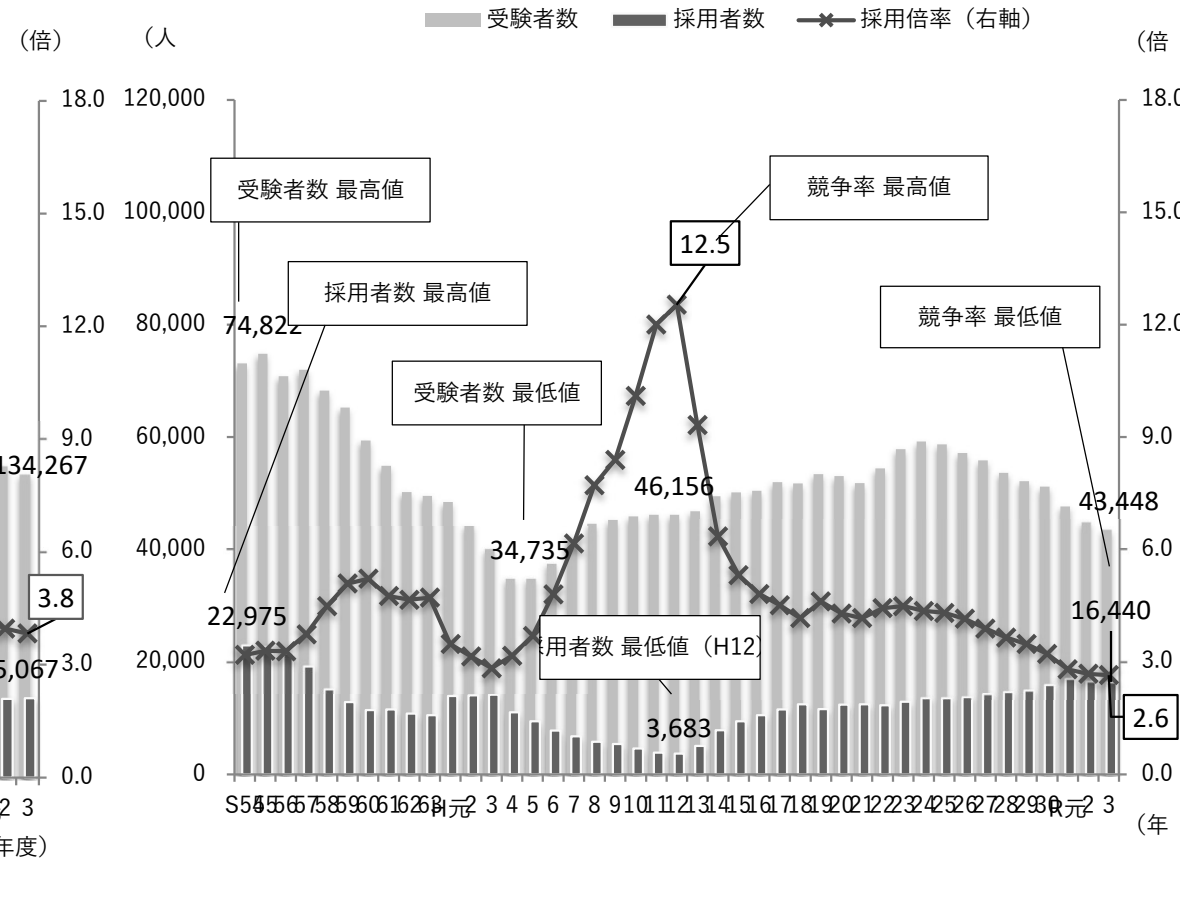
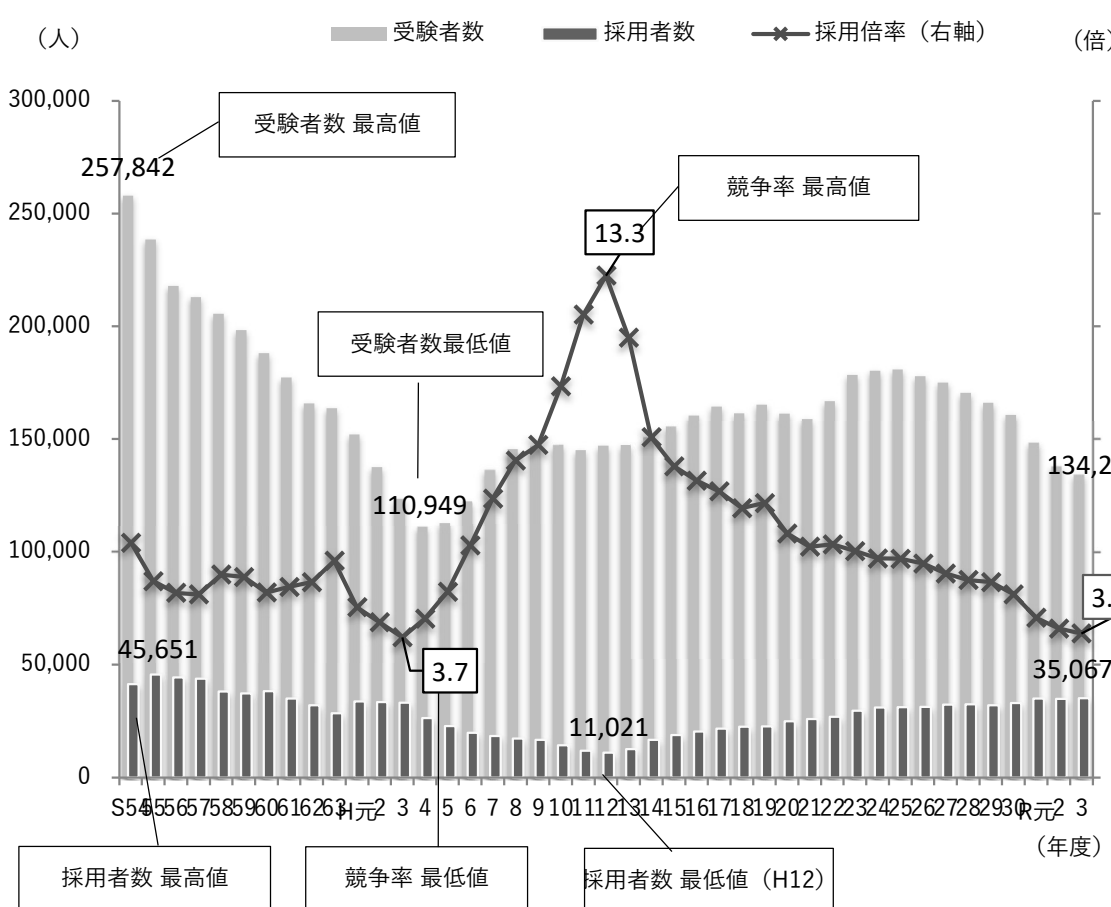


公立学校教員採用選考試験の実施状況一総計・小学校

- ✓ 全体の競争率(採用倍率)は、3.8倍で、前年度の4.0倍から減少。
(注:「全体」は小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭の合計)
- ✓ 令和3年度(令和2年度実施)における小学校の競争率(採用倍率)は、2.6倍で、前年度の2.7倍から減少(過去最低)
- ✓ 採用倍率が過去最高の12.5倍であった平成12年度に3,683人であった採用者数が、令和3年度においては16,440人と5倍近くに増えた結果として、採用倍率が2.6倍まで低下している。
- ✓ 採用者数は近年増加が続いていたものの、令和元年度をピークに減少に転じた。

総計 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)の推移

小学校 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)の推移



(出典) 文部科学省「公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

公立学校教員採用選考試験の実施状況－中学校・高等学校

✓ 令和3年度(令和2年度実施)における中学校の競争率(採用倍率)は、4.4倍で、前年度の5.1倍から減少

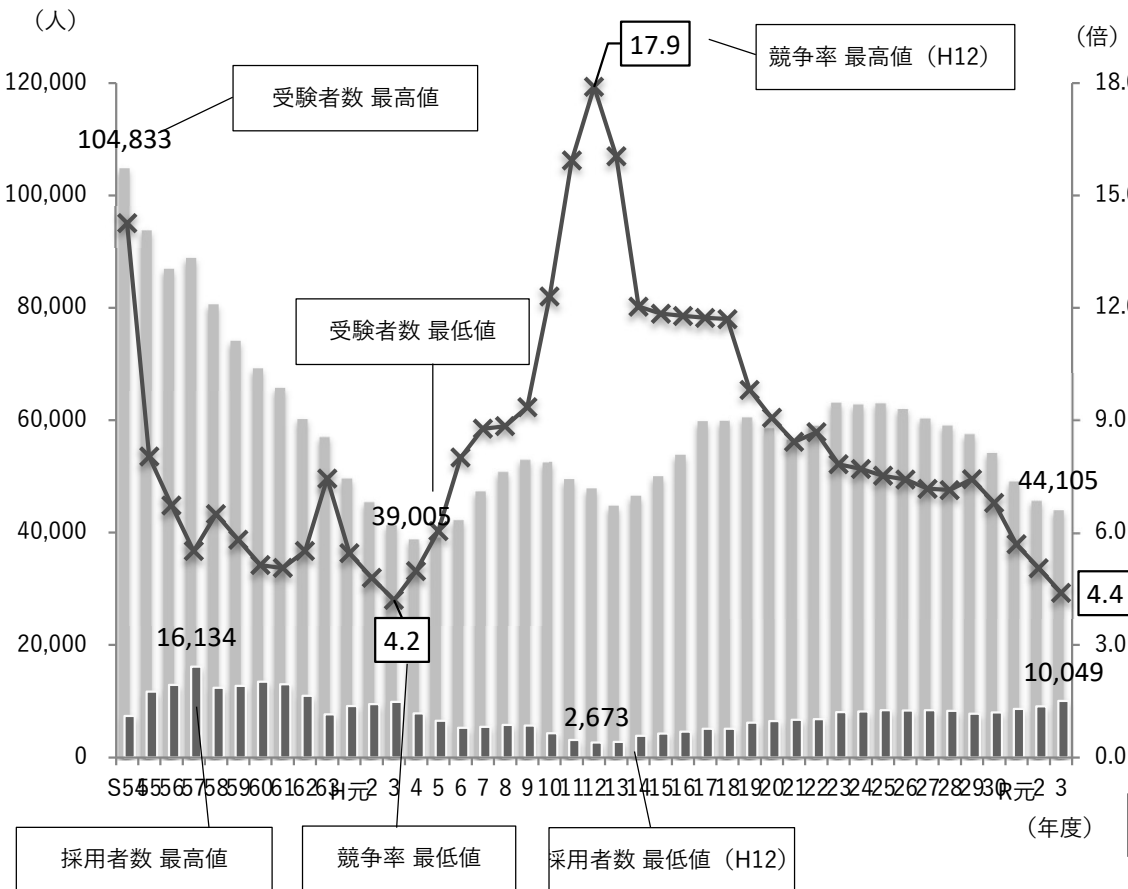
- ・採用者数は、10,049人で、前年度に比較して992人増加
- ・受験者数は、44,105人で、前年度に比較して1,658人減少

✓ 令和3年度(令和2年度実施)における高等学校の競争率(採用倍率)は、6.6倍で、前年度の6.1倍から増加

- ・採用者数は、3,956人で、前年度に比較して453人減少
- ・受験者数は、26,163人で、前年度に比較して732人減少

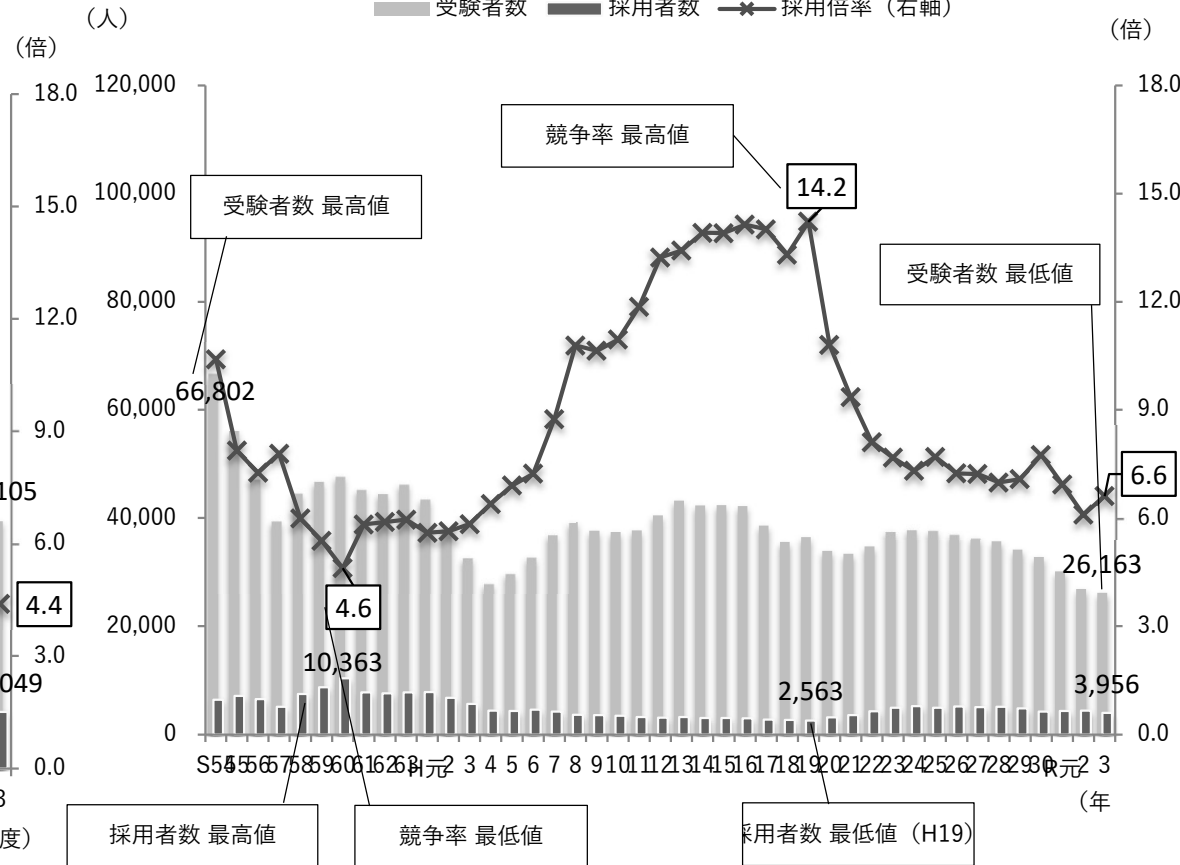
中学校 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)の推移

■ 受験者数 ■ 採用者数 ✕ 採用倍率(右軸)



高等学校 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)の推移

■ 受験者数 ■ 採用者数 ✕ 採用倍率(右軸)



各縣市別の教員採用選考試験の採用倍率

令和3年度公立学校教員採用選考試験(令和2年度実施)の実施状況

「計(※)」は小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭の合計

区分	小学校	中学校	計(※)
北海道	2.2	4.6	3.7
青森県	2.1	5.7	4.6
岩手県	2.3	3.7	3.4
宮城県	1.8	—	3.1
秋田県	1.8	3.5	3.3
山形県	1.6	2.8	2.4
福島県	1.8	4.6	3.7
茨城県	1.9	2.6	2.7
栃木県	2.8	3.5	3.8
群馬県	3.6	3.8	4.5
埼玉県	2.6	4.3	3.9
千葉県	2.1	—	3.1
東京都	—	—	3.0
神奈川県	3.1	4.6	4.4
新潟県	2.6	2.3	2.6
富山県	1.5	—	2.2
石川県	2.5	—	3.5
福井県	3.4	—	3.9
山梨県	1.8	5.1	3.1
長野県	3.0	4.4	3.9
岐阜県	2.0	3.1	3.1
静岡県	2.9	4.6	4.4
愛知県	3.0	3.9	4.1

区分	小学校	中学校	計(※)
三重県	4.6	7.1	6.5
滋賀県	2.7	4.8	4.1
京都府	3.6	4.5	4.5
大阪府	—	—	5.2
兵庫県	4.7	5.1	5.5
奈良県	5.1	4.3	5.1
和歌山県	2.8	4.5	3.9
鳥取県	4.0	4.7	4.7
島根県	2.5	4.5	3.9
岡山県	4.3	6.1	6.2
広島県	1.7	2.8	2.9
山口県	1.7	3.3	2.9
徳島県	3.6	4.7	5.2
香川県	3.1	4.9	4.6
愛媛県	2.1	3.9	3.5
高知県	6.9	9.5	7.9
福岡県	1.5	3.0	3.0
佐賀県	1.4	2.7	2.6
長崎県	1.5	3.9	2.6
熊本県	—	—	3.6
大分県	1.6	4.0	3.3
宮崎県	1.9	5.5	4.1
鹿児島県	2.1	4.4	3.5

区分	小学校	中学校	計(※)
沖縄県	4.6	13.7	8.8
札幌市	(2.2)	(4.6)	(3.7)
仙台市	3.4	—	3.7
さいたま市	2.5	—	3.4
千葉市	(2.1)	—	(3.1)
横浜市	2.8	4.9	3.5
川崎市	3.2	8.2	4.5
相模原市	2.9	3.9	3.5
新潟市	2.4	—	3.6
静岡市	2.6	3.4	3.0
浜松市	3.0	4.3	3.8
名古屋市	3.8	—	4.4
京都市	4.0	6.6	5.0
大阪市	2.8	3.1	3.4
堺市	—	—	7.2
神戸市	7.3	—	7.7
岡山市	3.8	5.5	4.7
広島市	(1.7)	(2.8)	(2.9)
北九州市	2.0	6.0	3.3
福岡市	1.9	2.9	2.4
熊本市	2.6	5.0	3.5
豊能地区	3.3	6.4	4.4
合計	2.6	4.4	3.8

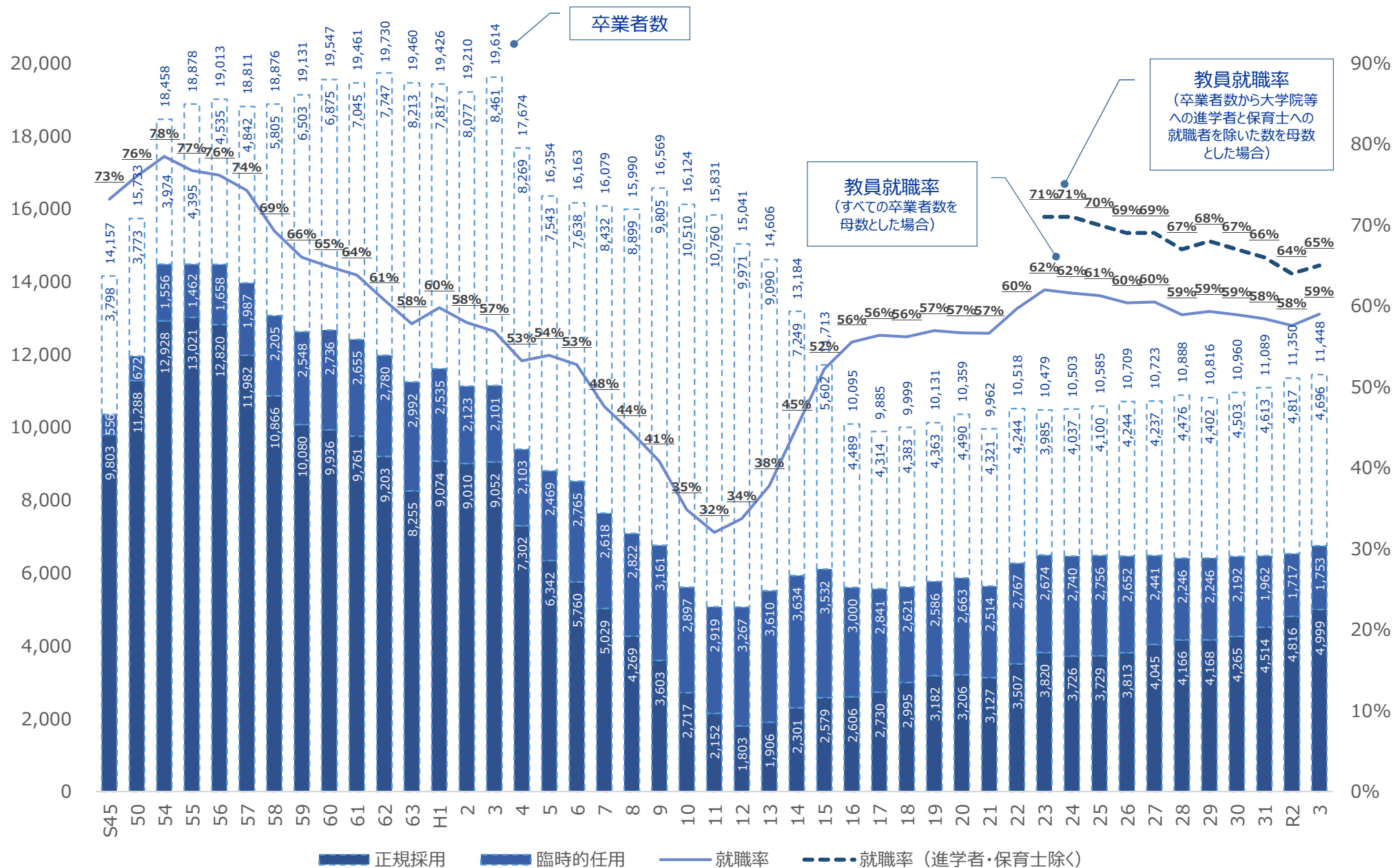
(出典) 文部科学省「令和3年度公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

(注1) 小学校・中学校(または中学校・高等学校)の試験区分を(一部)分けずに採用選考を実施している県市については、「—」としている

(注2) 都道府県と指定都市で採用選考を合同で実施している指定都市の競争率は、都道府県と同値を()で記載している

採用倍率が高い県市 採用倍率が低い県市

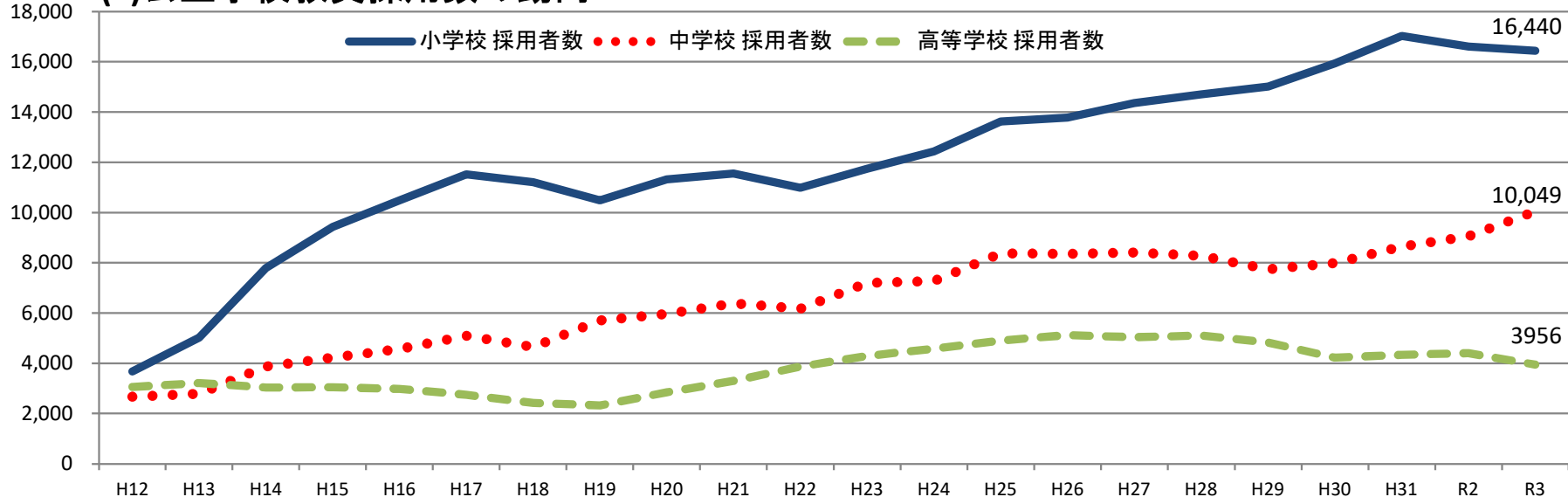
国立の教員養成大学・学部卒業者の教員就職状況の推移



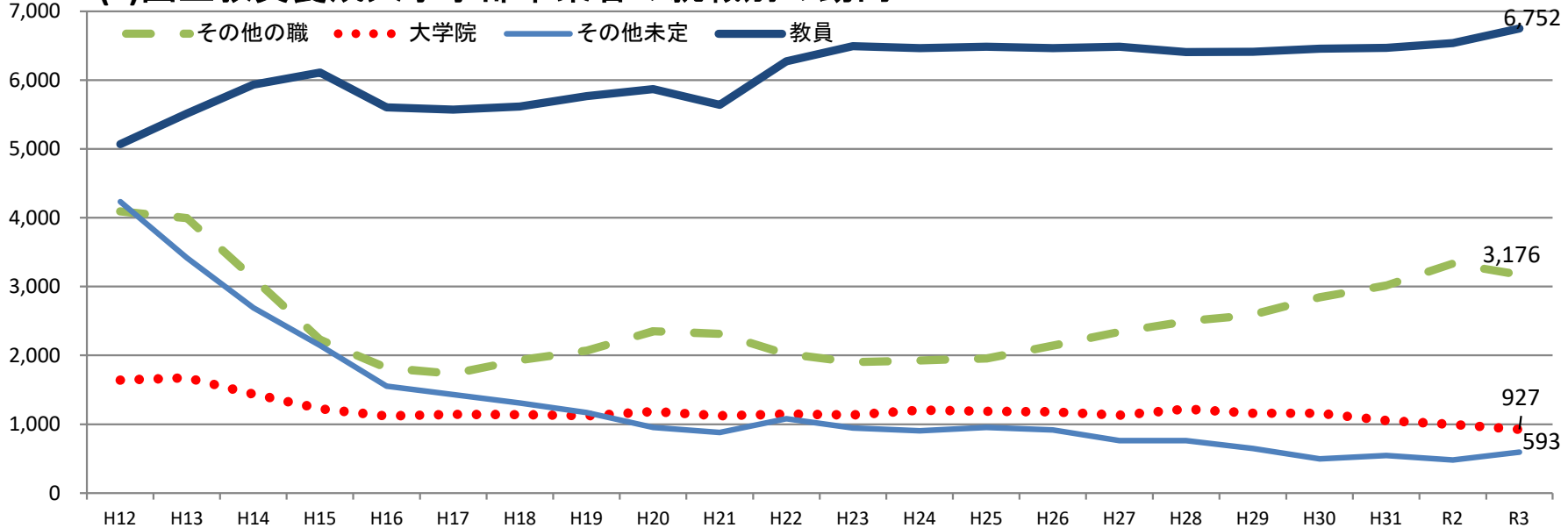
出典: 文部科学省総合教育政策局教育人材政策課調べ

公立学校教員採用の動向と国立教員養成大学・学部卒業者の就職状況

(人) (1)公立学校教員採用数の動向

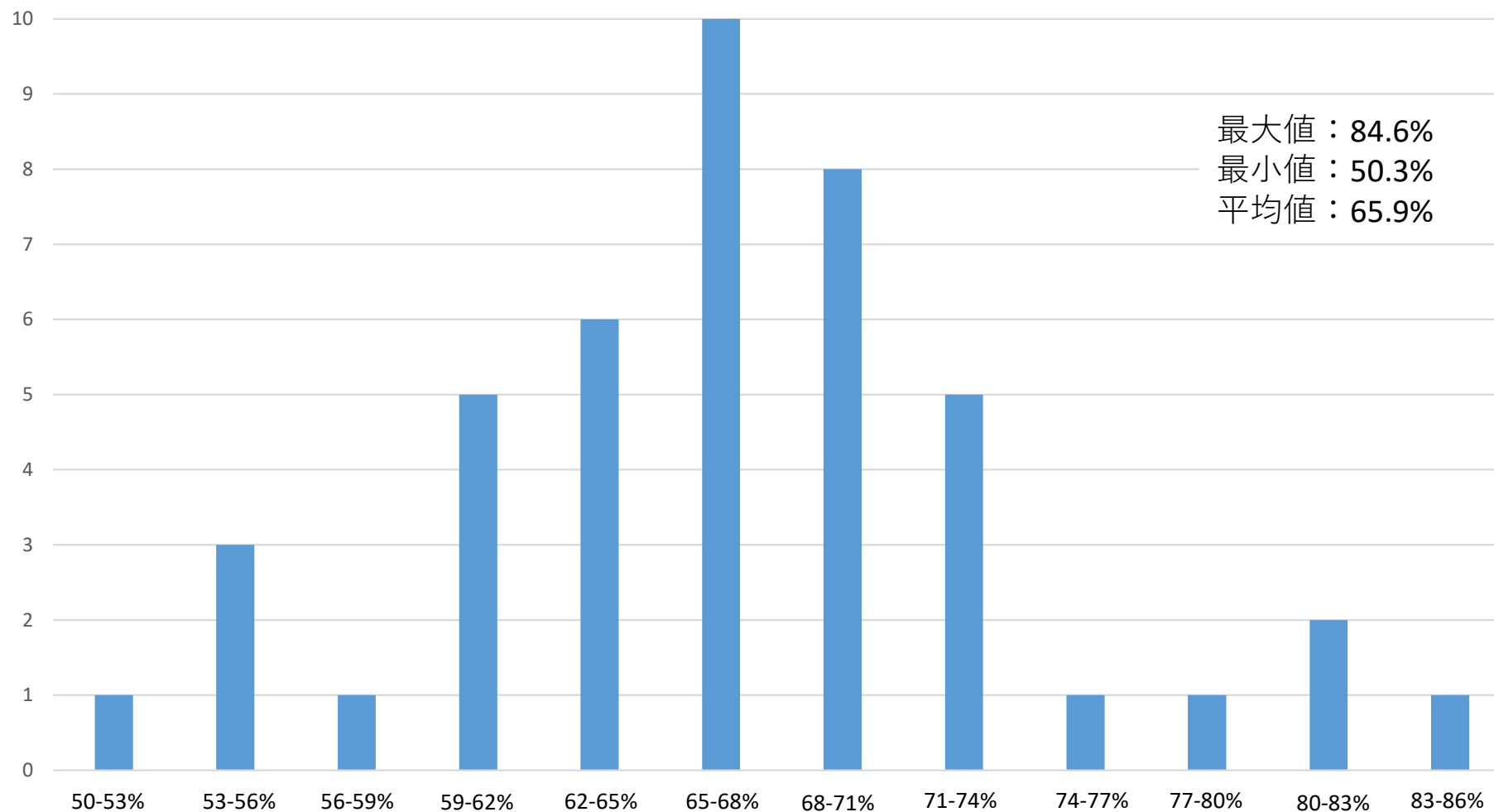


(人) (2)国立教員養成大学学部卒業者の就職別の動向



国立教員養成大学における 過去5年間（H29-R3）の教員就職率の平均値に係る分布 （進学者・保育士就職者を除く。）

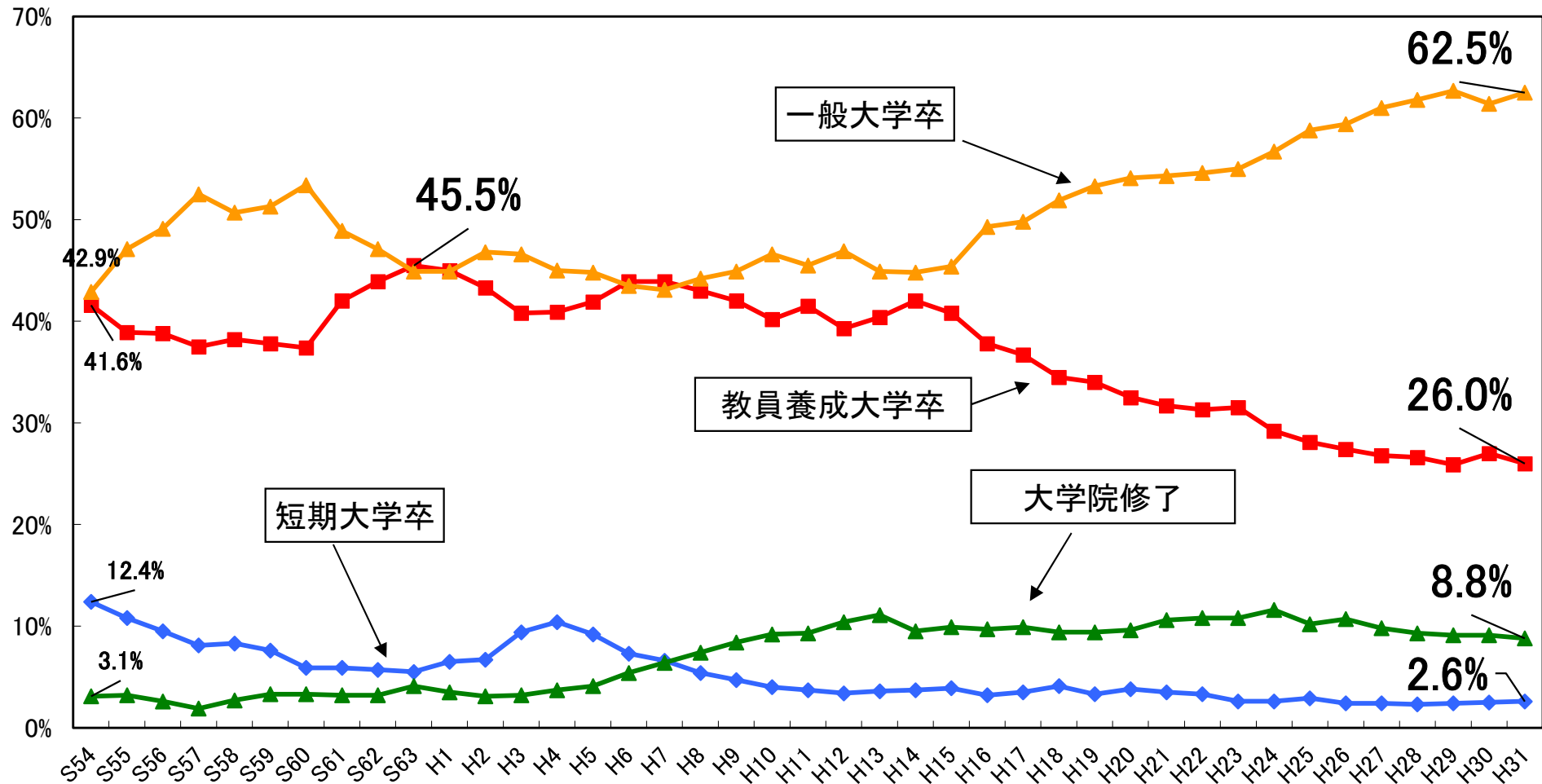
大学数



過去5年間の
教員就職率の
平均値

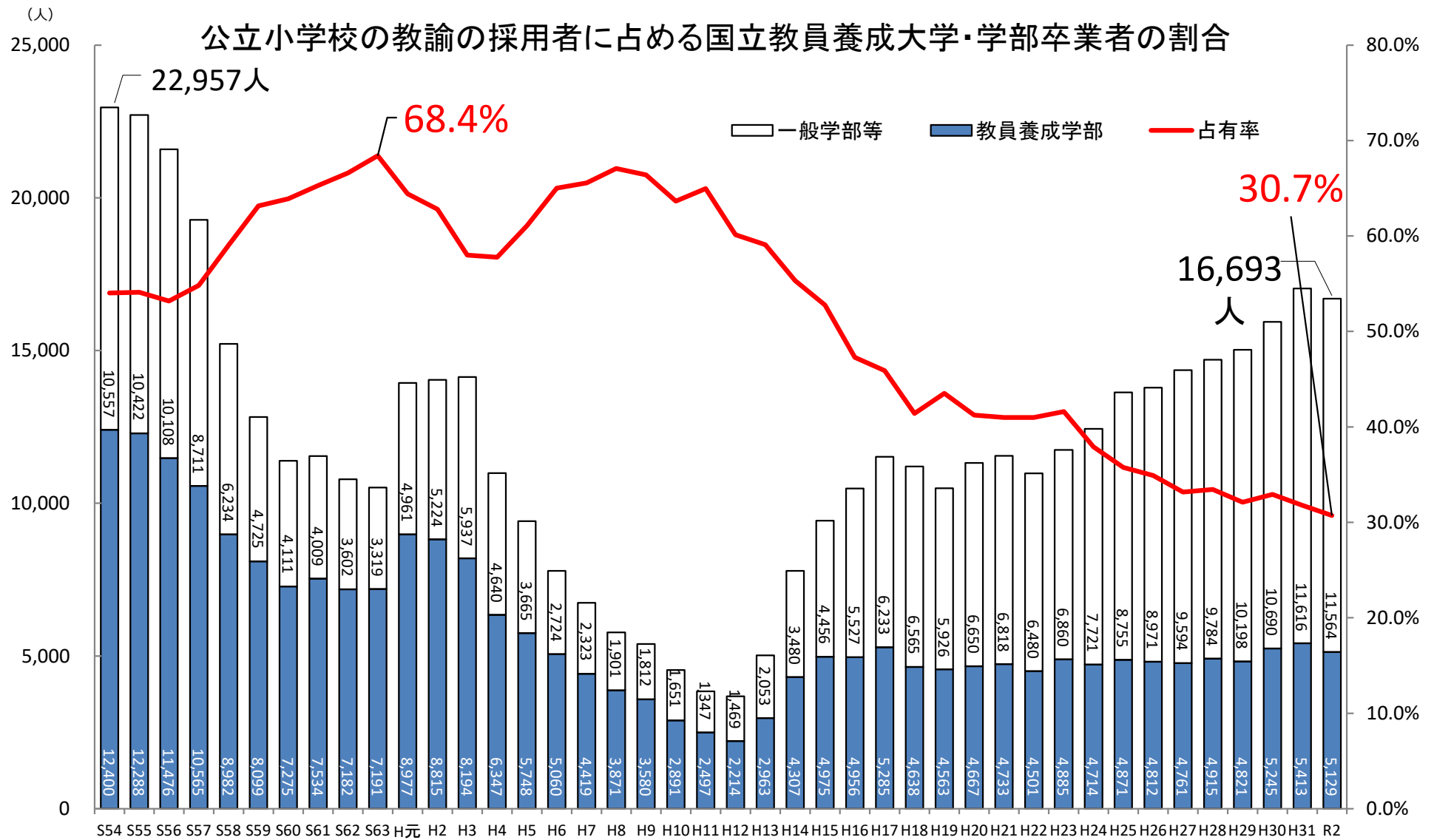
公立学校教員採用試験における学歴別採用者の状況

公立の小学校，中学校，高等学校，特別支援学校の教諭，養護教諭及び栄養教諭の学歴別採用者の割合



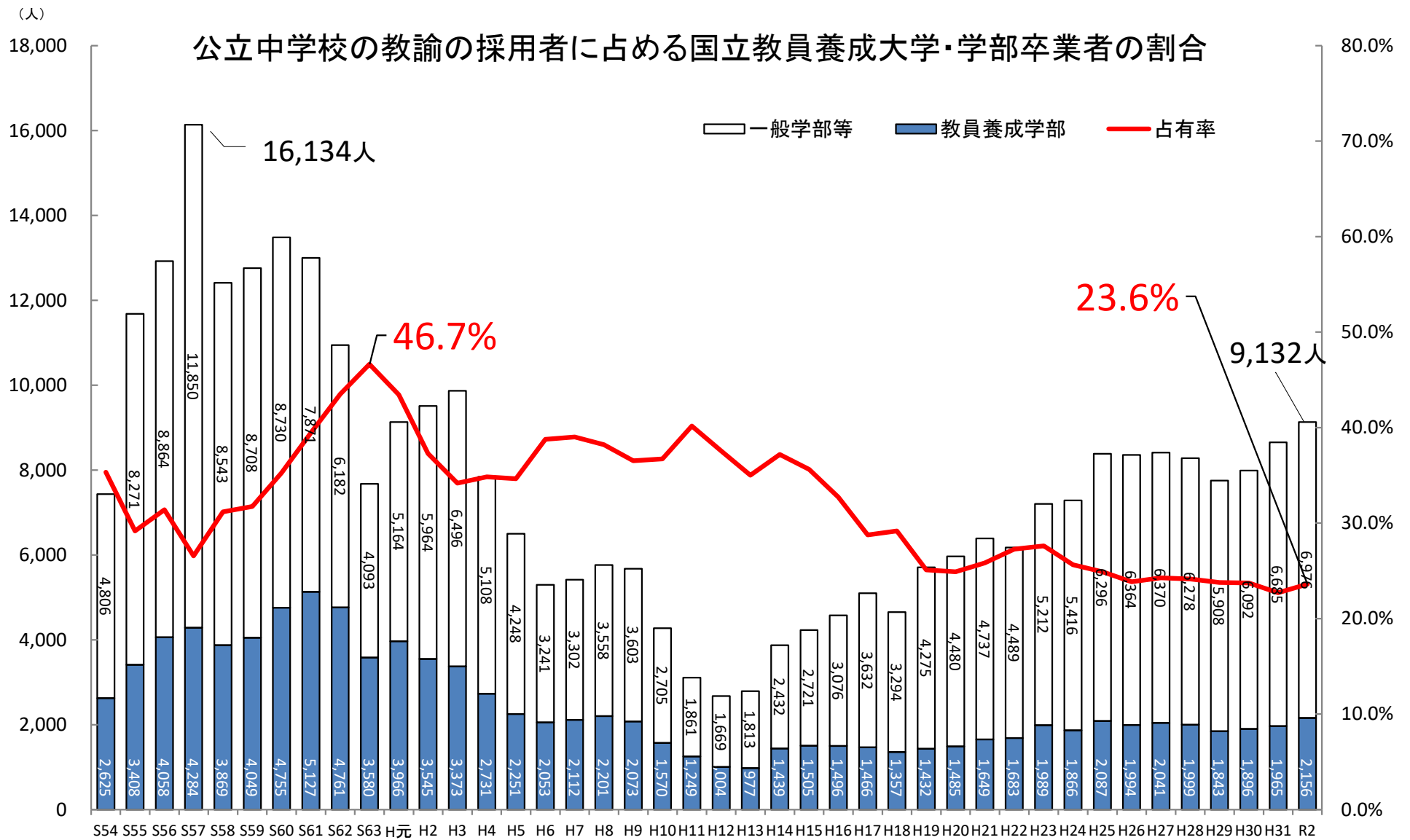
出典：文部科学省「公立学校教員採用選考試験の実施状況」

公立小学校採用者に占める国立教員養成大学・学部卒業者の割合



出典：文部科学省「公立学校教員採用選考試験の実施状況」

公立中学校採用者に占める国立教員養成大学・学部卒業者の割合



出典: 文部科学省「公立学校教員採用選考試験の実施状況」

終わりに

「問われる国立大学附属学校の存在意義」

国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議（第4回） 委員配布資料より抜粋

はじめに

医学部の附属病院が廃止等で取りざたされることはない。高度専門職業人の育成に欠かせないからである。

ところがどうだろう。国立の教育学部の附属学校については、縮小や廃止の議論が出てくる。

これは教育学部が職業人教育としての教育研究をしていないからであり、附属学校が職業人教育としての役割を果たしていないからではないか。



※以下のHPに掲載

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/077/attach/1380622.htm

ご清聴いただきましてありがとうございました。

情報提供

○「令和の日本型学校教育」を担う
教師の養成・採用・研修等の在り方について

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の概要

趣旨

校長及び教員の資質の向上のための施策をより合理的かつ効果的に実施するため、**公立の小学校等の校長及び教員の任命権者等による研修等に関する記録の作成並びに資質の向上に関する指導及び助言等に関する規定を整備し、普通免許状及び特別免許状の更新制に関する規定を削除する**等の措置を講ずる。

概要

1. 研修記録の作成及び資質の向上に関する指導助言等(教育公務員特例法の一部改正)

① **任命権者は、校長及び教員ごとに研修等に関する記録を作成**しなければならない。

<記録の範囲>

- ・研修実施者※1が実施する研修
- ・大学院修学休業により履修した大学院の課程等
- ・任命権者が開設した認定講習及び認定通信教育による単位の修得
- ・その他任命権者が必要と認めるもの

② **指導助言者※2は、校長及び教員に対し資質の向上に関する指導助言等を行うものとする。**その場合に、校長及び教員の資質の向上に関する指標及び教員研修計画を踏まえるとともに、①の記録に係る情報を活用する。

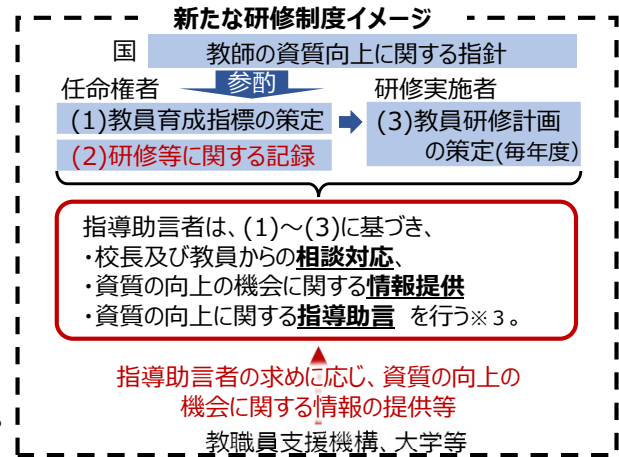
③指導助言者は、独立行政法人教職員支援機構（NITS）や大学等に情報の提供等の協力を求めることができることとする。

④教員研修計画に、資質の向上に関する指導助言等の方法に関して必要な事項を加える。

※1 研修実施者は中核市の県費負担教職員の場合は中核市教育委員会、その他の校長及び教員の場合は原則任命権者。

※2 指導助言者は県費負担教職員の場合は市町村教育委員会、その他の校長及び教員の場合は任命権者。

※3 教員への指導助言等は、教育委員会の指揮監督に服する校長等が実施することを想定。



2. 普通免許状及び特別免許状の更新制に関する規定の削除等(教育職員免許法の一部改正)

① **普通免許状及び特別免許状を有効期間の定めのないものとし、更新制に関する規定を削除**する。

②施行の際現に効力を有し、**改正前の規定により有効期間が定められた普通免許状及び特別免許状には、施行日以後は有効期間の定めがないものとする**等の経過措置を設ける。

3. その他(教育職員免許法の一部改正)

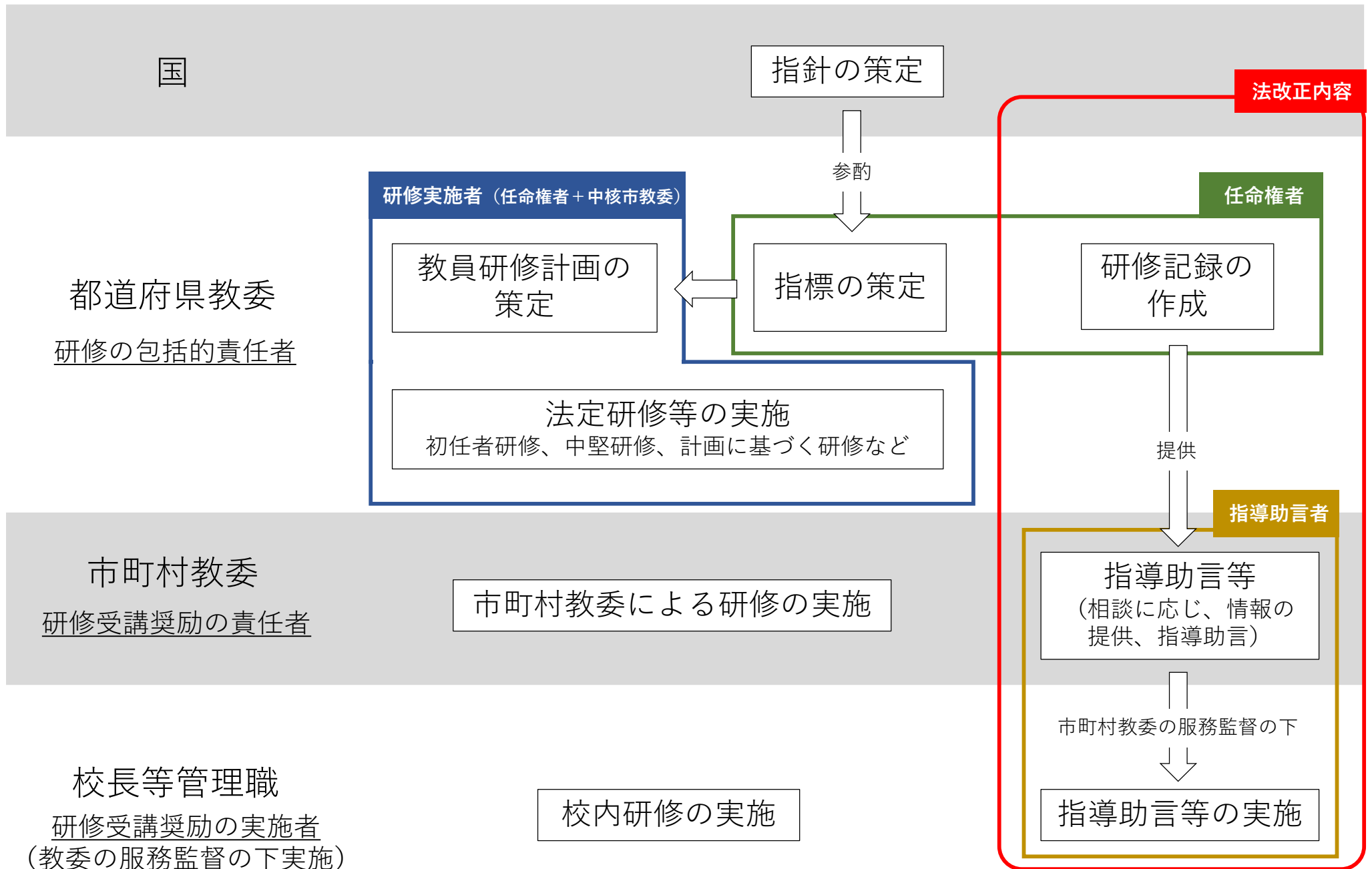
①普通免許状を有する者が他の学校種の普通免許状の授与を受けようとする場合に必要な最低在職年数について、当該年数に含めることができる勤務経験の対象を拡大する。

②主として社会人を対象とする教職特別課程（普通免許状の授与を受けるために必要な科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程）について、修業年限を1年以上に弾力化する。

施行期日

令和4年7月1日（1.の規定は令和5年4月1日）

新たな研修の仕組みにおける主体の整理（県費負担教職員の場合）



研修関係（教特法改正）

Q. なぜ研修記録の作成が必要なのか。

A. 研修記録は、教師が自身の学びを振り返りつつ、現状の把握と適切な目標設定を行うために必要不可欠であり、主体的で個別最適な学びを実現する上でのベースとなる。また、研修記録を活用することで、①教師が今後どの分野の学びを深めるべきか、②学校で果たすべき役割に応じてどんな学びが必要か等について、校長等による効果的な指導助言等が可能となる。さらに、個々の教師の強みや専門性を把握した上で校務分掌を決定するなど効果的な学校運営を行うことも可能になるものと考える。

Q. 研修の記録（報告書の作成）等が教師の負担増加につながるのではないか。

A. 研修記録により子供の教育に差し支えがでることは本末転倒であり、記録内容は簡素化することが必要。研修記録や指導助言自体が過剰な負担となることがないように留意しつつ、都道府県等の判断に資するよう、これらの基本的な考え方等をガイドラインで示していく。

Q. 指導助言等が校長や学校現場の新たな負担になるのではないか。

A. 校長等の管理職が行う指導助言等は、今でも学校現場で行われている期首面談や期末面談の機会を活用して実施することを想定しており、新たに大きな負担が生じるものではないと考える。

Q. 校長等からの指導助言等がパワハラにならないか。

A. 今回想定しているのは、あくまで教師と管理職等が対話を繰り返す中で、教師が自らの研修ニーズと、自分の強みと弱み、今後伸ばすべき力や学校で果たすべき役割などを踏まえながら、必要な学びを主体的に行っていくことであり、このような形の指導助言等がパワハラにつながるものではないと考える。

Q. 主体性を有しない教師については、どのように対応するのか。

A. 期待される水準の研修を受けているとは到底認められない場合などやむを得ない場合には、職務命令として研修を受講させることも考えられる。教育委員会が適切に対応できるよう、具体的なケースはガイドラインで示すが、例えば、以下を例示することを考えている。

- ◆合理的な理由なく、法定研修や、教育委員会が定めた教員研修計画に基づき全教員を対象にした研修等に参加しない場合
- ◆特段の支障がないにも関わらず、必要な校内研修に参加しない場合
- ◆例えばICT活用指導力など、特定分野の資質の向上に強い必要性が認められるにも関わらず、管理職等が受講を促してもなお、相当の期間にわたり合理的理由なく研修を受講しない場合

研修関係（教特法改正）

Q. 研修が勤務時間外に行われることはあるか。また、研修費用を教師が負担することはあるのか。

A. 職務としての研修は勤務時間の中で、教師個人の費用負担が生じない形で行われるものであり、この点は新たな研修制度においても同様。

Q. 研修受講履歴等は人事評価に活用されることはあるのか。

A. 新たな研修制度は、人事評価制度とはその趣旨と目的が異なる。研修記録自体や研修量の多寡そのものが人事評価に直接反映されるものではないが、研修を行った結果として各教師が発揮した能力や上げた業績については、人事評価の対象となるものとする。

Q. 情報システムによる研修記録の作成について、文部科学省はどのように取り組むのか。

A. 研修受講履歴記録システムは、国がその構築を行い、任命権者である教育委員会の責任の下で記録・活用していくことを想定。既に情報システムを導入している教育委員会もあり、既存システムとの連携や整合性に留意しつつ、教育委員会等とも十分に協議し、検討していく。令和5年度中に試行的な稼働を目指して構築を進める。

更新制関係（免許法改正）

Q. 教員免許更新制の総括如何。

A. 教員免許更新制は、教師の学びの機会の拡大、大学による教師の資質能力の向上に対する関与の拡大など、一定の成果を上げてきた。一方、10年に一度の講習は、常に最新の知識技能を学び続けることと整合的でないことや、座学を中心とした講習では現場に即した学びの実施が困難といった課題があった。

このため、更新制の下で大学等が形成した良質な教育コンテンツを継承しつつ、新たな研修システムによってこれからの時代に必要な教師の学びを実現させることとし、更新制を発展的に解消することとした。

Q. 免許未更新により失効又は休眠となった免許はどうなるのか。

A. 施行日（7月1日）より、休眠状態のものも含め現に有効な免許状は、手続きなく有効期限のない免許状となる。免許状が失効となっている場合も、必要な手続きをすることで、都道府県教育委員会から再授与を受けることは基本的には可能であるとする。この取扱いについて、分かりやすく周知徹底していく。

Q. 免許の再授与申請手続きの簡素化が必要ではないか。

A. 免許授与の申請に必要な書類は、都道府県教育委員会が定めている。法律の施行後円滑に再授与が行われるよう、都道府県教育委員会とともに検討を進めていく。

※ 下線部以外の箇所は衆・文科委、参・文教委ともに同内容。下線部箇所は参・文教委のみに記載された内容。

- 一 「新たな教師の学びの姿」は、時代の変化が大きくなる中にあって、教員が、探究心を持ちつつ自律的に学ぶこと、主体的に学びをマネジメントしていくことが前提であることを踏まえ、資質の向上のために行われる任命権者による教員の研修等に関する記録の作成並びに指導助言者が校長及び教員に対して行う「資質の向上に関する指導助言等」は、研修に関わる教員の主体的な姿勢の尊重と、教員の学びの内容の多様性が重視・確保されるものとすることを周知・徹底すること。とりわけ、校長及び教員に対して行う「資質の向上に関する指導助言等」については、教員の意欲・主体性と調和したものとすることが前提であることから、指導助言者は、十分に当該教員等の意向をくみ取って実施すること。
- 二 オンデマンド型の研修を含めた職務としての研修は、正規の勤務時間内に実施され、教員自身の費用負担がないことが前提であることについて、文部科学省は周知・徹底すること。
- 三 本法による新たな研修制度が円滑に機能するよう、新制度への移行に向けた支援の充実を図るとともに、その周知に万全を期すこと。また、教育委員会等は、教員の資質の向上につながり、子どもの実態に即して教員が必要とする研修を実施すること。
- 四 文部科学省及び各教育委員会は、本法の施行によって、教員の多忙化をもたらすことがないよう十分留意するとともに、教員が研修に参加しやすくなるよう時間を確保するため、学校の働き方改革の推進に向けて実効性ある施策を講ずること。また、任命権者による教員の研修等に関する記録の作成に当たって、当該教員から研修の報告等を求める場合には、報告等を簡潔なものとするなど負担増とならないように留意すること。
- 五 任命権者による教員の研修等に関する記録の作成については、各学校で実施する校内研修・授業研究及び教育公務員特例法第二十二條第二項に規定する本属長の承認を受けて勤務場所を離れて行う研修も「任命権者が必要と認めるもの」として、その記載対象とするものとする。また、当該記録については、個人情報保護に関する法律にのっとり適切に管理されるよう各教育委員会に周知・徹底すること。
- 六 地方公務員法の規定により、現在行われている人事評価は、職務を遂行することに当たり発揮した能力及び挙げた業績を基に実施されており、本法による研修等に関する記録の作成及び資質の向上に関する指導助言等は、この人事評価制度と趣旨・目的が異なることを周知すること。
- 七 文部科学省及び各教育委員会は、臨時的任用教員に対する研修の機会が確保されるよう周知・徹底すること。また、会計年度任用職員についても校内研修など職務としての研修が勤務時間内で確保されるよう周知・徹底すること。
- 八 「教師不足」を解消するためにも、改正前の教育職員免許法の規定により教員免許状を失効している者が免許状授与権者に申し出て再度免許状が授与されることについて、広報等で十分に周知を図るとともに、都道府県教育委員会に対して事務手続の簡素化を図るよう周知すること。また、休眠状態の教員免許状を有する者の取扱いについて、周知・徹底すること。

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律等の施行について（通知）R4.6.21

留意事項の主な内容

1. 研修制度の運用開始について（P.9）

- 今後、大臣指針の改正及びガイドラインの策定を行う予定であり、その際に研修記録や指導助言等の具体的運用について示す予定であること。
- また、新たな教師の学びを早期に実現する観点から、教特法改正の施行日である令和5年4月1日を待つことなく、令和4年7月1日以降、研修記録や指導助言等に関し可能なことから着手していただきたいこと。

2. 免許状の有効性について（P.10）

- 施行の際現に有効な免許状については、休眠状態のものも含め、何らの手続なく、引き続き教育職員になることのできる免許状として活用可能であること。
- 施行日前に既に失効している免許状については、手続なく有効になることはなく、申請書に授与権者が定める書類を添えて、授与権者に再度授与申請を行う必要があること。
- 授与権者及び免許管理者においては、現職教員又は採用希望者が有する免許状が有効なものであるか、任命権者又は雇用者、現職教員又は採用希望者が適切に理解することができるよう、都道府県のホームページへの資料掲載や各学校等への周知文書の配布、各種会議等の機会を捉えての説明、広報誌等の様々なメディアを通じた広報など、幅広い周知に配慮されたいこと。

3. 免許状の再授与について（P.12～）

- 更新制で失効となった場合の免許状の再授与については、原簿を有する都道府県に申請する場合、学力に関する証明書（教育職員検定の場合を除く。）、卒業・修了証明書、介護等体験に関する証明書、実務に関する証明書の簡素化を求めること。また、免許状の授与申請の受付や免許状の交付を郵送やオンラインで対応する等、申請者の負担軽減に配慮願いたいこと。
- 免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2に基づき授与された免許状が未更新（期限切れ）により失効している場合にあっては、過去の免許法等に基づき所要資格を満たした者は、現行の免許法等に基づく所要資格を満たしたものとみなす経過措置が置かれていることから、授与権者において過去に免許状を授与した事実に基づき再授与することは可能であること。
- 免許法別表第3から別表第8まで等に基づく教育職員検定により授与された免許状が未更新（期限切れ）により失効している者に対し、免許状の再授与を行う場合にあっては、授与時点の免許法等に定める所要資格の確認が必要となることから、授与権者において教育職員検定を再度実施する必要があること。

4. 教師の確保関係について（P.17）

- 改正法の施行後は、更新講習を経ることなく、休眠状態の旧免許状所持者などを教師として採用することが可能になることも踏まえ、任命権者等においては、「教師不足」の解消をはじめとした教師確保のための一層の取組を進められたいこと。

5. 教師の質保証について（P.17～）

- 失効・休眠免許状所持者を教師として採用する際には、必要な能力及び適性を有しているかについて、適正な選考を行うこと。また、このような者を採用する際、研修の実施や必要な学習を経ていることの確認など、資質能力の確保及び向上のための取組を行うこと。各学校法人等においても、このような取組の工夫に努めること。
- 失効・休眠免許状所持者に対する研修の実施や学習機会の提供に当たっては、教職員支援機構が提供している「校内研修シリーズ」や「基礎的研修シリーズ（まずはここから）」、「新たな教師の学びのための検索システム」等を活用いただきたいこと。各学校法人等においても、雇用する教師に対するこれらの情報提供や研修事業への活用に努められたいこと。

- 施行日時点で有効な教員免許状（**休眠状態のものを含む**）は、**手続なく、有効期限のない免許状となる。**
- 施行日前に有効期限を超過した教員免許状の扱いは次のとおり。

新・旧の別 (注1)	現職教師 (注2)	非現職教師 (ペーパーティーチャー等)
新免許状	失効	失効
旧免許状	失効	休眠

※失効した免許状については、都道府県教育委員会に再授与申請手続（注3）を行うことで、有効期限のない免許状の授与を受けることが可能。（注4）

（注1）新免許状、旧免許状の別は以下のとおり。

新免許状：更新制導入後（平成21年4月1日以降）に初めて免許状の授与を受けた者が保有する免許状

旧免許状：更新制導入前（平成21年3月31日以前）に初めて免許状の授与を受けた者が保有する免許状

※旧免許状保有者が更新制導入後に新たに他の免許状の授与を受けた場合、新たに授与されたものも含め、「旧免許状」として取り扱われる。

このため、同一の者が新・旧免許状を両方保有することはない。

（例：平成21年3月31日以前に中学校教諭免許状を取得し、平成21年4月1日以降に小学校教諭免許状を取得した場合など）

（注2）「現職」「非現職」の判定時点は、有効期限の日現在。「現職教師」には、産休・育休中の者等も含む。

（注3）再授与申請手続に必要な書類等については、各都道府県教育委員会が定めている。

（注4）極めて例外的なケース（平成12年の教育職員免許法改正に伴う経過措置により授与された免許状）については、免許状が再授与されない場合がある **41**

令和4年7月1日以降の教員免許状の扱いについて（補足説明）

「令和4年7月1日以降の教員免許状の扱いについて※改正教育職員免許法施行時」の補足説明です。

（注1の補足）新免許状には有効期間があり、旧免許状には有効期間はありませんが生年月日等に従って割り振られた修了確認期限が設定されています。本表ではこれらを合わせて「有効期限」と表記しています。「有効期限」の自己確認方法については文部科学省HPの以下のページを参考にしてください。

[トップ](#) > [教育](#) > [教員の免許、採用、人事、研修等](#) > [教員免許更新制](#) > [＜ケース別＞更新手続きの流れ](#) > [新免許状所持者（平成21年4月以降に初めて免許状を授与された方）](#)

[トップ](#) > [教育](#) > [教員の免許、採用、人事、研修等](#) > [教員免許更新制](#) > [修了確認期限をチェック](#)

（注2の補足）「現職」「非現職」の判定時点は、有効期限の日現在です。

「現職教師」には、産前・産後休暇、育児休業、介護休業、病気休職等、休暇、休業、休職中の者も含まれます。

有効期限の日に退職した教員について、定年退職者は「現職教師」、自己都合退職、勧奨退職者は「非現職教師」の扱いとなります。

本表でいう「現職教師」とは「更新講習の受講義務者」を指します。具体的には以下のとおりです。

- 1) 校長、副校長、教頭、及び教員（ただし、指導改善研修受講中の者を除く。）
- 2) 教育長、指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する指導等を行う者
- 3) 2) に準ずる者として免許管理者が定める者

（注3の補足）再授与申請手続に必要な書類等については、各都道府県教育委員会が定めています。

- （必要書類の例）
- ・申請書
 - ・学力に関する証明書（学位と単位の取得・修得状況確認）
 - ・介護等体験証明書（小中学校教員に必要な体験実施状況）
 - ・戸籍抄本・謄本（原簿に登録するための氏名・本籍地の確認用）
 - ・宣誓書（免許授与の欠格要件に該当しないことの確認）

（注4の補足）平成12年改正教育職員免許法（平成12年法律第29号）附則第2項各号及び第3項の経過措置により授与された免許状は、失効した場合再授与されません。

中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会
(令和3年11月15日)

◆教員免許更新制度導入後の社会的変化

1. 社会的変化の速度向上と非連続化を受けた学びの在り方の変化
2. 教師の研修環境の変化（体系的かつ効果的な研修体制の樹立、国公私・地域の別を問わないオンラインによる研修コンテンツの充実等）

◆「令和の日本型学校教育」を担う教師の学び

1. 「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿

- 学び続ける教師
- 教師の継続的な学びを支える主体的な姿勢
- 個別最適な教師の学び、協働的な教師の学び
- 適切な目標設定・現状把握、積極的な「対話」
- 質の高い有意義な学習コンテンツ
- 学びの成果の可視化と組織的共有

2. 「新たな教師の学びの姿」の実現に向けて早急に講ずべき方策

- **公立学校教師に対する学びの契機と機会の確実な提供（履歴の記録管理、受講奨励）**
 - ・ 文部科学省においては、任命権者が、教師が教員研修計画に基づき受けた研修の履歴等を記録及び管理し、当該履歴を活用しながら、任命権者や服務監督権者・学校管理職等が、教師との対話を通じて、教師に計画的かつ効果的な資質の向上を図るための研修の受講を奨励することを義務付けることを検討すべきである。その際、市町村教育委員会の行う研修や学校における校内研修・授業研究なども含めたような研修の履歴等を含む仕組みにすることが望まれる。
 - ・ 任命権者が当該履歴を記録管理する過程で、期待する水準の研修を受けていると到底認められない教師には職務命令による研修の受講や、職務命令に従わない場合には適切な人事上又は指導上の措置を講じることが考えられ、こうしたことを国が定める指針の中で明らかにすべきである。
- **現職研修のさらなる充実に向けた国による指針の改正**
 - ・ 教員育成指標や教員研修計画を策定する際に任命権者が参酌する国の指針において、時代の変化に応じて教師が身に付けるべき資質能力など基本的な視点を明らかにすべきである。
- **国公立学校の教師を通じて資質能力を向上する機会の充実**
- **教職に就いていない者のための学習コンテンツの開発**

3. 準備が整い次第講ずべき事項と具体的方向性

- **研修履歴を管理する仕組みの高度化**
 - ・ 研修受講履歴管理システムの導入
- **新しい姿の高度化を支える3つの仕組み**
 - ・ 学習コンテンツの質保証
 - ・ ワンストップ的に情報を集約し、適切に整理・提供するプラットフォーム
 - ・ 学びの成果を可視化するための証明の仕組み
- **教職員支援機構の果たすべき役割**
 - ・ 全国的な研修・支援のハブ機能を有する教職員支援機構において、研修受講履歴管理システムの構築・運用に参画し、また、3つの仕組みを構築・運用し、これらを一体的に構築・運用
 - ・ 都道府県教育委員会等の任命権者等との共同（共同的な研修の作成・実施等）
 - ・ 基礎的な知識・技能を身に付けるための標準的な動画コンテンツの作成等

◆「新たな教師の学びの姿」と教員免許更新制

- 教員免許更新制は、教師の学びの機会の拡大など、一定の成果は上がってきたものの、
- ・ 更新しなければ職務上の地位の喪失を招きかねず、自律的かつ主体的に学ぶ姿勢は発揮されにくい。
 - ・ 10年に1度の講習は、常に最新の知識技能を学び続けていくことと整合的でない。
 - ・ 個別最適な学びが求められる中で、共通に求められる内容を中心とする更新制とは方向性が異なっている。
 - ・ 「現場の経験」を重視した学びは更新制の客観的な要件として位置付けることが困難である。
 - ・ 免許状更新講習の受講は、本質的に個人的なものとならざるを得ず、組織的なものとする上で限界がある。

「新たな教師の学びの姿」を実現するための方策を講ずることで、教員免許更新制が制度的に担保したものは総じて代替できる状況が生じることなどから、上記2. の早急に講ずべき方策と同時に、**教員免許更新制を発展的に解消し、「新たな教師の学びの姿」を実現し、教師の専門職性の高度化を進めていく。**

大学に対する期待

(「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて 審議まとめ) (令和3年11月15日) からの抜粋)

- 大学等の尽力なくして教員免許更新制は成立し得なかったものであり、大学が教師の資質能力の向上に対して大いに貢献してきたことを多とするものである。
- 教員免許更新制の下で、生み出された成果は、「新たな教師の学びの姿」を構築する上で、発展的に継承していくことが重要である。
 - ・大学等が有償で提供する多様な質の高い学習コンテンツは、「新たな学びの姿」の中にあっても、中核的な役割を占めることが期待
 - ・教員養成大学・学部が提供するコンテンツについて、例えば履修証明プログラムとして位置付けるなど、単位を修得することが可能とすることにより、履修後の大学入学を促進
 - ・これまでの教員免許更新制の成果や免許状更新講習の実施に伴い整備された各大学の体制・ノウハウを生かしつつ、大学等の関係者の意見も踏まえながら、3つの仕組みの構築などの検討を進めていくことが必要
 - ・免許状更新講習と研修の相互認定が進められる中で、アカデミックなバックグラウンドを有する大学と現場の状況を知悉している教育委員会相互の連携に係る先進的事例の共有
- 現職教師の学びや、教員免許状を保有するものの教職には就いていない者の学びを進める上で、大学の果たす役割はこれからも大きくなっていく。
- 専門的知識を備えたリーダー養成の観点からの教職大学院の更なる活用が求められる。



**教師の養成・採用・研修等の在り方について議論を継続していく中で、
大学の果たす役割を強く意識していくことが必要**

「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて 審議まとめ

【令和3年11月15日 中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会・教員免許更新制小委員会合同会議資料より】

おわりに（抜粋）

本審議まとめは、教員免許更新制の抜本的な見直しという指紋の求める内容に応えつつ、教師の資質能力の向上に向けた新たな方向性を明らかにしたものである。今後、本審議まとめの内容を具体的に実現するために特に留意すべき事項について、以下数点掲げておく。

本審議まとめの重要なメッセージの一つは、**学びに専念する時間を確保した一人一人の教師が、自らの専門職性を高めていく営みであると自覚しながら、誇りを持って主体的に研修に打ち込むことができるという姿の実現を目指していく**ということである。教師と任命権者・服務監督権者・学校管理職等との積極的な対話を踏まえながら、任命権者等が提供する学びの機会と、教師自らが主体的に求めていく多様な主体が提供する学びとが相まって、変化を前向きに受け止め、探究心を持ちつつ自律的に学ぶ教師が育っていく。

また、**教師の学びの内容の多様性と、自らの日々の経験や他者から学ぶといった「現場の経験」も含む学びのスタイルの多様性を重視する**ということも重要なメッセージである。この観点からも、**教師の個別最適な学びの実現のみならず、協働的な学びを実現していくことが必要**である。今後、教師の資質能力の向上を広く図っていく観点からも、知識伝達型の学習コンテンツの充実はもとより、校内研修や授業研究といった日々の営みを磨き上げていくこと、教職大学院における学びなど、職務から離れて、大学教員や同級生とディスカッションしながら、課題を探究していく機会も同時に確保していくことが構想されていかなければならない。教師の個別最適な学び、協働的な学びの充実を通じて、「主体的・対話的で深い学び」を実現することは、児童生徒の学びのみならず、教師の学びにもまた求められている命題であるといえる。

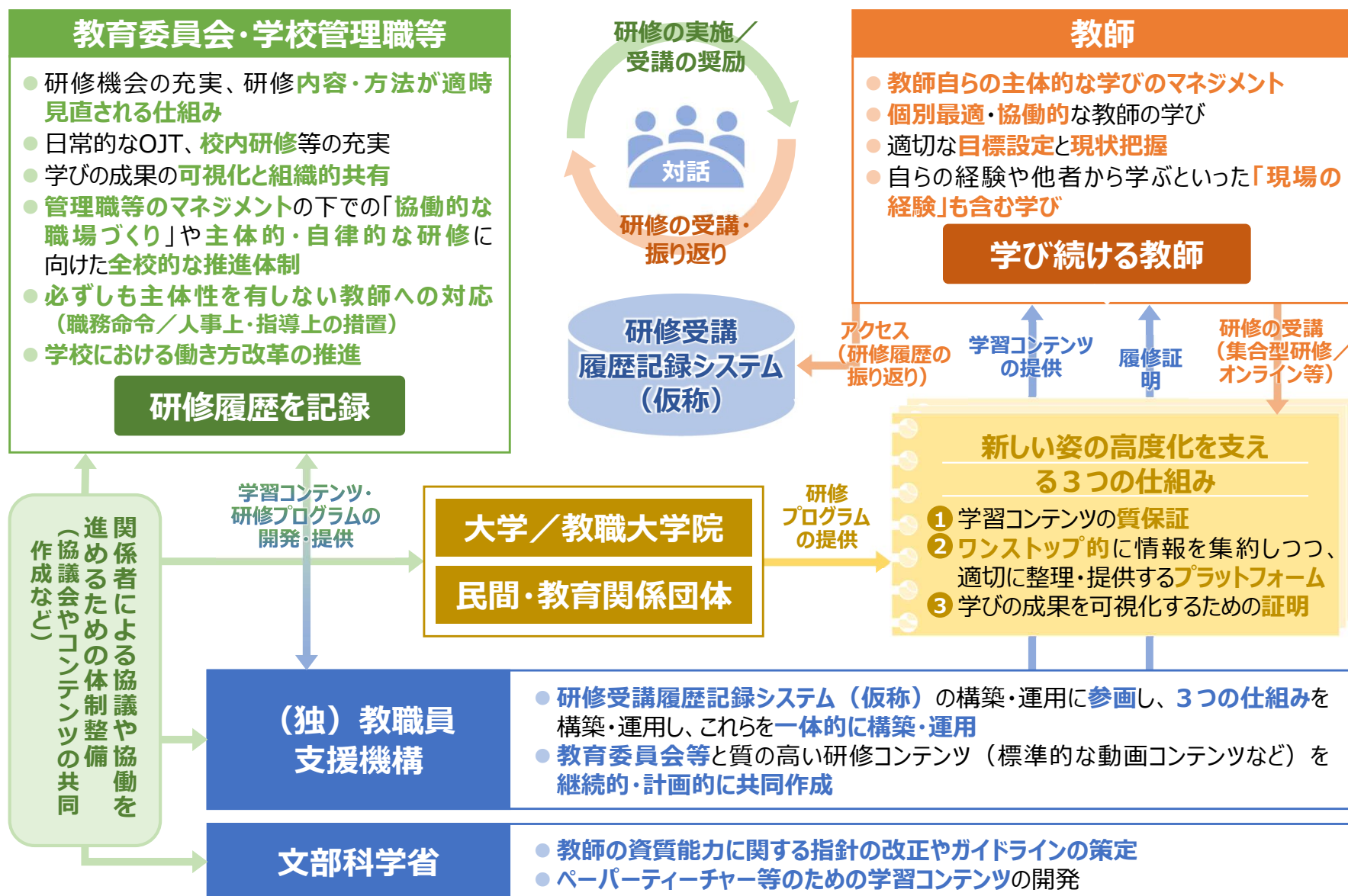
こうした姿を実現するために、持続可能な学校教育の中で教育成果を維持し、向上させることができるよう、**学校における「働き方改革」を進めていくことが重要**である。また、職務としての研修は勤務時間内に行われることが前提である。任命権者に加え、特に適切なマネジメントという観点から、学校管理職が果たすべき役割は大きく、本部会の審議においても、学校管理職（特に校長）に求められる資質能力をはじめ、学校管理職を含む新しい時代の教職員集団の在り方などを継続的に検討し、明らかにすることを目指していく。こうした検討の際には、教師の学びを支える任命権者等に期待される在り方も十分に念頭に置く必要がある。

さらに、教員免許更新制の成果を継承しながら、「新たな教師の学びの姿」をより高度な形で実現していくためには、IV. 2. の早急に講ずべき方策を着実に実施しつつ、IV. 3. に盛り込まれた研修受講履歴管理システムと3つの仕組みの一体的構築の具体化を速やかに進めていくことが求められる。文部科学省は、可能となった段階で今後のロードマップ等を明らかにしつつ、多様なステークホルダーを含む関係者間の検討の進捗に応じて、適時適切な情報発信を行っていくことに留意することが必要である。

文部科学省においては、こうした点に留意しつつ、円滑な新制度への移行に向けた準備や、関係者への丁寧な説明に努めていただきたい。

本部会としては、高い資質能力を備えた教師の確保や教師の魅力の一層の向上が実現できるよう、今後も、「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について、既存の在り方にとらわれることなく、審議を深めていく。

「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿のイメージ



公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針改正案のポイント①

改正の趣旨・ポイント

変化の激しい時代において、学校教育を取り巻く環境の**変化を前向きに受け止め、主体性を発揮しながら、個別最適な学び、協働的な学び**により、**教職生涯を通じて学び続ける**といった、新たな教師の学びを実現する観点から、改正教育公務員特例法を受け、より効果的な教師の資質向上を図るために改正するもの。

- 教師に**共通的に求められる資質能力**を、①教職に必要な素養、②学習指導、③生徒指導、④特別な配慮や支援を必要とする子供への対応、⑤ICT や情報・教育データの利活用の**5つの柱で再整理**。
- 新たな教師の学びを実現していくための仕組みとして、**研修履歴を活用した資質向上に関する指導助言等**について、その基本的な考え方を明記。
- 研修履歴を活用した資質向上に関する指導助言等を通じた所属教師の資質向上など、所属教師の人材育成に大きな責任と役割を担っている**校長に求められる資質能力を明確化**するとともに、**校長の指標を、教員とは別に策定**することを明記。
- 各学校の課題に対応した協働的な学びを学校組織全体で行い、その成果を教職員間で共有することにより、効果的な学校教育活動に繋げるよう、お互いの授業を参観し合い、批評し合うことも含め、**校内研修を活性化させることを明記**。
- 研修の性質に応じて、**研修後の成果確認方法を明確化**すること、特に**オンデマンド型**については、**知識・技能の習得状況を確認するテストも含め、研修企画段階から成果の確認方法を設定**することを新たに規定。教科指導については、**指導主事による定期的な授業観察・指導助言に関し、オンラインの活用も考慮した効果的・効率的な実施体制**を整備することを明記。

⇒ 任命権者は、これらを参酌して**指標を設定し、指標を踏まえた教員研修計画を策定**。

公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針改正案のポイント②

資質向上の基本的な考え方

- ・**研修履歴を活用した資質向上に関する指導助言等**
(個別最適な学び、協働的な学び、研修受講に課題のある教師への対応(職務命令による研修受講)など)
※具体的な内容は、ガイドラインで定める
- ・**多様な内容・方法**による資質向上
(教育委員会、教職員支援機構、大学等の様々な学習コンテンツの活用、教員育成協議会を通じた取組)
- ・**「現場の経験」を重視した学び**(校内研修・授業研究等)と**校外研修の最適な組合せ**
- ・**対面・集合型研修、同時双方向型オンライン研修、オンデマンド型研修の適切な組合せ**
- ・**研修成果の確認方法**の明確化
(特にオンデマンド型コンテンツは知識・技能の習得状況の確認方法をあらかじめ設定、定期的な授業観察等)

資質向上の基本的な視点

- ・**教師一人一人の視点**
(普遍的な素養、**必要な学びを主体的に行う姿勢、児童生徒性暴力等の防止等**)
- ・**学校組織・教職員集団**の視点
(**多様な専門性**を有する質の高い教職員集団の構築、**チームとしての同僚・支援スタッフとの分担・協働、家庭・地域・福祉・警察等との連携協働**)
- ・**社会・学校の変化**の視点
(いじめ・不登校、特別な支援を必要とする子供への対応、外国人児童生徒等の対応、主体的・対話的で深い学び、道徳教育、小学校外国語教育、ICT活用などの今日的な教育課題への対応など)

校長に求められる資質能力の明確化

- ・**校長の指標を教員とは別に策定**することを明記
- ・教職員の資質向上などの**人材育成**の役割、今後特に求められる「**アセスメント能力**」(様々なデータや学校が置かれた内外環境に関する情報について収集・整理・分析し共有する)や、「**ファシリテーション能力**」(学校内外の関係者の相互作用により学校の教育力を最大化する)など

教師に求められる資質能力の構造化

- ・**共通的に求められる資質能力を**、①教職に必要な素養、②学習指導、③生徒指導、④特別な配慮や支援を必要とする子供への対応、⑤ICTや情報・教育データの利活用の**5つの柱で再整理**
※具体的な内容は、別途大臣が定める

研修機会・体制整備等

- ・日常的な**校内研修**等の充実(互いの授業参観・批評等)
- ・管理職の下での主体的・自律的な研修の**全校的な推進体制**
- ・研修**内容が適時見直される仕組み**の整備
- ・**研修の精選・重点化**を含む効果的・効率的な実施
- ・中堅段階以降も含めた研修機会の充実
- ・研修内容の系統性の確保(シリーズ化、グレード化、関連付け等)
- ・資質向上にあたり、**教員育成協議会で大学等と協議することが望ましい事項**を具体的に例示(大学における研修プログラムや人事交流等)
- ・臨時的任用教員等への研修機会の充実
- ・教育委員会が行う**研修内容・方法**について、時代に応じて求められる資質の向上が図られるものとなるよう、**国として定期的にフォローアップ**

公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針改正案（大学関係部分抜粋①）

三 公立の小学校等の教員等としての資質の向上移管する指標の内容に関する事項

3 指標の内容を定める際の観点

(1) 校長の指標

校長に求められる基本的な役割は、大別して、学校経営方針の提示、組織作り及び学校外とのコミュニケーションの3つに整理される。これらの基本的な役割を果たす上で、従前より求められている教育者としての資質や的確な判断力、決断力、交渉力、危機管理等のマネジメント能力に加え、これからの時代においては、特に、様々なデータや学校が置かれた内外環境に関する情報について収集・整理・分析し共有すること（アセスメント）や、学校内外の関係者の相互作用により学校の教育力を最大化していくこと（ファシリテーション）が求められる。

これらの観点を踏まえ、校長の資質について、2の成長段階に応じて向上させる観点も持ちつつ、指標の内容を定めることとする。その際、校長の採用に当たっては、面接等を含む選考試験が実施されることが一般的であることに鑑み、その選考に当たって求める能力と校長の指標との関係について、両者の趣旨の違いを踏まえつつ、整合性の確保について留意することとする。

任命権者においては、それぞれの地域におけるスクールリーダー、更には将来の学校管理職としての活躍が期待される現職教員を教職大学院に派遣しているところであり、校長の指標の策定・変更に当たっては、教職大学院との緊密な連携・協働に特に留意することが重要である。

(2) 教員の指標

次に掲げる事項に係る資質について、2の成長段階ごとにさらに向上させる観点を持ちつつ、指標の内容を定めることとする。各事項に係る資質の具体的内容は、文部科学大臣が別に定める。

- ①教職に必要な素養
- ②学習指導
- ③生徒指導
- ④特別な配慮や支援を必要とする子供への対応
- ⑤ICTや情報・教育データの利活用

なお、幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教員にあつては、学習指導においては保育に関する事項も取り扱うことに留意するとともに、養護教諭にあつては保健管理、健康相談や保健室経営に関する事項等、栄養教諭にあつては食に関する指導と学校給食の管理に関する事項等を適宜加えるなど、上記に掲げる事項を中心としつつも、各職の適性を踏まえ、必要な事項を加えたり、不必要な事項を除いたりすることが可能である。

公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針改正案（大学関係部分抜粋②）

五 公立の小学校等の教員等としての資質の向上を推進する体制の整備

6 大学・教職大学院との連携・協働

(1) 基本的考え方

教員等の養成・採用・研修を一体的に充実させ、その資質の向上を図っていくためには、**任命権者とこれらを共に担う大学・教職大学院との連携・協働が不可欠**であり、教員免許更新制の下で生み出された成果を発展的に継承していくことも含め、**大学・教職大学院の果たす役割を強く意識していくことが重要**である。任命権者は、指標の策定・変更の際に限らず、指標と研修を有機的に結びつける観点から、**指標の具現化に向けた研修計画・内容の検討に当たっても、大学・教職大学院との連携を図ることが重要**である。また、協議会における協議や教職大学院との人事交流等を通じて、校長の指標及びこれに基づき教育委員会が行う研修と学校管理職の養成を目的とした教職大学院のカリキュラムとの整合性の確保に努めるなど、**教職大学院と一体となって学校管理職の養成に取り組んでいくことが望ましい**。

(2) 協議会の活用

法第22条の7の規定に基づく協議会は、任命権者と大学等が指標の策定に関する協議及び指標に基づく教員等の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うことを目的として組織されるものであり、両者の緊密な連携の下、教員等の養成・採用・研修の各段階を通じた一連の資質の向上のための取組を促進するために、当該協議会を活用することは有効である。このため、**協議会においては、任命権者と大学・教職大学院等が連携・協働して取り組む体制を確立すべく、指標の策定・変更にとどまらず、例えば、以下の事項について積極的に協議を行うことが望まれる**。

① 全般的事項

- ・指標に示された各事項の具体化及び重点化に関する共通理解
- ・教育委員会と大学・教職大学院との人事交流等を含めた連携体制の在り方

② 養成・採用に関する事項

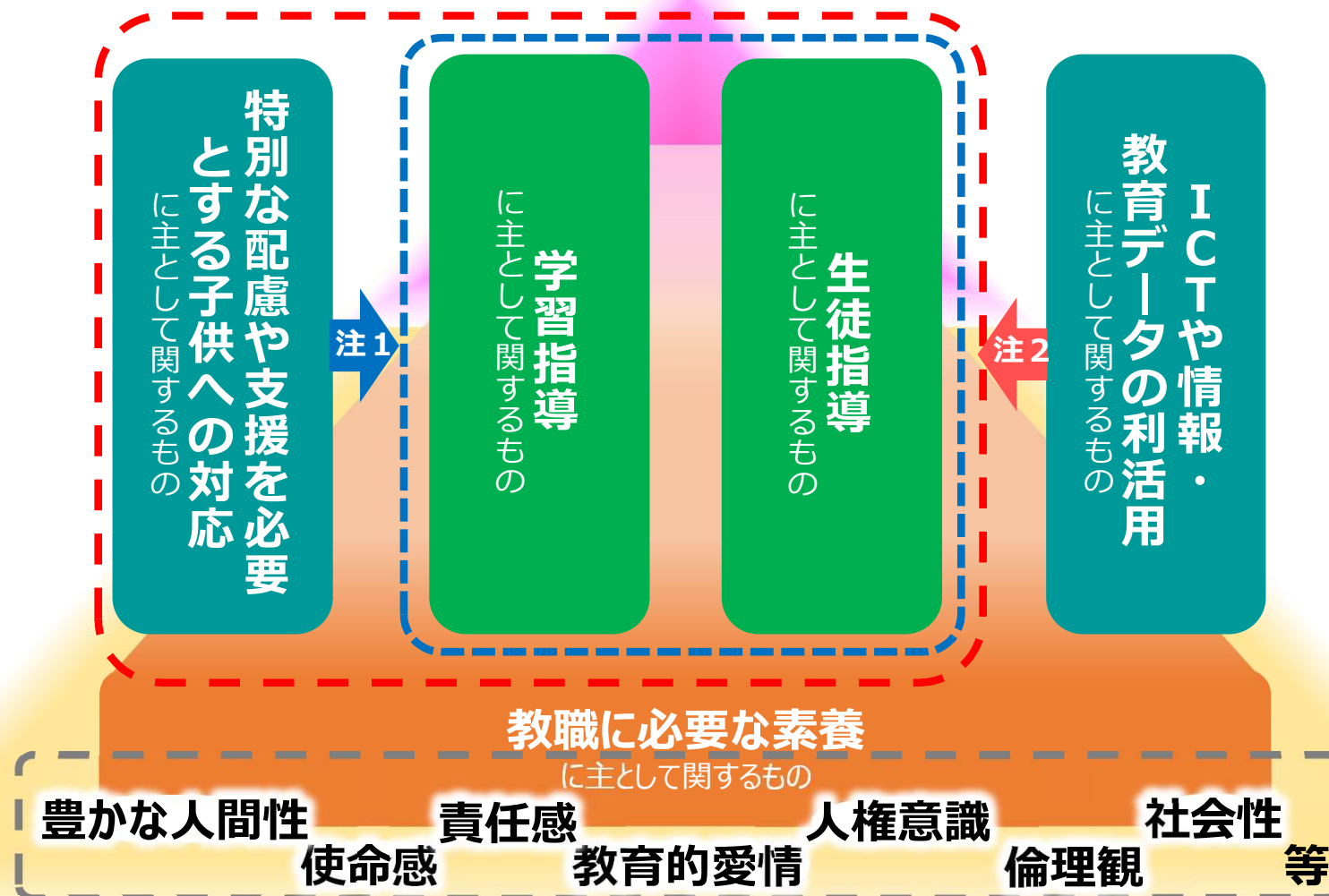
- ・中長期的な教員採用見込み者数の情報共有による適時・適切な教職課程の開設
- ・教職大学院のカリキュラムを含む大学における教員養成の取組、教育委員会における教員採用選考等に関する共通理解
- ・教職を目指す優秀な学生を引き付け、教員としての就職を促す方策
- ・特定分野に強みや専門性を有する教員の養成・採用の在り方

③ 研修に関する事項

- ・教育委員会における研修、大学・教職大学院における現職教員向けプログラム等に関する共通理解
- ・教育委員会と大学・教職大学院が連携・協働して実施する研修プログラムの在り方
- ・大学・教職大学院での学修と任命権者等が行う研修との関係の在り方
- ・教職大学院修了者等の高い学習意欲を持って学び続ける者へのインセンティブの在り方

公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針
に基づく教師に共通的に求められる資質能力の具体的内容

教師に共通的に求められる資質能力



※ 上記に関連して、マネジメント、コミュニケーション（ファシリテーションの作用を含む）、連携協働などが横断的な要素として存在

注1) 「特別な支援・配慮を必要とする子供への対応」は、「学習指導」「生徒指導」を個別最適に行うものとしての位置付け

注2) 「ICTや情報・教育データの活用」は、「学習指導」「生徒指導」「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」をより効果的に行うための手段としての位置付け

教職に必要な素養
に主として関するもの

- ・「**令和の日本型学校教育**」を踏まえた新しい時代における教育、学校及び教職の意義や社会的役割・服務等を理解するとともに、国内外の変化に合わせて常に学び続けようとしている。
- ・豊かな人間性や人権意識を持ち、他の教職員や子供達、保護者、地域住民等と、自らの意見も効果的に伝えつつ、**円滑なコミュニケーション**を取り、**良好な人間関係を構築**することができる。
- ・**学校組織マネジメント**の意義を理解した上で、限られた時間や資源を効率的に用いつつ、**学校運営の持続的な改善を支えられるよう**、校務に積極的に参画し、**組織の中で自らの役割を果たそう**としている。
- ・**自身や学校の強み・弱みを理解**し、自らの力だけでできないことを客観的に捉え、家庭・地域等も含めた**他者との協力や関わり、連携協働**を通じて課題を解決しようとする姿勢を身に付けている。
- ・**子供達や教職員の生命・心身を脅かす事故・災害等**に普段から備え、様々な場面に対応できる**危機管理の知識や視点**を備えている。

学習指導
に主として関するもの

- ・関係法令、学習指導要領及び**子供の心身の発達や学習過程に関する理解**に基づき、子供たちの「**主体的・対話的で深い学び**」の実現に向けた**授業改善を行う**など、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けて、**学習者中心の授業を創造**することができる。
- ・**カリキュラム・マネジメント**の意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点をもって、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に学校の実態に応じて改善しようとしている。
- ・**子供の興味・関心を引き出す教材研究**や、他の教師と**協働した授業研究**などを行いながら、**授業設計・実践・評価・改善等**を行うことができる。
- ・各教科等においてそれぞれの特質に応じた見方・考え方を働かせながら、資質・能力を育むために必要となる**各教科等の専門的知識**を身に付けている。

生徒指導
に主として関するもの

- ・子供一人一人の特性や心身の状況を捉え、**良さや可能性を伸ばす姿勢**を身に付けている。
- ・生徒指導の意義や原理を理解し、**他の教職員や関係機関等と連携しつつ、個に応じた指導や集団指導**を実践することができる。
- ・教育相談の意義や理論（心理・福祉に関する基礎的な知識を含む。）を理解し、子供一人一人の課題解決に向け、**個々の悩みや思いを共感的に受け止め、学校生活への適応や人格の成長への援助**を行うことができる。
- ・キャリア教育や進路指導の意義を理解し、**地域・社会や産業界と連携しながら、学校の教育活動全体を通じて、子供が自分らしい生き方を実現するための力を育成**することができる。
- ・**子供の心身の発達の過程や特徴を理解**し、一人一人の状況を踏まえながら、**子供達との信頼関係を構築**するとともに、それぞれの**可能性や活躍の場を引き出す集団づくり（学級経営）**を行うことができる。

特別な配慮や支援を必要とする子供への対応
に主として関するもの

- ・**特別な配慮や支援を必要とする子供の特性等**を理解し、**組織的に対応**するために必要となる知識や支援方法を身に付けるとともに、**学習上・生活上の支援の工夫**を行うことができる。

ICTや情報・教育データの利活用
に主として関するもの

- ・学校におけるICTの活用の意義を理解し、**授業や校務等にICTを効果的に活用**するとともに、**児童生徒等の情報活用能力（情報モラルを含む。）を育成するための授業実践等**を行うことができる。
- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、**児童生徒等の学習の改善を図るため、教育データを適切に活用**することができる。

注) 記述量と必要な学修量とは、必ずしも比例しない。

研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン案のポイント①

<全体構成>

第1章 「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿の実現

第2章 研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関する基本的考え方

1. 基本的考え方
2. 教員研修計画への位置付け
3. 研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励の内容・方法等
 - (1) 対象となる教師の範囲
 - (2) 研修履歴の記録の目的
 - (3) **研修履歴の記録の範囲** 後掲【1】参照
 - (4) **研修履歴の記録の内容** 後掲【2】参照

(5) **研修履歴の記録の方法** ※後掲【3】参照

(6) **研修履歴の記録の時期** ※後掲【4】参照

(7) 研修履歴の記録の閲覧・提供

(8) **対話に基づく受講奨励の方法・時期** ※後掲【5】参照

① 学校管理職以外の教師への対話に基づく受講奨励

② 校長等の学校管理職への対話に基づく受講奨励

(9) 学校内で行う研修履歴の記録と学校管理職以外の教師による受講奨励

第3章 研修受講に課題のある教師への対応

1. 基本的考え方
2. **期待される水準の研修を受けているとは到底認められない場合** ※後掲【6】参照
3. **「指導に課題のある」教員に対する研修等** ※後掲【7】参照

【1】 研修履歴の記録の範囲

① 必須記録研修等

- i) 研修実施者（都道府県・指定都市教育委員会等）が実施する研修
- ii) 大学院修学休業により履修した大学院の課程等
- iii) 任命権者が開設した免許法認定講習及び認定通信教育による単位の修得

② その他任命権者が必要と認めるもの

（内容の適切性も含め、任命権者の責任において判断）

②に含まれ得る研修等

- ・職務研修として行われる市町村教育委員会等が実施する研修等
- ・学校現場で日常的な学びとして行われる一定の校内研修・研究等
- ・教師が自主的に参加する研修等

研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン案のポイント②

【2】 研修履歴の記録の内容

- ・ 研修名、研修内容、主催者、受講年度、時期・期間・時間、場所、研修属性（悉皆／希望など）、研修形態（対面集合型／オンデマンド型／同時双方向オンライン型／通信教育型など）、教員育成指標との関係、振り返りや気づきの内容などの中から、研修の態様や性質に応じて、必須記録事項と記録が望ましい事項などを定める。
- ・ 記録自体が目的化したり、過度な負担にならないよう、簡素化に留意することが必要。

【3】 研修履歴の記録の方法

- ・ 情報システムや電子ファイルなど。
- ※国が全国的な研修履歴記録システムを構築するため、調査研究を実施（令和5年度中のできるだけ早期に稼働）

【4】 研修履歴の記録の時期

研修の性質等に応じて、次のような時期・方法で記録。

- ・ 情報システムを通じて、受講終了の都度、自動的に記録
- ・ 期末面談前にまとめて教師個人が記録
- ・ 期末面談前に校内研修等の実績を校長等が記録 等

【5】 対話に基づく受講奨励の方法・時期

- ・ 校長等が、期首面談・期末面談等の場を活用して実施。
- ・ 教科の専門性等に係る資質向上については、学校内外の同じ教科の教師や指導主事による指導助言を活用するなどの連携協力体制を整えることが有効。

【6】 研修受講に課題のある教師への対応（期待される水準の研修を受けているとは到底認められない場合）

期待される水準の研修を受けているとは到底認められない場合として、次のようなやむを得ない場合は、職務命令を通じて研修受講。（万が一、これに従わないような場合には、事案に応じて、人事上・指導上の措置を講ずることもあり得る）

- ・ 合理的な理由なく法定研修や、教員研修計画に定められた対象者悉皆の年次研修等に参加しない場合
- ・ 勤務上の支障がないにもかかわらず、必要な校内研修に参加しない場合
- ・ I C Tや特別な配慮・支援を必要とする子供への対応など特定分野の資質の向上を図る強い必要性が認められるにもかかわらず、学校管理職等から教師に対し特定の研修受講等を再三促してもなお、一定期間にわたって、合理的な理由なく当該特定分野に係る研修に参加しないなど資質向上に努めようとする姿勢が見受けられない場合 など

【7】 「指導に課題のある」教員に対する研修等*

- ・ 研修履歴を記録する仕組みと対話に基づく受講奨励のプロセスを通じて、指導に課題のある教師（「指導が不適切である」との認定には至らないものの、教科等の指導に一定の課題がみられる教員）に対し、早期・効果的な対処が可能。
- ・ 指標を踏まえて、更に伸ばすべき分野・領域や、改善すべき分野・領域について、自己評価及び学校管理職等による評価を行い、これを踏まえた「研修計画書」を作成し、研修受講。
- ・ 教育委員会も積極的に関与。研修によってもなお指導の改善が見られず、より集中的な研修を必要とする場合には、「指導が不適切である」教員の認定プロセスに入る可能性。

* 今般の研修充実等を踏まえ、「指導が不適切な教員に対する人事管理システムのガイドライン」（H20.2）を改正

研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン案（基本的考え方部分抜粋）

第2章 研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関する基本的考え方

1. 基本的考え方

- 研修履歴の記録は、指標や教員研修計画を踏まえて行う教育公務員特例法第22条の6の規定による対話に基づく受講奨励において活用されることが基本である。その中で各教師が学びの成果を振り返ったり、自らの成長実感を得たりすることが一層可能になると考えられる。また、これまで受けてきた研修履歴が可視化されることにより、無意識のうちに蓄積されてきた自らの学びを客観視した上で、さらに伸ばしていきたい分野・領域や新たに能力開発をしたい分野・領域を見出すことができ、**主体的・自律的な目標設定やこれに基づくキャリア形成につながることを期待される。**
- **対話に基づく受講奨励は、教師と学校管理職とが対話を繰り返す中で、教師が自らの研修ニーズと、自分の強みや弱み、今後伸ばすべき力や学校で果たすべき役割などを踏まえながら、必要な学びを主体的に行っていくことが基本**である。「新たな教師の学びの姿」が、変化の激しい時代にあって、**教師が探究心を持ちつつ、自律的に学ぶこと、主体的に学びをマネジメントしていくことが前提**であることを踏まえ、**対話に基づく受講奨励は、教師の意欲・主体性と調和したものとなるよう、当該教師の意向を十分にくみ取って行うことが望まれる。**
- 研修履歴を活用して対話に基づく受講奨励を行うことにより、
 - ・教師が今後どの分野の学びを深めるべきか、
 - ・学校で果たすべき役割に応じてどのような学びが必要か、
 等について、学校管理職による効果的な指導助言等が可能となるとともに、個々の教師の強みや専門性を把握した上で校務分掌を決定するなど効果的な学校運営を行うことも可能になると考えられる。

3. 研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励の内容・方法等

（2）研修履歴の記録の目的

（基本的考え方）

- 教育公務員特例法第22条の5の規定に基づく**研修履歴の記録は**、同法第22条の6の規定に基づく対話に基づく受講奨励の際に当該記録を活用することにより、**教師が自らの学びを振り返るとともに、学校管理職等が研修の奨励を含む適切な指導助言を行うことにより、効果的かつ主体的な資質向上・能力開発に資することを目的**としている。
- このため、**研修の効果的・効率的な実施から離れて、記録すること自体が目的化することがあってはならない。**どの研修等について記録するか、しないかという分類の議論や、記録対象とする研修等及びその記録内容に関する基準を精緻に設定することに過度に焦点化することなく、**記録の簡素化を図るよう留意する必要**がある。

研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン案（抜粋）

終わりに

- 本ガイドラインは、研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関し、教育委員会等における適正な運用に資するよう定めるものであるが、この前提となる「新たな教師の学びの姿」として求められているのは、審議まとめでも指摘されているように、一人一人の教師が、自らの専門職性を高めていく営みであると自覚しながら、誇りをもって主体的に研修に打ち込むことである。その鍵である、教師の個別最適な学び、協働的な学びの充実を通じた「主体的・対話的で深い学び」の実現は、児童生徒等の学びのロールモデルとなることにもつながる。
- その意味で、この**研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励の意義は、研修の管理を強化するものではなく、教師と学校管理職とが、研修履歴を活用して対話を繰り返す中で、教師が自らの研修ニーズと、自分の強みや弱み、今後伸ばすべき力や学校で果たすべき役割などを踏まえながら、必要な学びを主体的に行っていくことにある。**このため、研修履歴を記録・管理すること自体を目的化しない意識を十分に持ち、指標や教員研修計画とも相俟って、適切な現状把握と主体的・自律的な目標設定の下で、新たな学びに向かうための「手段」として研修履歴を活用することが重要である。同じく記録自体を目的化しない観点から、**研修レポートなど教師個人から報告を求めるものは、真に必要なものに厳選し、簡素化を図るとともに、研修履歴の記録の方法についても、できる限り教師個人に負担のかからないような効率的な記録方法とすることも重要**である。
- 本ガイドラインは教育委員会等における適正な運用の参考となるよう定めるものであり、特に研修履歴の記録に関し、本ガイドラインで「考えられる」と表記した各種内容については、指標や教員研修計画との関係性も考慮しつつ、法令で定める範囲内において、地域や学校の実情に応じて、いかにその効果を最大化させるかという点を常に意識する必要がある。
- この仕組みを実効あるものとするべく、特に教科指導に係る指導助言などを含む効果的な対話に基づく受講奨励のためには、第1章2.の**研修推進体制の整備と同時に、指導主事や主幹教諭の配置充実も含め、国と地方が一丸となって、指導体制の充実を図るとともに、学校における働き方改革を強力に進めていく必要がある**ことについても、十分留意しなければならない。
- 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の構築に向け、多様な内容・スタイルの学びが重要視されていく中で、この**研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励の仕組みを、教師が自らの強みや得意分野の再認識と自信につながり、学び続け、成長する教師の「次なる学びのエンジン」としていくことが期待される。**



独立行政法人教職員支援機構

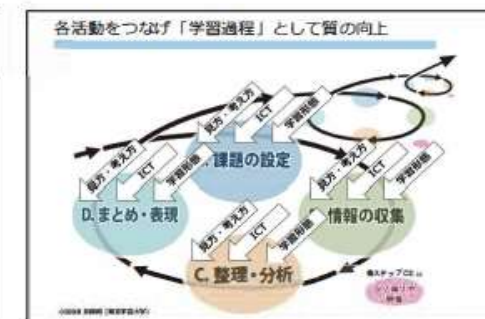


NITS 校内研修シリーズ

検索

全国の学校教育関係職員に豊富で質の高い研修機会を提供するため、校外、校内、自己研修を問わず、いつでもどこにいても研修が可能となるよう、「校内研修シリーズ」を始め、講義動画などの研修教材を提供しています。

「校内研修シリーズ」では、これまでに、本編101本、新学習指導要領編82本の計183本を配信しています。ぜひ積極的にご活用ください。



動画と関連資料の画面例 (関連資料はダウンロードして活用することができます)

教職員支援機構の取組

校内研修で活用する例

研修の冒頭で視聴し、それをふまえた演習を行う流れが可能です。

20分



40分



「オンライン講座、使っています」利用者の声より

初任研で使った。
自分自身に合う
テーマや内容を
選びやすい。

専門的な研修を
手軽にできるから
いいのでは？

具体的な対応例が
わかりやすかった。

コンパクトに
まとめられているのがよい。
そのまま校内研修で
活用できる。

日々の授業実践に
役立てることができた。

1. 新学習指導要領における学習評価について

「学習評価の在り方ハンドブック 小・中学校編」
令和元年6月 文部科学省 国立教育政策研究所
(全12ページ)
https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/gakushuhyouka_R010613-01.pdf

学習評価は、学校における教育活動に関し、
生徒の学習状況を評価するものです。
・教師が指導の改善を図る
・生徒が自らの学びを振り返って、次の学びに
向かうことができるようになる
ためにも、学習評価の在り方は重要です。

◆ 市販版「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する
参考資料「中学校国語」(令和2年6月)には、冊子末に
付いています(白黒ページ)。

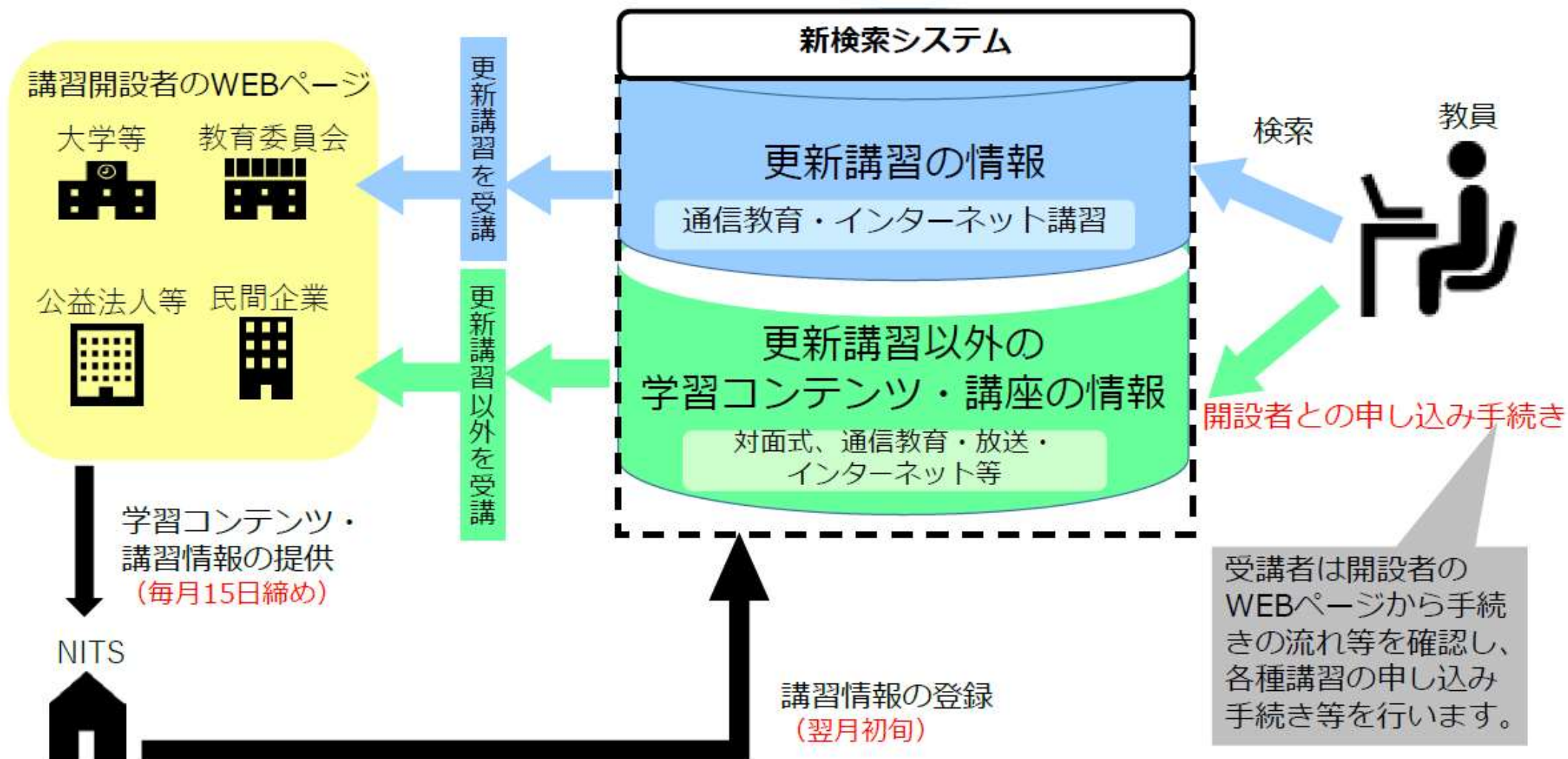
1 (2) 各教科における評価の基本構造



新学習指導要領について、小学
校、中学校、高等学校の各教科の
評価のポイントをまとめた動画を
制作・公開しています。

教職員支援機構の取組

新検索システム：「新たな教師の学びのための検索システム」イメージ



「新たな教師の学びのための検索システム」への学習コンテンツ等ご提供のお願い

当機構では、教員免許状更新講習以外の学習コンテンツ等の情報も掲載する「一元的な情報提供サイト」として、新検索システム「新たな教師の学びのための検索システム」の運用を開始しました。ついては、免許状更新講習の開設者の方々には、現職教員がその資質向上のために受講可能な学習コンテンツ等の情報を御提供いただきたく、御提出をお願いいたします。

下記の専用のExcelファイルをダウンロードし、メールにて当機構にお送りください。

別添1「新たな教師の学びに向けた学習コンテンツ等回答様式」(マクロ有効ブック)
(Excel:138KB)

別添1「新たな教師の学びに向けた学習コンテンツ等回答様式」(マクロなしブック)
(Excel:70KB)

メールの件名：【機関名】新たな教師の学びに向けた学習コンテンツ等回答

ファイル名：【機関名】別添1「新たな教師の学びに向けた学習コンテンツ等回答様式」

提出先：独立行政法人教職員支援機構 戦略調整担当

提出先メールアドレス：chousei@ml.nits.go.jp



※以下の教職員支援機構HPに掲載

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/013/1420173_00002.htm

教員免許更新制の発展的解消と 「新たな教師の学びの姿」

令和4年7月1日より教員免許更新制は発展的に解消されました。

今後は、教師や学校のニーズや課題に応じて、個別最適で協働的な学びを主体的に行う「新たな教師の学びの姿」を早期に実現していきます。

法令の概要・施行通知

令和4年7月1日以降の免許状の取扱い

教師の資質向上に関する指針・ガイドライン

教員免許状に関するQ&A

NITS「基礎的研修シリーズ(まずはここから)」

NITS「新たな教師の学びのための検索システム」

特別免許状・特別非常勤講師

教師不足

教員免許更新制(アーカイブ)

[文部科学省ホームページトップへ](#)

[ページの先頭に戻る](#)

※以下の文部科学省HPに掲載

https://www.mext.go.jp/a_menu/14167461.htm



「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（令和3年3月12日中央教育審議会諮問） 【概要】

中央教育審議会答申「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」【令和3年1月26日】のポイント
～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～

2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」で目指す学びの姿

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる。

「令和の日本型学校教育」において実現すべき教師を巡る理想的な姿

- 学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続け、**子供一人一人の学びを最大限に引き出し、主体的な学びを支援する伴走者としての役割**を果たしている
- **多様な人材の確保**や教師の資質・能力の向上により**質の高い教職員集団**が実現し、多様なスタッフ等とチームとなり、校長のリーダーシップの下、家庭や地域と連携しつつ学校が運営されている
- 働き方改革の実現や教職の魅力発信、新時代の学びを支える環境整備により**教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識**され、志望者が増加し、教師自身も志気を高め、誇りを持って働くことができている

ICTの活用と少人数学級を車の両輪として、「令和の日本型学校教育」を実現し、それを担う質の高い教師を確保するため、教師の養成・採用・研修等の在り方について、**既存の在り方にとらわれることなく、基本的なところまで遡って検討を行い、必要な変革を実施、教師の魅力を向上**

「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（諮問）

①教師に求められる資質能力の再定義

- ・「令和の日本型学校教育」を実現するために教師に求められる基本的な資質能力

②多様な専門性を有する質の高い教職員集団の在り方

- ・優れた人材確保のための教師の採用等の在り方
- ・強みを伸ばす育成、キャリアパス、管理職の在り方

③教員免許の在り方・教員免許更新制の抜本的な見直し

- ・①を踏まえた教職課程の見直し
- ・学校外で勤務してきた者等への教員免許の在り方
- ・免許状の区分の在り方
- ・必要な教師数と資質能力の確保が両立する教員免許更新制の見直し

④教員養成大学・学部、教職大学院の機能強化・高度化

- ・多様化した教職員集団の中核となる教師を養成する教員養成大学・学部、教職大学院の教育内容・方法・組織の在り方
- ・学生確保、教職への就職、現職教員の自律的な学びを支えるインセンティブの在り方

⑤教師を支える環境整備

・教師を支える環境整備

・教師の学び等の振り返りを支援する仕組み

I. これまでの議論の整理

教師個人と学校組織

新たな教師の学びについて

学校管理職に求められる役割

多様な専門性を有する質の高い
教職員集団を構成する人材の育成

II. 検討の方向性

養成

教師に求められる基礎的な資質能力と教職課程の見直し

教員養成大学・学部、教職大学院の機能強化・高度化

特定分野に強みや専門性を持った教師の養成・採用

教育委員会における大学・教職大学院との連携協働の促進

採用

教職への志望動向に関する実態把握

人物重視の多面的な採用選考

教員採用選考試験の実施スケジュールの在り方

効果的・効率的な教員採用選考試験の実施

社会人等の登用促進

特別免許状制度の改善、特別非常勤講師制度の改善、教員資格認定試験の見直し等

研修

学校管理職（特に校長）に求められる資質能力の明確化

新たな教師の学びの姿の実現に向けた体制整備

 「基本問題小委員会」において専門的な議論を深め、令和4年夏頃までを目途に一定の結論を得る

中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会 審議経過報告（素案） 概要

1. 「令和の日本型学校教育」を担う教師及び教職員集団の姿

実現すべき教師の姿

実現すべき教職員集団の姿

- 環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続けている
- 子供一人一人の学びを最大限に引き出す役割を果たしている
- 子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている
- 教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識され、教師自身も志気を高め、誇りを持って働くことができる。
- 新たな教師の学び**（主体的な姿勢、継続的・個別最適・協働的な学び）

- 学校組織のレジリエンスを高めるために、**教職員集団の多様性が必要**。
- 教師一人一人の専門性向上と、民間企業等の勤務経験のある教師などを取り組み合わせることで、教職員集団の多様性が一層向上。
- 学校管理職のリーダーシップの下、**心理的安全性の確保、教職員の多様性を配慮したマネジメントも不可欠**

2. 子供たちの多様化と社会の変化

3. 教員養成、免許、採用、研修に関する制度及び実態

制度及び実態

既に実施した制度改正

検討事項

「日本型学校教育」は国際的に高く評価される一方、**教師の勤務時間が長い**

子供たちの多様化（特別支援、外国人児童生徒、生徒指導上の課題など）

Society5.0時代の到来、特に**教師と児童生徒の情報活用能力**の課題（例：高校「情報」など）

臨時的任用教員等の「**教師不足**」問題

これまでの取組み

- 新学習指導要領の実施
- 小学校35人学級
- GIGAスクール
- 学校の働き方改革 等

他の会議体からの提言・要請

- 骨太の方針
- 規制改革実施計画
- 内閣府CSTI
- 教育未来創造会議

養成

- 普通免許状の取得には教職課程(教育実習を含む)で所定の単位の修得が必要
- 教育実習の一部は学校体験活動で代替可能
- 小学校養成課程を設置する私大は10年で3割増

免許

- 普通免許状の授与件数は、**幼・中・高で減少、小学校で横ばい、特別支援学校で増加**（特支の6割は現職教育によるもの）
- 特別免許状の授与件数は増加。ただし、絶対数が少ない。高校の特定教科（英語・看護等）に偏り

採用

- 7月に1次試験、9～10月に合格発表・内定
- 採用倍率低下**(大量退職、特別支援学級の急増を反映した採用増と、それに伴う既卒受験者層の減少)、**新卒受験者は小は横ばい、中高は低下**
- 民間企業等経験者の割合が少ない**

研修

- 任命権者が、育成指標及びそれに基づく体系的な教員研修を策定し、それに基づき研修を実施

- 教員養成フラッグシップ大学の創設
- 介護等体験施設の対象拡大
- 教職課程の義務教育特例の創設
- ICT活用に関する内容の充実
- 教職特別課程の修業年限弾力化

- 教員免許更新制の発展的解消**
- 他の学校種の免許状を取得する際の最低在職年数の緩和
- 特別免許状授与指針の改訂

- (各自治体の創意工夫による採用)

- 教員免許更新制の発展的解消に伴う、「新たな教師の学びの姿」の実現に向けた仕組みの構築**

- 教師に求められる基礎的な資質能力と教職課程の見直し
- 特定分野に強みや専門性を持った教師の養成・採用
- 教員養成大学・学部、教職大学院の機能強化・高度化
- 教育委員会における大学・教職大学院との連携協働の促進

- 特別免許状制度
- 教員資格認定試験
- 多様な専門性を持つ社会人をより積極的に採用しやすくなるような環境整備

- 教職への志望動向に関する実態把握
- 人物重視の多面的な採用選考
- 教員採用選考試験の実施スケジュールの在り方
- 効果的・効率的な教員採用選考試験の実施

- 新たな教師の学びの姿の実現に向けた体制整備
- 学校管理職（特に校長）に求められる資質能力の明確化

教職課程の見直しに係る検討の方向性（たたき台）

中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会
基本問題小委員会（令和4年2月21日）

現状・課題

- ✓ 「新たな教師の学びの姿」を実現していく上では、教員養成段階において、自ら仮説や見通しをもって学校現場での実践に挑み、その結果を振り返る学びを充実させることが必要。
- ✓ 一般に、教員養成大学・学部においては大学3年後期に、一般大学・学部においては大学4年前期に教育実習が実施されており、学校現場での教育実践を経験する機会は主に教職課程の終盤に設けられている状況であるが、教育実習の履修時期が民間の採用活動と重なる等の課題もあり、教職課程の履修を断念する傾向が顕著に見られる例も出てきている。
- ✓ 特別部会での議論を踏まえ再整理された教師の資質能力に係る基礎的な内容について、教職課程の学修を通じて担保していくことが必要。

理論と実践の往還を重視した教職課程へと転換し、
教職課程において「新たな教師の学びの姿」を実現するための基礎的な資質・能力の育成を図る

取組の方向性と主な論点（例）

教育実習の実施時期・実施方法の見直し

- 教職課程の終盤に長期間まとめて教育実習を履修するこれまでの履修スタイルから、**学校体験活動を効果的に活用して学校現場での教育実践を段階的に経験する学びへと転換を図ること**としてはどうか。
 - ・ 教師に必要な資質能力の基礎的な内容を確実に身に付けさせることを念頭に、**教職科目と学校現場での教育実践を相互に関連付けながら学びを深める取組の促進方策**についてどう考えるか。
 - ・ 学校現場での段階的な教育実践をより実効性あるものとするための**大学・教育委員会の連携の在り方**についてどう考えるか。
 - ・ 教職課程が教師として最低限必要な資質能力を育成することを目的としたものであることを踏まえつつ、教職課程の履修負担が過大なものとならないよう、**教育実習の実施時期・実施方法の見直しと履修の適正化のバランス**や**学校体験活動と教育実習の役割分担を踏まえた学修内容・実習期間の在り方**についてどう考えるか。
 - ・ 実習校の確保や専門分野の学修との調整が困難である等、**段階的に学校現場体験を実施することが困難な場合への配慮**についてどう考えるか。

特別支援教育の充実に資する介護等体験の見直し

- 近年、学校現場において特別支援教育の充実が強く求められている状況等を踏まえ、教職課程における貴重な現場体験の機会である「介護等体験」について、**特別支援教育の充実に資する観点から積極的に活用を図ること**としてはどうか。
 - ・ 体験をより充実したものとするため、「特別の支援を必要とする児童等に対する理解」や「学校体験活動」等の**教職科目の学修と関連付けながら理解を深める取組の促進方策**についてどう考えるか。
 - ・ 地域の小中学校において多くの障害のある児童生徒が学んでいる現状を踏まえ、特別支援学校のみならず、**特別支援学級等での体験機会を充実**させていくことについてどう考えるか。

特定分野に強みや専門性を持つ教師の養成・採用に係る検討の方向性 (たたき台)

現状・課題

- ✓ 絶えず変化していく学校や社会のニーズに対応していく上で、多様性と柔軟性を備えた教職員集団へと転換していくことが求められている中において、開放性による教員養成の趣旨を踏まえ、各課程認定大学がそれぞれの特色を生かしながら、特定分野(※)に強みや専門性を有する教員を養成していくことが必要。
- ✓ 教育実習の履修時期や教員採用試験が民間の採用活動と重なる等の課題もあり、一般大学・学部において、教職課程の履修を断念する傾向が顕著に見られる例も出てきている。
- ✓ 令和4年度から小学校高学年における教科担任制の本格的導入が予定されていることを踏まえ、専科指導の優先実施教科とされた、外国語、理科、算数及び体育の指導に係る高い専門性を持った小学校教師の養成を図ることが必要。

新たな現場ニーズに対応した特定分野に強みや専門性を持った教師養成を促進

取組の方向性と主な論点 (例)

専門分野と同時に学ぶ教職課程に係る履修負担の軽減

- 専門分野の学びを深めたり、在学中に教師を志すようになった者が卒業までの間に教員免許状を取得したりすることにも柔軟に対応できるように、学校現場における今日的教育課題に対応した**特定分野に強みや専門性を持った教師の養成に関し、教職課程の履修負担の軽減を図ること**としてはどうか。(※ データ活用、STEAM教育、障害児発達支援、日本語指導、心理・教育相談、社会福祉、社会教育のほか、例えば、高い語学力や外国語指導力、グローバル感覚を身に付ける

ために、海外留学を希望する学生を念頭に、教職課程の履修に係る負担を軽減すること等も考えられる。)

- ・ 特定分野に強みや専門性を持った教師の養成に係る特例的な措置として、例えば、**四年制大学においても、最短、二年間で免許状取得に必要な基礎資格・単位を得られる二種免許状の取得を念頭に置いた教職課程の開設や履修モデルを設定すること**についてどう考えるか。これを可能とした場合、具体的な現場採用ニーズに即したものであることを明らかにすることや、免許状の上申に適切に対応すること等の**一定の条件を付すこと**についてどう考えるか。
- ・ 特定分野に強みや専門性を持った教師の養成・採用を一体のものとしていくための**大学と教育委員会との連携の在り方**についてどう考えるか。**採用を促進するための取組**としてどのようなことが考えられるか。

専科指導優先実施教科に対応した小学校教員養成の促進

- 各地域や学校の実情に応じた小学校高学年における教科担任制の取組を進めていく観点から、小学校と中学校の教員免許状の併有促進に留意しつつ、**特定教科の指導に強みを持つ小学校教師を養成する取組を促進**することが重要ではないか。

- ・ 学校規模や地理的条件等、各地域や学校の実情に応じ、義務教育9年間を見通した教科担任制の取組を推進するため、**中学校教員養成課程を開設する学科等において、小学校教員養成課程の開設を促進する方策**についてどのようなことが考えられるか。
- ・ 小学校高学年における教科担任制推進のための特例的な措置として、例えば、開放性による教員養成の特色を生かし、**教員養成を主たる目的とする学科等以外の学科等**においても、**小学校高学年における教科担任制に対応した小学校教員養成を行うこと**についてどう考えるか。

教員養成大学・学部、教職大学院の機能強化・高度化に係る検討

中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会
基本問題小委員会（令和4年4月25日）

現状・課題

- ✓ 社会の変化や技術革新に対応し、教師としての資質・能力を継続的に高めることが求められている中、教員養成大学・学部、教職大学院が中心的な役割を果たし、教員養成・研修機能の高度化に取り組むことが必要。
- ✓ 多様な教職員集団へと転換が進む中、教員養成大学・学部卒業者に期待される役割を改めて捉え直し、特色あるカリキュラム展開を進めていくことが必要。
- ✓ 公立小中学校の採用者数の見通しについては、令和4年度頃まで現在と同程度の水準で推移し、その後減少していくことが予想されている。
- ✓ 教職大学院の全国的な整備が進み、定員総数も大幅に増加しているものの、近年の新規採用者数の増加やミドルリーダー層が少ない現職教員の年齢構成の影響等もあり、入学定員の増加に比して十分な志願者の増加が見られず、入学定員充足率については、現在約80%前後となっており、教職大学院を活用した教職の高度化の更なる推進が必要。

自らの役割や強みを踏まえた機能強化・高度化を促進する観点から、
学部と教職大学院との連携・接続、教職大学院を核とした教育委員会との連携、教員就職率の向上、組織・体制の見直し等を促進

取組の方向性と主な論点（例）

学部と教職大学院との連携・接続の推進

- 自らの強みとして、学習科学等の実証的な学問成果に基づく省察的実践を通じて学び続ける教師の育成に今後一層力を入れて取り組んでいくことが重要であり、理論と実践を往還させた省察力による学びのデザイン等を強みとする**教職大学院と学部との連携強化を推進**することとしてはどうか。
 - ・ 学部と教職大学院との**連携を促進するための方策**についてどのようなことが考えられるか。意欲と能力のある学生等を対象とした**教職大学院への進学を希望する者を対象としたコース等を設定**することについてどう考えるか。学部・教職大学院を通じた**在学年限の在り方**についてどう考えるか。

教育委員会と大学との連携強化の促進

- 新たな教師の学びの姿を実現していく上で、現場ニーズを踏まえた学部・教職大学院の機能強化・高度化を推進するとともに、教職を目指す学生を引き付け、教師としての就職を促すインセンティブを働かせる観点から、**教育委員会と大学との連携強化を促進**することとしてはどうか。
 - ・ 教育公務員特例法第22条の5に規定する協議会を効果的に活用し、**各地域において教育委員会と大学が必要な事項を協議し、共通理解の下で、連携を深めていく取組を促進していくための方策**についてどう考えるか。
 - ・ 学部段階においても**教職経験を有する教員（実務家教員）の配置を促進**し、教職大学院における実務家教員を含め、**教育委員会等との人事交流を促進**することについてどう考えるか。その際、**教職大学院修了者をその中心的な対象者として位置づけ、早期に学校管理職を経験した後、実務家教員として教師養成に参画する等、教職大学院の学びを生かしたキャリアパスを設定していくこと**についてどう考えるか。
 - ・ **教職大学院での学びの機会をより多くの現職教員に提供**するとともに、高い学習意欲を持って学び続ける教師が学びを積み重ねることにより「**専修免許状**」や「**教職修士（専門職）**」の学位を取得しやすくするための**方策**についてどう考えるか。

教員就職率の向上、組織・体制等の見直し

- 高度職業人材としての教員採用ニーズが高まる中、**教員採用率の向上に資する取組を一層充実させる**ことが重要ではないか。今後の人口動態・教員採用需要等を踏まえ、**入学定員の見直しや大学間の連携、教職大学院の充実に向けた取組の一層推進**が重要ではないか。
 - ・ **各大学における取組を促進する方策**について、どのようなことが考えられるか。

○教員養成フラッグシップ大学について

教員養成フラッグシップ大学構想について

1. 教員養成フラッグシップ大学の役割

- 「令和の日本型学校教育」を担う教師の育成を先導し、教員養成の在り方自体の変革を牽引するため、①先導的・革新的な教員養成プログラム・教職科目の研究・開発、②全国的な教員養成ネットワークの構築と成果の展開、③取組の検証を踏まえた教職課程に関する制度の改善への貢献等

2. 公募・指定の方法

- 文部科学省が定める「令和の日本型学校教育」を担う教師の育成の重点課題に基づき公募
- 大学からの申請に基づき、教員養成部会の下に設置された教員養成フラッグシップ大学推進委員会において、①全学体制、②教育研究計画・構想、③教員養成及び教育研究の実績、④成果等の普遍化・発信・共有等の観点から総合的に審査
- 教員養成の優れた実績及び構想を有するものを文部科学大臣が教員養成フラッグシップ大学として指定

3. 制度上の特例

- 文部科学大臣が指定した大学（学部段階）において、教育職員免許法施行規則に定める「教科及び教職に関する科目」の一部に代えて、大学が設定するこれらに準ずる新たな科目を修得することによって、教員免許の取得（幼・小・中・特支一種及び高校）を可能とする【教育職員免許法施行規則の改正】
- 指定した大学の教職大学院において、告示※に定める「共通5領域」の必修単位数を弾力化するとともに、その一部に代えて、大学が設定する新たな領域科目を修得することによって、教職修士（専門職）を取得することを可能とする

※ 専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成十五年三月三十一日 文部科学省告示第五十三号）

4. 新たな教職課程のモデル開発への参画

- 指定大学は、文部科学省、国立教育政策研究所、教職員支援機構、有識者等からなる教員養成フラッグシップ大学推進委員会に参画、取組の効果に関するエビデンスを提供し、専門的知見に基づくアドバイスを受ける
- 指定大学は、推進委員会で行われる評価・検証への参画を通じ、「令和の日本型学校教育」に対応した新たな教職課程のモデル開発に協力すること

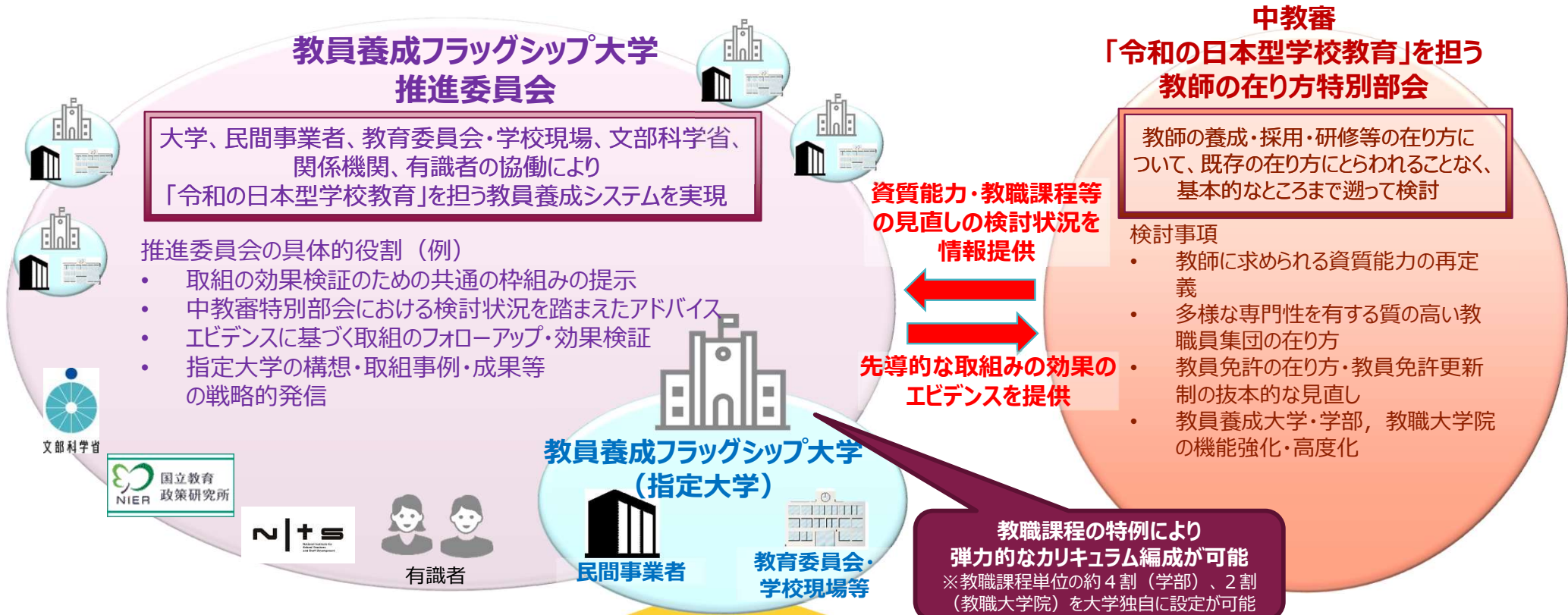
5. 指定期間・成果の検証

- 指定期間は5年間とし、成果を踏まえて継続を可能とする
- 教員養成部会において特例対象大学の取組の成果を把握し、必要に応じ、教職課程に係る制度改正の検討に反映

6. スケジュール

- 大学からの申請（令和3年8月～11月）→評価・選定（令和3年11月～令和4年2月）→指定（令和4年3月）→取組開始（令和4年4月）

教員養成フラッグシップ大学構想の推進体制と成果の展開イメージ



◆ 指定大学に求められる取組

- 指定大学と民間事業者・関係機関等が協働して先導的なプログラムを開発
- 優れた研究・人材育成拠点として先導的プログラムを全国的に展開する仕組みを構築

- 指定大学の教職課程の大胆な見直しや高度なカリキュラムマネジメントを通じ新たな教職課程のモデルを提示

- 教育・教員組織の見直しや大学間連携など、教員養成機能の強化・高度化に資する中長期の組織体制整備に関する構想を作成

◆ 成果の展開のイメージ

最先端のプログラムを複数大学で展開、全国的な教員養成の充実・高度化に貢献
成果の普遍化による社会の新たな価値創造へ貢献

コアカリキュラム・教職課程の見直しに貢献

教員養成大学・学部、教職大学院の組織の再編、大学間の連携等を促進

「令和の日本型学校教育」を担う教師の育成の重点課題（公募のテーマ）のイメージ

全大学共通の重点課題

フラッグシップ大学推進委員会において指定大学全体の取組をフォローアップ

変化が激しく予測困難な時代に対応するための学習観・授業観の転換を担う教師の育成

児童生徒が自ら調整しながら粘り強く学習に取り組む過程を支援する視点に立ち、他者と協働しながら省察的实践に取り組み続けることを通じ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じた主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を先導する教師を育成すること

※指定大学に求められる取組：





- 「令和の日本型学校教育」を担う教師として望ましい資質・能力について、**教員養成段階を通じて達成すべき目標を設定**
- **学習観・授業観の転換を担う教師の育成のためのプログラム開発**
 - **学習者（子供）中心の授業デザイン・学習活動デザイン**についての理解増進、ファシリテーターとしての教師の役割についての意識向上
 - **学習科学に基づく省察的实践（仮説設定、教育実践、省察）**を通じて学び続ける教師としての意識・態度の育成
 - **学習者（子供）中心の視点に立った教職科目体系の見直し（教科専門を含む）**
 - **教師・保護者・地域・専門家等と協働する態度や、協働できる環境を整える組織マネジメント**の資質・能力の育成
 - 学校現場における**教育データサイエンスの活用やSTEAM教育**を先導する人材の育成
 - 障害のある児童生徒（ギフテッドを含む）、外国人児童生徒、不登校、経済的に困難な家庭の児童生徒等、**多様な子供への理解・対応力**
 - 学部と教職大学院の一体的な教員養成カリキュラムの検討、現職教員研修（教員育成指標）との連携の在り方の検討
- オンライン講義の活用等により**先導的プログラムを複数大学間に展開するプラットフォーム**等の構築
- 教員養成に関わる**大学教員のFD等による人材育成・能力開発目標の設定・実施**
- 取組を通じた学生の資質・能力の習得の状況の把握、取組の効果についての**エビデンスに基づく評価の実施**
- フラッグシップ大学推進委員会における「令和の日本型学校教育」に対応した**新たな教職課程のモデル開発への協力**

◎ 各指定大学は、**重点課題に含まれる要素を組合わせた独自の領域（テーマ）を設定し、優れた研究・人材育成拠点**として全国的な教員養成の高度化に貢献できる具体的な構想を提案

※求められる要件

- ✓ **民間事業者・他大学・関係機関等との連携**により実施され、**人的・資金的リソースの提供**等、連携先との協力関係が明確であること
- ✓ 当該領域（テーマ）において求められる**人材像と人材育成の具体的な目標**が設定されていること
- ✓ 当該領域（テーマ）に関する**優れた研究開発構想**を有すること（新たな価値の創造、学問領域の創造・再編等）
- ✓ 構想を実現するための十分な**教育・研究基盤**があること（研究組織、教員組織、教学マネジメント組織等）
- ✓ 当該領域（テーマ）における優れた研究・人材育成拠点として構想の**成果を全国的に展開する仕組みの構築**

教員養成フラッグシップ大学：指定大学の取組テーマ・概要

大学名	テーマ	概要
東京学芸大学	先端教育人材育成推進機構を核として、教育者養成の在り方を持続的に探究する大学へ	「令和の日本型学校教育」を担う教師に共通に必要な創造的な資質・能力を育成するため、「子供と教師が共に新たな社会を創造していく学校教育の実現」をテーマに、先導的プログラムの研究開発、成果の普及展開、教職課程に関する制度改善への提言を行う機能を「先端教育人材育成推進機構」を核として構築し、持続的に教育者養成の在り方を探究する。 https://www.u-gakugei.ac.jp/pickup-news/2022/03/post-899.html 
福井大学	「主体的・対話的で深い学び」を支える教師の実践力を培うために： 省察的実践の長期漸成サイクルをコアとする養成研修カリキュラムの実現と学校・教育委員会・地域・大学「専門職学習コミュニティ・DX多重協働ネットワーク」の構築	「変革を起こす力(コンピテンシー)」(OECD)を実現する省察的実践を通じた持続的な学習展開を支える教師の力量形成のために、教師及び教師をめざす学生自身が省察的な実践を長期的発展的に進め、実践研究を深めていくことのできるカリキュラムを学部・大学院、養成と生涯にわたる研修において有機的・総合的に構築するとともに、そうしたカリキュラム・イノベーションを多くの養成大学・研修支援の機構と連携して共有していくシステム開発を進める。 https://www.u-fukui.ac.jp/news/78190/ 
大阪教育大学	ダイバーシティ大阪の諸課題に応え、学習者の学びに寄り添う教師の育成 ー協働・省察を促し、教育DXの推進による先導的・革新的教員養成カリキュラムー	大阪市との協働により設置する大阪アドバンスト・ラーニング・センター(OALeC)を拠点として、ダイバーシティを尊重し、多様な児童生徒一人一人に寄り添うきめ細やかな指導力を備えうる実践力に力点を置いたカリキュラムを開発することで、単に知識を教えるのではなく、ファシリテーター的能力を有する教員を養成し、成果を全国に浸透させることにより、日本の教育課題が縮図化した大阪(ダイバーシティ大阪)から令和の日本型学校教育を牽引する。 https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/operation/flagship.html 
兵庫教育大学	自律した学習者を育てる教師の養成プログラム TEX (Teacher Education program for the Transformation) -アジャイル型手法を導入したカリキュラム開発-	兵庫教育大学には、教師教育のトップランナーとしての様々な取組の基盤がある。そして、兵庫教育大学は、教員養成の在り方自体を変革する役割を担う「教員養成フラッグシップ大学」として、「児童・生徒が自律した学習者として多様な人々と協働し、Society5.0やSDGsを含めた個人・社会のウェルビーイングを実現できる次世代型の学びの創造に向けて、柔軟で高度な課題解決力を持った教師の養成」を構想する。 https://www.hyogo-u.ac.jp/topics/5276512.php 

※以下の文科省HPIに教員養成フラッグシップ大学に係る情報を掲載

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/mext_01646.html



○国立大学法人の附属学校における労務管理 等に関する調査結果について

国立大学法人の附属学校における労務管理等に関する調査結果について

- 調査対象：附属学校を設置する国立大学法人(55法人)
- 調査期間：令和3年12月～令和4年1月

(1) 労働基準監督署からの是正勧告や指導に関する調査

- ① 時間外労働や休日労働に対する割増賃金の未払いについての是正勧告や指導の状況（平成16年4月1日～令和3年12月31日）
 - ・ 是正勧告や指導を受けたことがある法人 24法人（全55法人中、44%）
- ② 対象学校数 66校（全253校中、26%）
- ③ 是正勧告や指導の主な内容
 - ・ 労働基準法第32条違反（時間外労働に関する協定に定める時間外労働の上限を超えて老有働させている）
 - ・ 労働基準法第37条違反（時間外労働や休日労働に対する割増賃金を支払っていない）
 - ・ 労働基準法第108条違反（賃金台帳が適切に調製、記入されていない。）
- ④ 対応状況
 - ・ 改善済み 22法人（対象24法人中、92%）
 - ・ 対応中 2法人（対象24法人中、8%）
- ⑤ 割増賃金の訴求支給の内容
 - ・ 対象24法人の合計 2,952人、1,555,780,212円（※対応中の2法人は、調査への回答日時点の対応済分を計上）

(2) 附属学校における労務管理に関する調査結果

- ① 時間外労働及び休日労働に関する協定（いわゆる「36協定」）を締結しているか。
 - ・ 締結している 55法人（全55法人中、100%）
- ② 被用者の労働時間を適正に把握しているか
 - ・ 把握している 55法人（全55法人中、100%）
- ③ 時間外労働や休日労働に対する割増賃金の支給方法
 - ・ 実際の労働時間に基づく超過勤務手当や休日勤務手当の相当額が「教職調整額」等を越える場合であっても、超える部分について超過勤務手当や休日勤務手当を支給していない。 5法人（全55法人中、9%）

※以下の文部科学省HPに掲載

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/1403895_00008.htm



公立学校における働き方改革の推進

学校における働き方改革は、特効薬のない総力戦であるため、国・教育委員会・学校それぞれの立場において、取組を着実に推進し、教師が教師でなければならないことに全力投球できる環境整備が必要

● 勤務に係る制度（給特法）改正（令和元年12月公布、①はR2.4.1施行、②はR.3.4.1施行）

- ① 公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの「指針」への格上げ
- ② 休日の「まとめ取り」のため、**1年単位の変形労働時間制**を地方公共団体の判断により条例で選択的に活用可能に

● 学校や教育委員会からの国への要望を踏まえた各取組の推進

（文部科学大臣ヘッドの「学校における働き方改革推進本部」において進捗管理）

上限「指針」の策定（施行日：令和2年4月1日）

「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「**在校等時間**」と定義

- <上限時間> ① **1か月**の時間外在校等時間について、**45時間**以内
 ② **1年間**の時間外在校等時間について、**360時間**以内 等

平成28年度の時間外在校等時間の状況（平成28年度勤務実態調査等を踏まえ推計）

- 小学校：月約59時間、年約700時間
 中学校：月約81時間、年約1,000時間

少人数学級の推進

- 40年ぶりに小学校の学級編制の標準を40人から35人へ引き下げ、令和3年度から5年間で計画的に整備

小学校高学年における教科担任制の推進

- 令和3年7月に外国語、理科、算数及び体育について優先的に専科指導を進めることなどを示した報告書を取りまとめ
- 報告書に示された定数確保の方向性を踏まえ、令和4年度から4年程度かけて推進

支援スタッフの配置支援

- 教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）、部活動指導員等の予算規模を拡充するとともに学習指導員等の配置を支援
- 情報通信技術支援員（ICT支援員）の活用促進（地方財政措置）
- 教育行政に係る法務相談体制の整備（地方財政措置）

部活動の見直し

- 令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、令和3年度から全国各地の拠点校（地域）において実践研究を実施し、その成果を全国展開
- 運動部活動の地域移行に関する検討会議において、地域における受け皿の整備方策等について検討

教員免許更新制の発展的解消等

- 現職研修の充実や教員免許更新制の発展的解消に向けた具体的な検討・調整
- 新任校長が働き方改革推進のためのマネジメント能力等を身につけられる研修の実施

ICT環境の整備支援

- GIGAスクール構想による1人1台端末や校内ネットワーク環境整備
- ICTを活用した校務効率化のための取組事例を事例集や動画により横展開
- ICTを活用した校務効率化を推進するため、専門家会議を設置（R3.12）して検討
- 統合型校務支援システムの導入促進（地方財政措置）

学校向け調査の削減

- スクラップ&ビルドの観点から学校向け調査等の実施について随時精査を実施。
※国の定期的な調査件数（H19：34件→R3：26件）
- 統計に必要なデータの電子化・標準化を実施予定

全国学力・学習状況調査のCBT化

- CBT化検討WG「最終まとめ」を踏まえ、令和3年度以降、試行・検証により課題の抽出とその解決を繰り返し、着実なCBT化の実現に向けて取り組む

● 自治体や学校における改革サイクルの確立

- 「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」を実施し、**全国の各教育委員会の取組状況を可視化**、市町村別結果公表
- 好事例の全国展開**（働き方改革フォーラム開催（R2.1、R3.3）、事例集作成（R2.3、R3.3）等）

● 勤務時間の客観的な把握の徹底

労安衛法により義務付けられているICカードやタイムカード等の記録による客観的な方法での勤務実態の把握の徹底するための環境整備の推進

実施割合（R3.9.1時点）

都道府県	100%
政令市	100%
市区町村	85.9%

● 各取組の推進

（例）上限指針を踏まえた条例・規則制定、働き方改革の方針策定、学校閉庁日、留守番電話設定、支援スタッフの配置、校務支援システムの導入、調査・統計業務の削減等

● スクラップ&ビルドを原則とした施策推進

● 学校運営協議会制度の導入や地域学校協働本部の整備を推進

● 地域・保護者等との連携

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動を活用し、保護者や地域住民等と教育目標を共有しながら、適切な役割分担を進める

● 業務の見直し・削減

学校の伝統として続いているが、必ずしも適切といえない又は本来は家庭や地域社会が担うべき業務を削減

学校における働き方改革の中教審答申を受けて、令和4年度に教員勤務実態調査を実施

中長期的な課題として、公立学校の教師に関する労働環境について、給特法等の法制的な枠組みを含め検討を実施

令和3年度 教育委員会における学校の働き方改革のための 取組状況調査について（概要）

調査 目的・趣旨

平成28年度から調査を開始し、平成31年度に全面的にリニューアル。各教育委員会や学校における働き方改革の進捗状況を明確にし、市区町村別の公表等や取組事例の展開を通じて、働き方改革の取組を促すことが目的

教職員の勤務実態の把握

【時間外勤務の具体の状況】

主に4月～8月の在校等時間等の分布状況を調査

平成30年度以降、概ね改善傾向にある一方、依然として長時間勤務の教職員も多い状況

※「時間外勤務月45時間以下」の割合（令和元年度との比較）
小学校：約2～16%程度増加 中学校：約4～14%程度増加

【勤務実態の把握の具体的方法】

ICカードやタイムカード等の記録による客観的な方法で勤務実態を把握しているかを調査

都道府県100%、政令市100%、市区町村約86%に至るも、実施していない市区町村約14%（325市区町村）のうち、約半分（165市区町村）は「開始予定なし」となっている状況

改正給特法の施行を踏まえた対応状況

- 上限指針に係る条例・規則等の整備状況
- 1年単位の变形労働時間制導入に係る条例等の整備状況

・上限指針にかかる条例・規則等の整備は多くの自治体で整備済
・選択的に活用できる1年単位の变形労働時間制導入に関する条例等の整備は都道府県の1/4で整備見込み

具体の取組の実施状況

- 中央教育審議会答申で示した学校・教師が担う業務に係る役割分担・適正化のための「3分類」等の26の取組について実施状況を調査

（学校・教師が担う業務に係る役割分担・適正化のための「3分類」）

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応	⑤調査・統計等への回答等 （事務職員等）	⑨給食時の対応 （学級担任と栄養教諭等との連携等）
②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応	⑥児童生徒の休み時間における対応 （輪番、地域ボランティア等）	⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）
③学校徴収金の徴収・管理	⑦校内清掃 （輪番、地域ボランティア等）	⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）
④地域ボランティアとの連絡調整	⑧部活動（部活動指導員等）	⑫学校行事の準備・運営 （事務職員等との連携、一部外部委託等）
※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑬進路指導 （事務職員や外部人材との連携・協力等）
		⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

- ・部活動指導員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の支援スタッフの活用等、進んでいる項目も多い
- ・放課後から夜間等における見回り等の基本的には学校以外が担う業務等について、一層実施を促進することが必要

- ICTを活用した校務効率化や教員業務支援員等の活用状況について詳細や事例を掲載

※以下の文部科学省HPに掲載

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/index.htm



令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等に係る留意事項について (令和4年1月28日付 各都道府県・指定都市教育委員会教育長宛 文部科学省初等中等教育局長通知)【概要】

学校における働き方改革が引き続き急務であることから、令和3年12月24日に公表した「令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」結果等を踏まえ、**学校の働き方改革に関して都道府県・指定都市教育委員会、市区町村教育委員会として取り組むべき事項等について通知**するもの。

※本調査に関連した通知の発出は初めての対応

各自治体別に公表されている調査結果や他の自治体の取組状況の分析等により、各教育委員会において、**十分に進んでいない取組等を検証するとともに、重点的に取り組む内容を特定するなど、調査結果を十分に活用**

①勤務時間管理の徹底等について

- 指針^(※)を踏まえた**在校等時間の適切な管理の徹底**
- 地方公共団体の**条例や規則への上限方針の可及的速やかな反映**
- 未対応の一部市区町村におけるICTの活用やタイムカード等による**客観的な在校等時間の把握の徹底**

等

※上限時間の原則について1箇月時間外在校等時間を45時間以内、1年間時間外在校等時間を360時間以内とする等の「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」

②働き方改革に係る取組状況の公表等について

- **働き方改革に係る取組や在校等時間の状況の公表の促進**
- **定量的な独自の目標等の設定、働き方改革に係る取組の検証・改善・公表の促進**
- **働き方改革又は業務改善に関する業務改善方針や計画等の策定の促進**

等

③学校及び教師が担う業務の役割分担・適正化について

- 「**3分類**」^(※)に係る**取組の積極的な実施の促進**
- **業務の「3分類」への仕分けと学校・教師以外の者への積極的な移行の促進**
- 「全国の学校における働き方改革事例集」の活用
- 支援スタッフの活用に当たっての**学校管理職のマネジメント等の促進**

等

※学校・教師が担う業務に係る「3分類」

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間における見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 ※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤調査・統計等への回答等(事務職員等) ⑥児童生徒の休み時間における対応(輪番、地域ボランティア等) ⑦校内清掃(輪番、地域ボランティア等) ⑧部活動(部活動指導員等) ※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨給食時の対応(学級担任と栄養教諭等との連携等) ⑩授業準備(補助的業務へのサポートスタッフの参画等) ⑪学習評価や成績処理(補助的業務へのサポートスタッフの参画等) ⑫学校行事の準備・運営(事務職員等との連携、一部外部委託等) ⑬進路指導(事務職員や外部人材との連携・協力等) ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応(専任スタッフとの連携・協力等)

④学校行事の精選や見直し等について

- 教育活動としての意義を踏まえつつ、
 - ・ 学校行事の種類^(※)ごとに、**行事及びその内容を重点化**
 - ・ 各行事の趣旨を生かした上で行事間の関連や統合を図るなど**精選し、効果的・効率的に学校行事の目標を達成するよう実施**
- 新型コロナウイルス感染症対策下における行事の実施方法の適切な変更・工夫等の取組も一つの契機として、教育的な観点も十分に踏まえつつ、**学校行事の精選や内容・準備の見直し・簡素化を促進**
- 地域行事と学校行事の合同開催、地域の記念行事としての要素が大きい行事の地域行事への移行等を検討

等

※儀式的行事、文化的行事、健康安全・体育的行事、遠足(旅行)・集団宿泊的行事及び勤労生産・奉仕的行事

⑤ICTを活用した校務効率化について

- **教職員間や学校・保護者等間における情報共有や連絡調整手段のデジタル化**
- 取組事例に関する動画等の積極的な活用

等

⑥教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)について

- 教員業務支援員の一層の**配置促進**
- 消毒作業等に止まらない**多様な業務への従事による効果的・効率的な活用の促進**
- **調査結果を勘案した教員業務支援員に係る補助金の配分**
- 取組事例に関する動画等の積極的な活用

等

⑦部活動について

- 部活動指導員の一層の**配置促進**
- 部活動指導員による**単独指導、単独引率、顧問発令の促進**
- **調査結果を勘案した部活動指導員に係る補助金の配分**
- **地域部活動に係る兼職・兼業への対応**

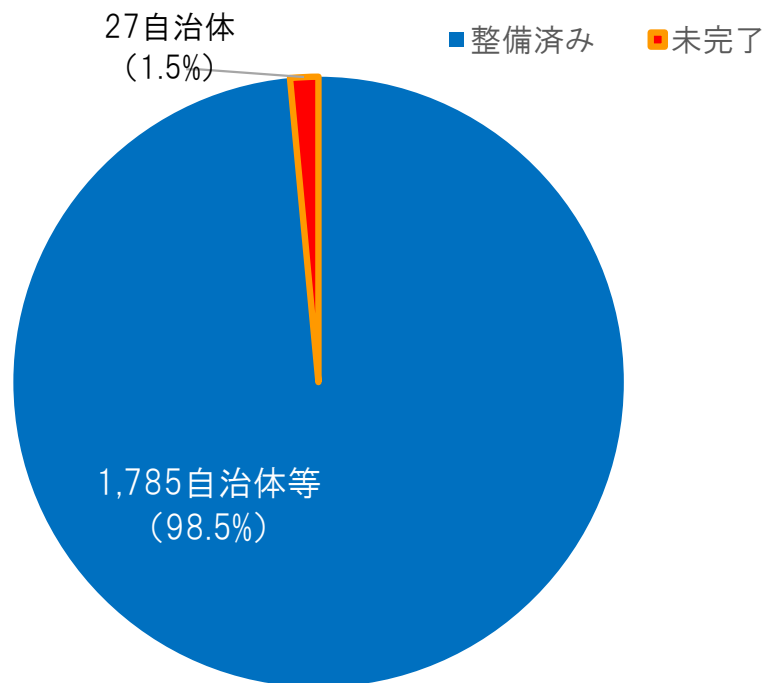
等

○教員養成・附属学校における
ICT活用等について

- 全自治体等のうち **1,785自治体等（98.5%）** がR3年度内整備完了予定、**27自治体（1.5%）** がR3年度内整備未完了
- 以下の大部分の自治体においては、一部学年（主に小学校低学年）において整備が未完了だが、既存端末等により発達段階に応じた利活用場面の調整などの工夫を行いながら活用している。

〔 ・ 当該調査における「学習者用端末」については、可動式端末（タブレット型・ノート型）に限定している。
 ・ 「整備完了」とは、児童生徒の手元に端末が渡り、インターネットの整備を含めて学校での利用が可能となる状態を指す。 〕

全ての児童生徒が学習者用端末を
活用できる環境の整備状況（自治体等数）



【令和4年4月以降に整備完了予定：27自治体】

江別市(北海道)、千歳市(北海道)、恵庭市(北海道)、新得町(北海道)、
 青森市(青森県)、むつ市(青森県)、横手市(秋田県)、高畠町(山形県)、
 須賀川市(福島県)、猪苗代町(福島県)、相馬市(福島県)、
 茨城県、群馬県、千葉県、神奈川県、高浜町(福井県)、軽井沢町(長野県)、
 飛騨市(岐阜県)、静岡市(静岡県)、大府市(愛知県)、三重県、
 御坊市(和歌山県)、大津市(滋賀県)、長浜市(滋賀県)、隠岐の島町(島根県)、
 四万十町(高知県)、神崎市(佐賀県)

<未完了の主な理由>

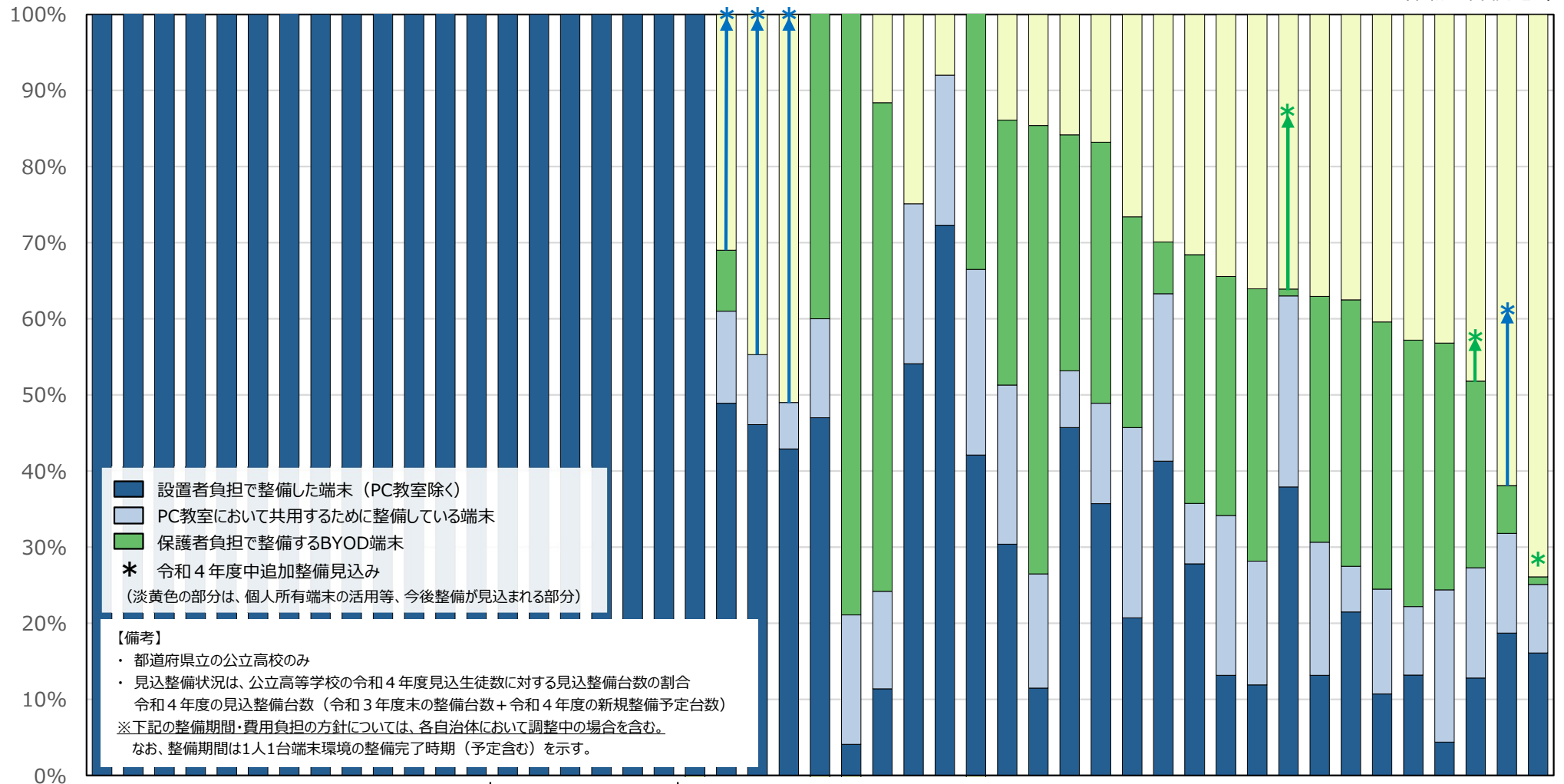
- 国庫補助対象外分（3クラスに1クラス分）は、当初から令和4年度以降の整備計画で進めていたため
- 令和3年度に整備予算を措置していたが、入札や執行上の理由（半導体不足等）により、納品が遅れているため

等

※ 上記の自治体には、教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）を踏まえ、令和4年度（2022年度）までの計画で整備を進めている自治体を含む。

公立高校における端末の整備状況（見込み）について（都道府県別）

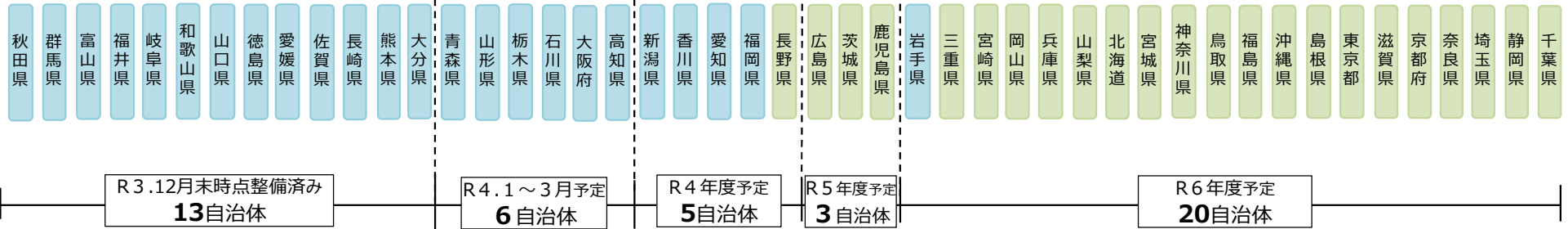
（令和4年度見込み）



費用負担
設置者負担を原則
24自治体

保護者負担を原則
23自治体

整備期間



GIGAスクールを基盤とした令和の日本型学校教育



- 県に蓄積された埼玉県学力・学習状況調査（※）に関するデータと学校が保有するデータをAIで分析し、つまづきのポイント等をもとに様々なアドバイスを掲載した「個別アドバイスシート」を提供。
- 教員は分析結果を、授業づくりや学級経営において、一人一人に応じたよりきめ細かな指導に活用することができる。

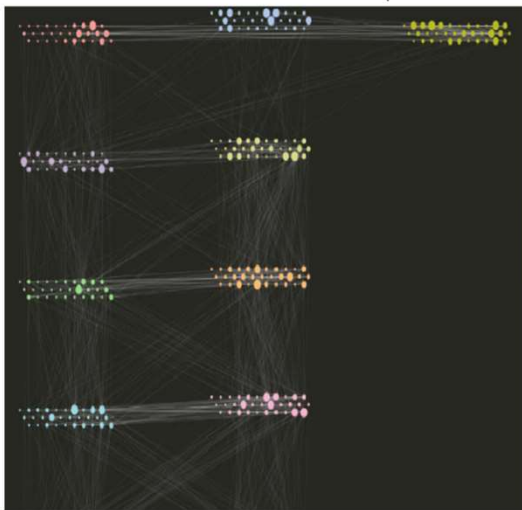
（※）埼玉県学力・学習状況調査（県学調）は、パネルデータ・IRTを活用し、一人一人の学力の伸び（変化）を継続して把握することが可能

✓ 活用した先端技術

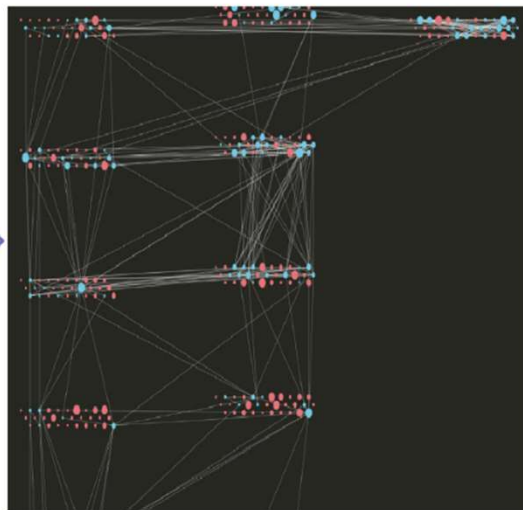
- AI分析：県学調の問題間のつながりをAI分析により可視化、個別の児童生徒の正誤情報をマッピングし、どの問題でつまづいていたかを抽出。学力向上のためのアドバイスとともに、つまづきポイントに応じた個別学習教材を学習者に提示する。

つまづき分析モデルビューワーシステム画面

AI分析によって得られた、県学調の問題間のつながりを可視化するビューワーを作成

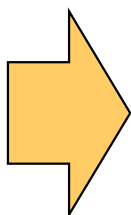
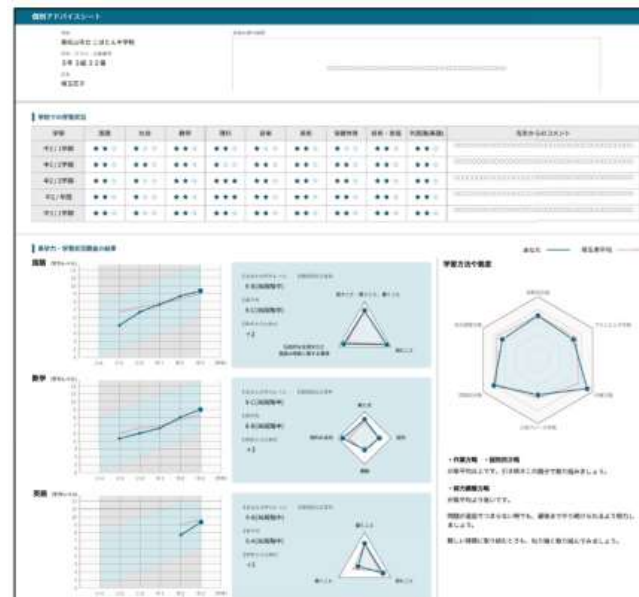


個別の児童生徒の県学調の正誤情報をマッピングし、児童生徒それぞれに対して県学調のどの問題でつまづいていたかを抽出



個別アドバイスシート画面

過去の学習状況を俯瞰できるように、県学力・学習状況調査や通知表、単元テスト等のデータにより児童生徒の学習状況を可視化するとともに、生活習慣改善のアドバイス等も統合した上で提供



- ✓ つまづき箇所について、一定の納得感を得られた
- ✓ 過去学年の学習に取り組む際にも、保護者の理解が得やすくなる

- 児童生徒一人一人の発話内容等を可視化することにより、的確な評価につなげ、教員の指導改善に生かす。
- 従来の発想にとらわれないグループの組み合わせがシステムから提案される場合は、教員の新たな知見・気づきにつながる。
- 児童生徒に、授業中の発話内容、発話量等のデータをフィードバックすることで児童生徒自身に気づきを与え、主体的な学びに繋げる。

✓ 活用した先端技術

- 音声データの解析・可視化機能：児童生徒ごと、グループごと、クラス全体の発話量や内容等を確認できる。
- AI分析：グループ人数やパラメータ等をインプットすると、システムが最適と判断したグループを自動生成できる。

児童生徒



僕はこうやって話しているのか
次はもう少し工夫してみよう

教員



グループ内のA君が全く発言していない
声かけしてみよう

授業分析画面（個人）



授業分析画面（グループ別）



【グループ編成システムの活用】



- **授業中の教職員の行動（板書、机間巡視）や、児童生徒の行動（挙手、視線）を可視化・分析**することにより、教師自身の授業の振り返りなど授業改善に活用できる。
- **客観的な授業解析結果**として、研究授業での教師に対するフィードバックに活用できる。

✓ 活用した先端技術

- 行動解析プラットフォーム：教職員や児童生徒の発話比率や行動を可視化できる。

[教職員の行動]



教員の板書行動を検知

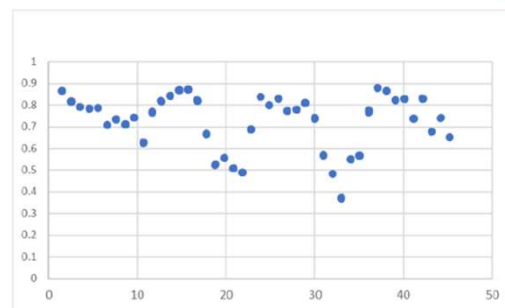
[児童生徒の行動]



児童生徒の挙手行動を検知



教員の机間巡視の軌跡を可視化



前を向いている人の割合を可視化

授業の振り返り



A君はあまり黒板の方を向けていないな
きちんと理解できたか
聞いてみよう

研究授業



B君の机にはあまり立ち寄っていないので
もっとケアしてあげる
必要がありますね

「教える授業」から「子供自ら学び取る授業」へのシフト（イメージ）

令和4年3月23日
第1回教科書・教材・
ソフトウェアの在り方
ワーキンググループ
資料

GIGAスクール構想を推進する中で目指すべき方向性

教師による一斉授業
一定のレベルを想定した
質の高い授業展開

デジタルの強力なアシストを得た、より子供一人ひとりと向き合い、
より多様なリソースを活用しながら行う学びの実現

特別なニーズがある子供のみならず、子供一人ひとりの特性や学びの状況を見取り、適した指導方法を考えるのはもちろん、子供も主体的に学習方法を考えるとともに、多様な子供同士・教師と子供が、対話や協働をしながら深く学ぶという、これまでも教師の努力により実現されてきた学びについて、デジタルの強力なアシストを得て、より子供一人ひとりと向き合う指導を行い、教師と子供がより多様なリソースを活用しながら行うことが可能に

子供主体の学び
子供の理解度や認知の特性に応じて
自分のペースで学ぶ

教科ごと
教科担任制のもと
教科ごとの指導

実社会での問題発見・解決に生かす、本質的な各教科等の
探究的な学びや教科の枠組みを超えた学びの積極的な導入

デジタルの強力なアシストを得て、子供の見取りをもとに、子供の好奇心に基づいたワクワクする学びや、認知特性や理解度に応じた学び、本質的な各教科等の学びを基盤とした探究的な学びや、STEAM教育等の教科等横断的な学び、多様な他者との協働を通じた深い学びを実現するカリキュラム・マネジメントを充実・強化

探究・教科等横断・STEAM
教科の本質の学びとともに、
教科の枠組みを超えた
実社会に生きる学びを

紙の教科書
・紙の教材中心

紙での指導の良さを活かしつつ、目的に応じて教科書のみならず
様々な教材やソフトウェアを使い分け、教師のみならず子供自身が
学ぶ教材を選ぶことができる環境の実現

質の保障された主たる教材である教科書が教育環境の質を下支えしつつ、デジタルにより多様化した質の高い教材やソフトウェアを効果的に組み合わせ

デジタルによる選択肢の拡大
教科書と教材等との組み合わせ

回線が遅い
学校が存在

一定の改善はありつつも、回線の遅い学校は引き続き存在

全国のネットワーク基盤（回線網等）自体に一定の制約・課題がある中、徐々に改善している状況

**超高速インターネット環境が
すべての子供に**

※「Society 5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ案」（令和4年3月3日
総合科学技術・イノベーション会議 教育・人材育成ワーキンググループ）を参考に作成

（デジタル教科書に求められる方向性）

- デジタルの強みを活かして他の様々な教材やソフトウェアと効果的に組み合わせ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を可能とするものに（学習指導要領コードを活用した教科書と教材の連携など）
- ネットワークの制約・課題等を踏まえ、機能的かつ効果的なものに

デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議第一次報告（R3.6）について

1. デジタル教科書をめぐる現状

- (1) 制度概要 → 令和元年度から紙の教科書に代えて使用可。その使用を各教科等の授業時数の1/2未満とする基準を撤廃（R3年度～）
- (2) デジタル教科書の発行・普及状況 → 発行状況：約95%（R3年度）、普及状況：約8%（R2年3月）

2. デジタル教科書導入の意義

- デジタル教科書は、試行錯誤が容易であるとともに、デジタル教材と連携させて活用することにより、学びの幅を広げたり内容を深めたりすることができる。
- GIGAスクール構想を通じて、学習環境を改善し、学校教育の質を上げていくためには、デジタル教科書の活用を一層推進する必要がある。
今後、次の小学校用教科書の改訂時期である令和6年度を、デジタル教科書を本格的に導入する最初の契機として捉え、着実な取組を進めるべきである。
- 紙の教科書は、主たる教材として学校教育の基盤を長年支えてきたこと、また、例えば、一覧性に優れている等の特性や、書籍に慣れ親しませる役割があることなども踏まえ、今後の教科書制度の在り方について、デジタル教科書と紙の教科書の関係や、検定等の制度面も含め、十分な検討を行う必要がある。

3. デジタル教科書の本格的な導入に向けて必要となる取組

（1）全国規模での実証的な研究を通じた改善や効果的な活用の検討

【共通に求められる機能や、デジタル教材等との連携】

- デジタル教材との連携には、指導要領のコード付与や、学習eポータル等との共通規格の整備が必要。
- 標準的機能や共通規格については、ガイドライン等を取りまとめることが望まれる。

【障害のある児童生徒や外国人児童生徒等への対応】

- 障害のある児童生徒のアクセシビリティを確保の観点から、機能等の一定の標準化が望まれる。
- 外国人児童生徒等の状況に応じ、デジタル教科書の機能を活用。

【健康面への配慮】

- 目と画面との距離や見る時間等、健康に関する留意事項や対応方策について周知・徹底。
- 児童生徒が自らの健康を自覚し、リテラシーとして習得した上で学習に取り組めるようになることが必要。
- ICT機器の使用による健康面への影響に関して、引き続き、最新の科学的知見にも注視。

【教師の指導力向上】

- 教師が実際に使用する機会を確保。また、教職課程や研修等を通じて、指導力の向上を図る。
- ポータルサイト等を通じたデジタル教科書の活用に関する好事例の収集や発信。
- 紙とデジタルを適切に組み合わせた指導や、観察・実験等の活動と組み合わせた指導も重要。

【学校や家庭の環境整備】

- GIGAスクール構想において、家庭への持ち帰りを含め1人1台端末環境の整備が必要。
- 情報セキュリティを確保した上で、クラウド方式による配信について十分に検討。

（2）今後の教科書制度の在り方についての検討

【デジタル教科書にふさわしい検定制度の検討】

- 将来的には、デジタル教科書の内容としてデジタルの特性を生かした動画や音声等を取り入れることも考えられ、そのための教科書検定の在り方の検討が求められる。
- 令和6年度の小学校用教科書の改訂については、編集・検定・採択をそれぞれ令和3・4・5年度に行う必要があり、実際には既に発行者が準備を進めていることから、本格的な見直しは次々回の検定サイクルを念頭に検討することが適当と考えられる。

【紙の教科書とデジタル教科書との関係についての検討】

- 令和6年度からのデジタル教科書の本格的な導入を目指すに当たり、児童生徒に対する教育の質を高める上で、紙の教科書との関係をどのようにすべきかについて、全国的な実証研究や関連分野における研究の成果等を踏まえつつ、更には財政負担も考慮しながら、今後詳細に検討する必要がある。
- 紙とデジタルの教科書の使用については、概ね次のような組合せの例が考えられる。
 - ・全ての教科等でデジタル教科書を主たる教材として使用
 - ・全て又は一部の教科等で紙の教科書とデジタル教科書を併用
 - ・発達の段階や教科等の特性を踏まえ、一部の学年又は教科等において導入
 - ・設置者が学校の実態や紙の教科書とデジタル教科書それぞれの良さや特性を考慮した上で選択
 - ・デジタル教科書を主たる教材として、必要に応じて紙の教科書を使用

【将来に向けた検討課題】

- デジタル教科書の内容として動画や音声等を取り入れることやそのための検定の在り方をはじめとする将来的な課題については、様々な状況を見極めながら、引き続き検討。

※令和3年7月より、技術的な課題についてWGで議論。

①標準的に備えることが望ましい最低限の機能や操作性、②オフラインでも使用できるようにするための仕組み、③過年度のデジタル教科書を使用できるようにするための方策

学習者用デジタル教科書普及促進事業 (詳細補足版)

令和4年度予算額
(前年度予算額)

23億円
22億円)

令和3年度補正予算額

65億円



文部科学省

背景 ・ 課題

- ・GIGAスクール構想により1人1台端末環境が整備される中、ICTを最大限に活用しつつ、学習環境を改善し、学校教育の質を高めていくため、令和6年度をデジタル教科書の本格的な導入の最初の契機と捉え、その活用を一層推進する必要がある。
- ・教科書制度の見直しを含むデジタル教科書の今後の在り方については、**教育上の効果や健康面への影響も含めた全国的な実証研究**の成果等を踏まえつつ、更には財政負担も考慮しながら、今後詳細に検討する必要がある。(デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議第一次報告)
- ・骨太の方針や成長戦略において、**デジタル教科書の普及促進や現行制度の在り方やデジタル教材との連携の検討**を求められている。

児童生徒の学びの充実や障害等による学習上の困難の低減に資するよう、
学校現場におけるデジタル教科書の導入を促進

事業内容

① 学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業 2,005百万円 (2,033百万円)

- ・英語については、**全ての小・中学校等**を対象として、デジタル教科書(付属教材を含む)を提供し普及促進を図る。(特に効果の期待される**特別な配慮が必要な児童生徒**についても**必要に応じた全員が利用できる**ようにする。)
- ・英語以外の教科については、**約7割の小・中学校等**を対象として、1教科分のデジタル教科書(付属教材を含む)を提供する。(特別な**配慮が必要な児童生徒**についても同様の対応とする。)
- ・令和3年度に生じた課題の改善状況や全国的な提供に当たって生じた新たな課題等について報告を求める。
(スキーム) 教科書発行者等に業務委託 ※上記取組は令和3年度補正予算と合わせて実施。

対象校種・学年
原則国・公・私立の小学校5・6年生、中学校全学年
(小学校段階の重点校においては1～4年生も対象、特別支援学校(小学部・中学部)・特別支援学級も同様に対応)
※令和3年度補正予算と合わせて全ての小・中学校等で実施。

② 学習者用デジタル教科書のクラウド配信等の設計に関する検証事業 111百万円 (116百万円)

- ・令和3年度に引き続き、**デジタル教科書のクラウド配信**による円滑な導入・使用を担保するため、令和3年度補正予算と合わせて本格的な導入に当たって必要な**学校における通信環境等を検証**するとともに、学校現場での効率的なデータ管理の方法等を検討。
(スキーム) 民間企業等1団体に業務委託

③ 学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業 93百万円 (65百万円)

- ・令和3年度に引き続き、実証研究校での詳細な調査による**デジタル教科書の使用による効果・影響**の検証と、①の事業と連携して**全国**でアンケート調査を実施。教師・児童生徒に対する**多数のデータ**を基に、**効果検証や傾向・課題等の分析**を行う。
- ・新たに、将来的な活用の在り方について、**デジタル教材等との連携や学習eポータル**の活用も含めて分析。また、**学力調査**と連携したデジタル教科書の教育上の効果の分析の規模を拡充。
(スキーム) 民間企業等1団体に業務委託

④ 学習者用デジタル教科書を活用した教師の指導力向上事業 58百万円 (新規)

- ・発達の段階や教科等の特性に応じた、**デジタル教科書を活用した効果的な指導法**を研究・実践し、教師の研修等に資する発信を行う。
(スキーム) 民間企業等1団体(全体統括)、大学・教育委員会等6団体に業務委託

⑤ デジタル化に対応した教科書制度の見直しに向けた調査研究事業 57百万円 (新規)

- ・教科書の検定・採択・供給の制度について、デジタル化に対応した見直しを行うための仕組みの調査・設計や調達支援
(スキーム) 民間企業等1団体に業務委託

令和4年度のデジタル教科書の教科別シェア

令和3年度「GIGA スクール構想推進のための学習者用デジタル教科書活用事業」・令和4年度「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」実施状況（令和4年4月時点 暫定値）

1. 参加学校数

①英語

小学校段階約19,000校、中学校段階約9,900校、計約28,900校が参加
 ⇒小・中学校については、国・公立はほぼ100%、私立は約33%が参加

②英語以外

小学校段階約15,600校、中学校段階約7,900校、計約23,500校が参加
 ⇒全体の約70%が参加

2. 英語以外の教科等の実施状況

①小学校

算数（30%）が最も多く、次いで社会・地図（15%）、国語・書写（13%）、音楽（13%）での導入が多い。

教科名	国語	書写	社会	地図	算数	理科	生活	音楽	図画 工作	家庭	保健	道徳
割合	13%	13%	15%	15%	30%	8%	1%	13%	4%	8%	5%	3%

②中学校

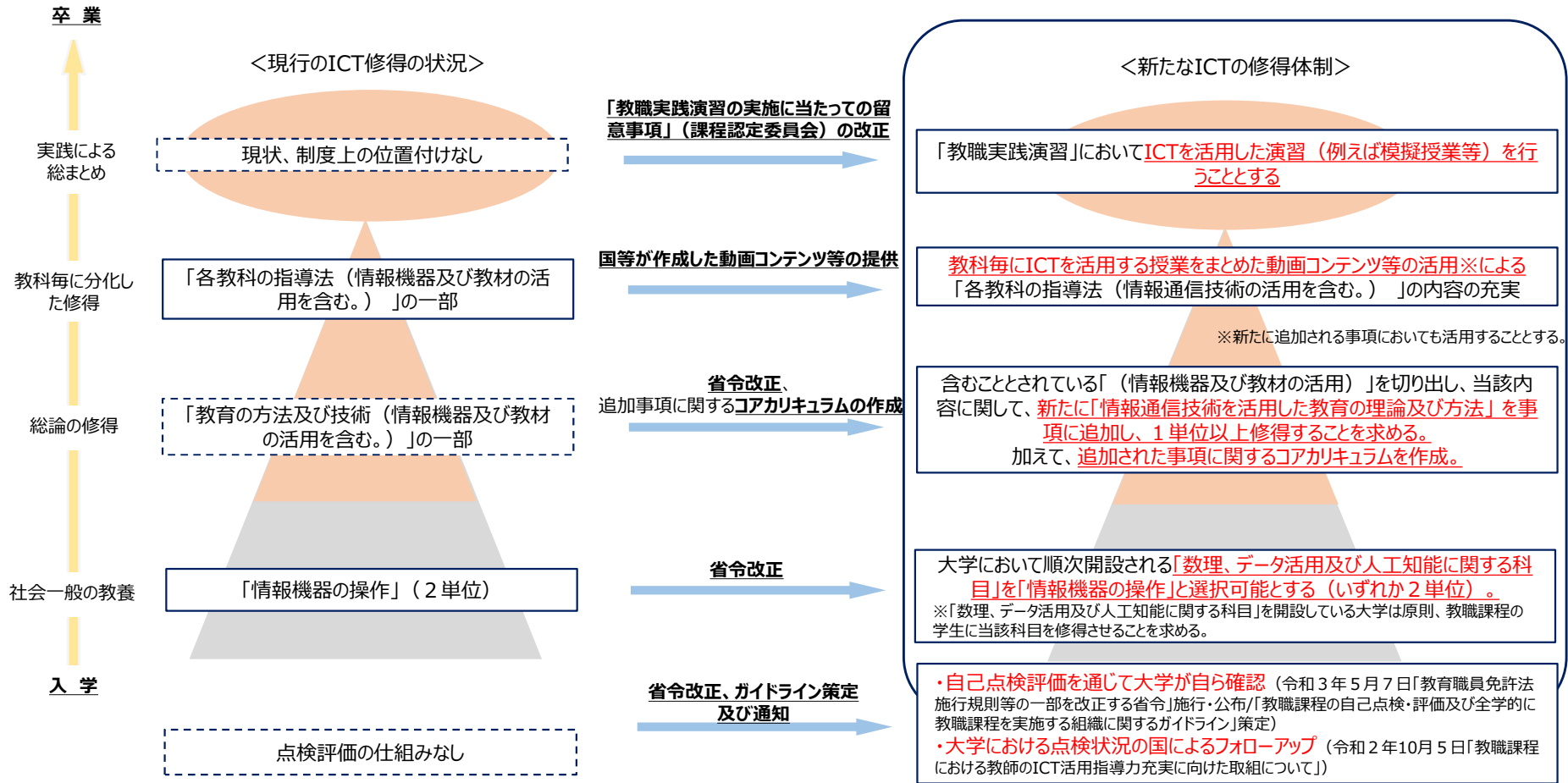
数学（23%）が最も多く、次いで音楽（19%）、理科（17%）、地理・歴史・公民・地図（4~16%）での導入が多い。

教科名	国語	書写	地理	歴史	公民	地図	数学	理科	音楽	器楽	美術	保体	技術
割合	9%	4%	14%	4%	16%	14%	23%	17%	19%	9%	9%	7%	5%

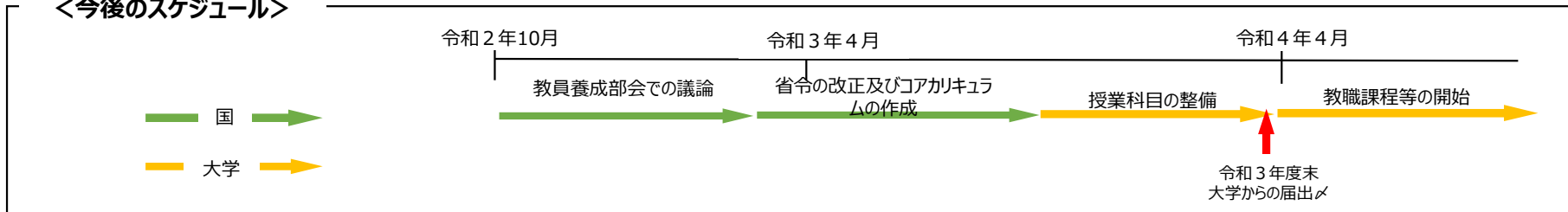
教科名	家庭	道徳
割合	4%	5%

※特別支援学校や義務教育学校は、小学部と中学部をそれぞれ1校として計算している。
 ※学年毎に複数教科実施している学校があり重複して計上しているため、割合の合計が100%を超える。
 ※中学校の音楽を1~3年生まで実施しているのは9%、美術を1~3年生まで実施しているのは4%。

教職課程におけるICT活用に関する内容の修得促進に向けた取組



<今後のスケジュール>



国立の教員養成大学・学部、国立の教職大学院におけるデジタル教科書やICT機器等の活用状況に関する実態調査（令和3年6月）

○対象大学：国立の教員養成大学・学部 44 大学、国立の教職大学院 47 大学

1. 学生用端末の整備状況について

令和3年度の状況	教員養成大学・学部	教職大学院
大学全体、あるいは教員養成学部、教職大学院としてBYODを導入しており、学生は端末を必携としている。	27大学 (61%)	20大学 (42%)
教員養成学部・教職大学院の一部専攻・コース等でBYODを導入しているが、それ以外の専攻・コース等の学生は端末所有を任意としている。	6大学 (14%)	4大学 (9%)
教員養成学部・教職大学院ではBYODを導入しておらず、学生の端末所有は任意としている。	11大学 (25%)	23大学 (49%)

※ここでいう端末とは、ノートPCやタブレット端末を想定しており、スマートフォンは対象ではない。

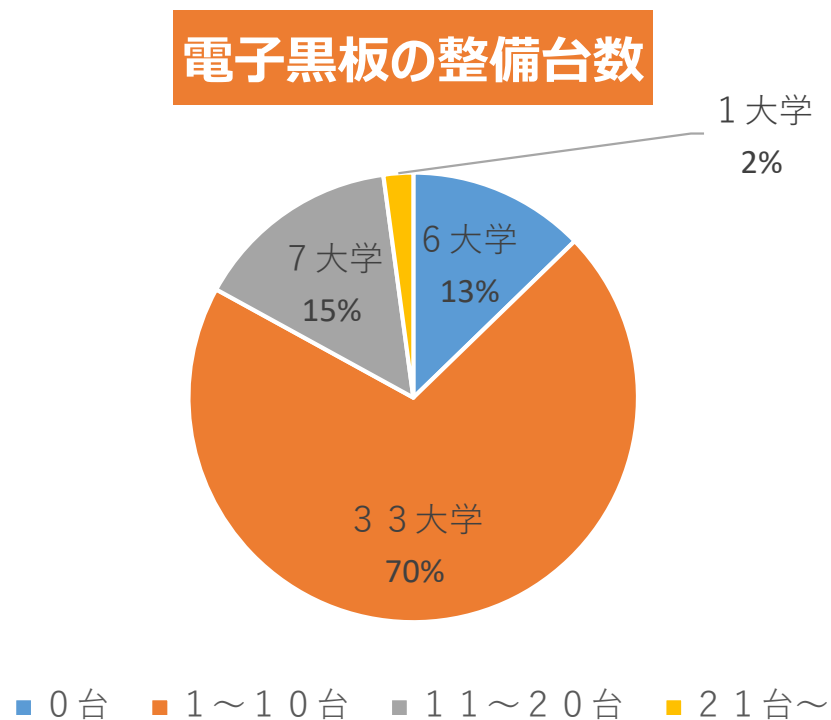
2. デジタル教科書の活用実態について

・教員養成学部または教職大学院において、デジタル教科書を取り入れた科目を1科目以上開講した実績について

令和3年度の状況	教員養成大学・学部	教職大学院
開講実績あり (今年度中に実施予定を含む)	29大学 (66%)	18大学 (38%)
開講実績なし	15大学 (34%)	29大学 (62%)

※ここでいうデジタル教科書は指導者用、学習者用を問わない。

3. 国立の教員養成系大学・学部、国立の教職大学院におけるICT機器等の整備状況について
 ・教室に設置されている電子黒板(電子黒板と同等の機能を持つ機器を含む)の整備状況について



・国立の教員養成系大学・学部、国立の教職大学院において、実際の学校教育の現場を想定したラーニングマネジメントシステム（LMS）や校務支援システムの活用を取り入れた科目の実施実績について

令和3年度の状況	教員養成大学・学部	教職大学院
実施実績あり (今年度中に実施予定を含む)	19大学 (43%)	17 (36%)
実施実績なし	25大学 (57%)	30 (64%)

※「実際の学校教育の現場を想定したラーニングマネジメントシステム（LMS）や校務支援システム」とは、高校以下の学校現場で使用されるシステムを想定しており、大学の教務システム（学生の履修登録システム・ポートフォリオ等）は含まない。

○教育職員等による児童生徒性暴力等
の防止等について

1. 児童生徒性暴力等の定義①

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）概要 ※令和4年4月1日施行

骨子

- 児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的。
- 「児童生徒性暴力等」などの定義のほか、**教育職員等による児童生徒性暴力等の禁止**、基本理念（**学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶等**）、**文部科学大臣による基本的な指針の作成**、児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する措置（**データベースの整備等**）、特定免許状失効者等に対する免許状授与の特例等について規定。

定義（ポイント）

児童生徒等：学校に在籍する幼児・児童又は生徒、十八歳未満の者

教育職員等：教育職員、校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員

特定免許状失効者等：児童生徒性暴力等を行ったことにより、教員免許状が失効又は免許状取上げ処分となった者

児童生徒性暴力等：

- ① 児童生徒等に性交等を行うこと又は性交等をさせること
 - ② 児童生徒等にわいせつ行為を行うこと又はわいせつ行為をさせること
 - ③ 児童ポルノ法違反、④ 痴漢行為又は盗撮行為、⑤ 児童生徒等に対する悪質なセクハラ
- ※ 現在の運用上、懲戒免職処分の対象となり得る行為を条文中で列挙。
※ 刑事罰とならない行為も含み、**児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。**

防止に関する措置

- **教育職員等・児童生徒等に対する啓発**
 - ・ 教育職員等や養成課程の履修学生への啓発等
 - ・ 児童生徒等に対し、何人からも自己の身体を侵害されてはならないこと等を啓発
- **特定免許状失効者等に関するデータベース**
 - ・ 国によるデータベースの整備、都道府県教委による迅速な記録の実施
 - ・ 教育職員等の任命権者等による、任命又は雇用の際のデータベースの活用義務
- **児童生徒性暴力等対策連絡協議会**
 - ・ 関係機関等の連携を図るため、学校・教委・都道府県警察等により構成

早期発見・対処に関する措置

- **早期発見のための措置**
 - ・ 定期的な調査等の実施、相談体制の整備
- **児童生徒性暴力等に対する措置**
 - ・ 相談を受けた者は学校又は学校の設置者へ通報（犯罪の疑いがあれば所轄警察署へ速やかに通報）
 - ・ 学校は通報等があれば学校の設置者へ直ちに通報（犯罪と認める場合は所轄警察署に直ちに通報・連携）
 - ・ 報告を受けた学校の設置者は専門家の協力を得て自ら必要な調査を実施
- **学校に在籍する児童生徒等の保護及び支援**
 - ⇒ 教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等について準用

教育職員免許法の特例

- **特定免許状失効者等に対する再授与**
 - ・ 免許状の失効等の原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、改善更生の状況等より再授与が適当であると認められる場合に限り、都道府県教委（授与権者）は、免許状の再授与が可能
 - ・ 再授与に当たっては、予め、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴くこと
- **都道府県教育職員免許状再授与審査会**
 - ・ 都道府県教委に設置
 - ・ 組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令において規定

附則

- 児童生徒等と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等に関する、政府の検討及び所要の措置の実施。
- 法の施行後3年を目途として、法の施行の状況に関する検討及び所要の措置の実施。

1. 児童生徒性暴力等の定義②

- ① 児童生徒等に**性交等**をすること又は児童生徒等に性交等をさせること。
- ② 児童生徒等に**わいせつな行為**をすること又は児童生徒等にわいせつな行為をさせること。
- ③ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（**児童ポルノ法**）**違反**※1

※1 児童売春の周旋・勧誘、児童ポルノ所持・提供等。

- ④ 児童生徒等に対する**痴漢行為**※2又は**盗撮行為**

※2 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位等の一部に触れること。

- ⑤ 児童生徒等に対する**悪質なセクシュアル・ハラスメント**（児童生徒等を不快にさせる性的な言動※3）等

※3 「言動」には、口頭での発言に限らず、**SNSや電子メール等を用いることも含まれる。**

被害を受けた児童生徒等の**同意**や、当該児童生徒等に対する**暴行、脅迫等の有無を問わず、刑法上の性犯罪とならない行為も含め**、教育職員等が上記の行為を行うことは**全て法律違反（原則として、懲戒免職となる）**。

2. 児童生徒性暴力等を未然に防止するための取組

- 教職課程を有する大学においては、**教職課程を履修する学生が、児童生徒性暴力等の防止等の理解を深める**ための措置を講ずる必要があることに留意することとされている。
- 学校の設置者やその設置する学校は、児童生徒性暴力等の防止等に関する服務規律の徹底を図るとともに、必要なルールや取組等を整理・周知し、組織的に対応を進めることとされている。
- 教育職員等の服務管理を行う機関は、業務遂行等に関する規則や指針等で、SNS等を用いて児童生徒等と私的なやりとりを行ってはならないことを明確化することとされている。

3. 児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの対応①

〈基本的な考え方〉

教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、

- **学校・学校の設置者・所轄の警察署等で情報共有**を図り、迅速に対処するとともに、被害児童生徒等に必要な保護・支援を実施。

- * **被害児童生徒等を徹底して守り抜く**。悪しき仲間意識や組織防衛心理から事なかれ主義に陥り、必要な対応を行わないことがあってはならない。

- * 事案の放置や隠ぺいは、本法の義務違反や、信用失墜行為として地方公務員による懲戒処分の対象となり得る。

3. 児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの対応②

事案の把握
(早期発見のための
措置等)

- 教育職員等、児童生徒等への研修・啓発
- 定期的なアンケート調査等による実態把握
- 相談体制の整備（相談窓口、SC・SSW等）

教員やSC等が相談を受けたときなど

学校・学校の設置者・
所轄警察署への
通報・報告

相談を受けた教育職員等は、

- **学校又は学校の設置者に通報**
- **犯罪疑いの場合、速やかに所轄警察署に通報**

通報を受けた学校は、

- 直ちに学校の設置者に通報
- 犯罪と認める場合、直ちに所轄警察署に通報

学校・学校設置者による調査等

厳正な対処（懲戒処分等）

教育職員等による児童生徒性暴力等があった場合、**原則として懲戒免職**とする。

4. 児童生徒性暴力等により免許状が失効等した場合

- 教職員等が、児童生徒性暴力等を行ったことにより、免許状が失効や取り上げとなった場合（特定免許状失効者という）、これらの者の情報を記録するデータベースを国が整備します。
- **教育委員会などが教師を新たに採用する際、このデータベースを活用。その者が過去に児童生徒性暴力等を行い、免許状が失効した事実があるかどうかを把握する。**

免許管理者（都道府県教育委員会）

児童生徒性暴力等による教員免許状の失効・取上げ処分

① 特定免許状失効者等に関する情報を迅速に記録

データベース



任命権者等（教育委員会・学校法人等）

採用選考の実施

③ 採用希望者を検索

④ 情報の表示
※特定免許状失効者等に該当した場合

② 採用試験受験

採用希望者



⑤ 採否

児童生徒への性暴力等により免許状が失効した場合、免許状の再取得についても厳しい制限がかかる。特定免許状失効者等は、免許状を授与する都道府県教育委員会に対し、自身が将来にわたって再び加害行為を行わないこと等を証明することができない場合は、免許状は再授与されません。

5. 特定免許状失効者等に係るデータベース

教育職員等を 任命又は雇用 しようとするときの 取組

- データベースの活用は教育職員等を任命又は雇用しようとするすべての任命権者等に義務付けられており、任命又は雇用を希望する者が特定免許状失効者等に該当することが判明した場合、法の基本理念(教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶 等)にのっとり、十分に慎重に、適切な採用判断を行う必要がある。
- 特定免許状失効者等の任命又は雇用を行う場合は、少なくとも、当該希望者が児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度の蓋然性が必要である。このとき高度な蓋然性が認められなかったのにもかかわらず、当該希望者を任命又は雇用した場合において、当該者が児童生徒性暴力等を再び行ったときは、任命権者等についても損害賠償の責めを負うことがあり得ることに留意が必要である。

教育実習生としての注意点

絶対に加害者にならない！

➤性暴力等は決して許されないことです。仮に、加害行為により禁固以上の刑に処せられた場合、執行猶予の場合も含め、教員免許状は授与されません。また、加害行為に該当しないまでも、加害行為に繋がりがねない行為も行わないことが重要です。

被害の相談を受けた場合

➤児童生徒から、教員等による性暴力等に関する相談を受けた場合、その事実があると思われる時は、実習先の学校や設置者（教育委員会や学校法人）に通報し、難しいときには、自らの所属校などに相談するなど、一人で抱えない。

自分が被害者になった場合

➤被害者が責任を感じ、問題を自分自身で抱え込んでしまうことがあります。一人で悩まずに、所属校の教職員、保健管理センター、学生相談室等へ相談しましょう。

7. 教育実習等での留意点②

- 教職員には通常、公立の学校であれば、地方公務員としての服務上の義務が課せられます。また、各教育委員会ではガイドライン等を定めている場合があります。教育実習生という立場であっても、学校現場において、実際に児童生徒等と一定の期間かかわることとなることから、本法や指針の趣旨の理解のほか、学校や教育委員会等の定めるルール等を理解しておくことが重要です。

例〈東京都教育委員会のガイドラインから〉①

○ 不適切な行為（わいせつ行為）、セクシャル・ハラスメント等の禁止

（具体的行動）

- ・ 特別教室や体育館、放課後の教室等、他者の目に触れにくい場所での児童・生徒等に対する個別指導は、絶対に一人で行わず、複数で対応すること。
- ・ 児童・生徒等に対する指導上不必要な身体接触（首、胸、脇、腰、でん部、大腿部等を触る、抱き締める、頬ずりする、膝に乗せる等）は決して行わないこと（着衣の上からの身体接触も同様）。
- ・ 児童・生徒等を自宅に入れることや、自家用自動車に同乗させることなど、密室で2人きりにならないこと。
- ・ 管理職の許可無く、児童・生徒等の自宅を訪問しないこと。
- ・ わいせつ行為は、刑法違反（強制わいせつ罪等）、青少年健全育成条例違反、児童福祉法違反にも該当する可能性があり、教員免許状の失効等により二度と教壇に立てなくなる等、重大な非違行為であることを改めて認識し、こうした行為は行わないこと。 等

（出典：「使命を全うする！」教職員の含むに関するガイドライン：令和3年 4月（改訂）東京都教育委員会）

7. 教育実習等での留意点③

例〈東京都教育委員会のガイドラインから〉②

○ 私的なメール、SNS等の禁止

(具体的行動)

- ・ 管理職の許可無く、児童・生徒等の電子メールアドレス等を聞かないこと。
- ・ 管理職の許可無く、児童・生徒、保護者と電子メール等のやりとりをしないこと。
- ・ 児童・生徒、保護者との連絡は、原則として学校の電話を使用し、安易に個人所有のスマートフォン等のメール等を使用しないこと。
- ・ 職務上やむを得ずメール等を使用する場合は、CCを使って、管理職に同一のメッセージを送信すること。

(過去の事例から学ぶ)

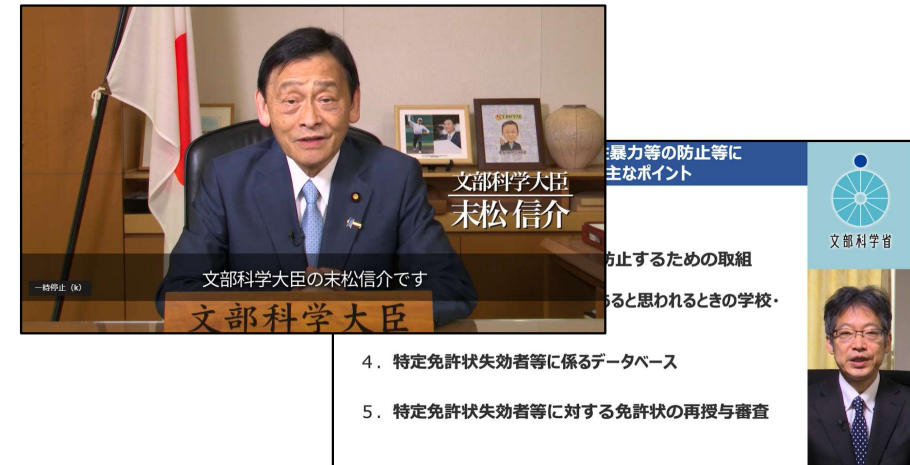
- ・ 校長生徒との私的なメール、電話等の禁止及び生徒と私的に校外で会うことの禁止について指導を受けていたにもかかわらず、勤務校等において、同校女子生徒に対して、不適切な内容を含めた私的なメッセージを約2,300回送信するとともに、路上において、同生徒を抱き締める及び同生徒の唇に複数回キスをした(懲戒免職)。
- ・ 自宅及び通勤途中の駅において、勤務校の卒業生である女子生徒に対して、不適切な内容のメッセージを196回送信するとともに、わいせつな画像を送信した(停職3月)。

(出典：「使命を全うする！」教職員の含むに関するガイドライン：令和3年 4月(改訂)東京都教育委員会)

8. 参考となる関連動画や教材について①

○ 【動画】 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について

末松文部科学大臣より現職教員や学校関係者等に対しメッセージを伝えるとともに、藤原総合教育政策局長より本年3月18日に策定された「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」の概要を説明しています。



○ 【動画】 児童生徒性暴力などの特徴について

大阪大学名誉教授・藤岡淳子講師

性暴力等の類型、性暴力が身近な教員に起こりえることや、性暴力等の被害が認識されにくいことなどについて解説しています。



8. 参考となる関連動画や教材について②

○ **【動画】 事実調査のための面接 — 司法面接を参考に —**

立命館大学教授、北海道大学名誉名誉教授・仲真紀子講師

児童生徒が性被害を受けた場合の事実確認の聞き取りを行う際に注意すべき事項や方法等について解説しています。

①自由報告

- 面接者から情報を出さない：子どもの「言葉」で聞く。
- 子どもの言葉を解釈しない：子どもの「言葉」で聞く。
- コメント、評価しない：特に出来事の内容は。
 - » ①誘いかけ：何があったか（最初から最後まで/全部）話してください
 - » ②時間の分割：Aの前、A～Bの間、Bの後にあったことを全部話してください
 - » ③手がかり質問：（さっき言った）Aについてもっと話してください
 - » ④それから質問：そして、それで、あとは



○ **【動画】 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等 について — 教員を目指す学生の皆さんへ —**

教職課程を履修する学生向けに、指針の概要や教育実習における留意点などをまとめて解説しています。

動画掲載URL

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_01036.html



8. 参考となる関連動画や教材について③

○ 【教材】 「生命（いのち）の安全教育」


子供たちを性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないための教材、啓発資料、指導の手引き等。

指導の手引きには、各段階に応じたねらいや展開、児童生徒から相談を受けた場合の対応ポイント、指導上の配慮事項、障害のある児童生徒への指導方法の工夫などを示しています。

大切な心と体を守るために

授業の内容

- よりよい人間関係ってなんだろう？
- 性暴力とは？
- もし性暴力の被害にあったら・・・



(↑中学生向け)

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

じぶんだけのたいせつなところをさわられていやなきもちになったら、「いやだ!」といおう。にげよう。あんしんできる大人におはなししよう。



いやだ!

へんだな とか いやだなっておもう人についていったらあぶないよ

(↑小学校 (低・中学年) 向け)



○障がいのある学生の教育実習における合理的配慮に関する対応マニュアルとチェックリストについて

障がいのある学生の教育実習における合理的配慮に関する 対応マニュアルとチェックリスト

令和3年度 文部科学省委託事業「教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」
教育実習に参加する障害のある学生に対する合理的配慮の在り方の検討に関する調査研究

障がいのある学生の 教育実習における合理的配慮に関する 対応マニュアルとチェックリスト



大阪教育大学は文部科学省より委託を受けて、「教育実習に参加する障害のある学生に対する合理的配慮の在り方の検討に関する調査研究」を行いました。

目的

教職課程を置く大学等に在籍する障がいのある学生が教育実習に参加する際の支援を検討するにあたり、教育実習の指導等にかかわる教職員が障がいのある学生に対して配慮すべき事項を明らかにしました。調査研究で明らかとなった内容を参考に、障がいのある学生が教育実習に参加するにあたって配慮すべき事項をまとめ、その配慮事項のマニュアル及びチェックリストを作成し、公開しました。

マニュアル、チェックリストについて

本調査にご協力くださった教職課程をおく大学の教育実習担当部署や障がい学生支援の専門部署の教職員へのインタビュー調査をもとに、障がいのある学生の教育実習にあたっての対応マニュアルと対応の実施状況を確認するチェックリストを、本学の各障がい種を専門とする教員、障がい学生支援専門部署、教育実習担当部署の教職員で作成しました。また、マニュアル、チェックリストは、教育実習受け入れ側の学校現場との連携が重要であることから、大阪府立支援学校校長会のご協力を得て、現場教員の認識を踏まえた有識者会議においても検討を行いました。

作成したマニュアル、チェックリストはHPで公開しております。また、冊子での配布も行っております。ご希望の方は以下の項目を記載の上、大阪教育大学障がい学生修学支援ルームにお問い合わせください。

件名：教育実習における合理的配慮に関する
マニュアル、チェックリストの問い合わせ
本文：機関名
送付先住所
ご担当者名
メールアドレス

事業報告HP

<http://www.osaka-kyoiku.ac.jp/~sienroom/index.html>



Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology
本事業は、文部科学省からの委託を受けて、大阪教育大学が実施したものです。
お問い合わせ先：大阪教育大学障がい学生修学支援ルーム (sienroom@bur.osaka-kyoiku.ac.jp)

「障がいのある学生の教育実習における合理的配慮に関する対応マニュアルとチェックリスト」 掲載内容例

本マニュアル、チェックリストを全国の教職課程をおく大学にご活用いただき、教育実習の準備の段階から学生をサポートし、学生が安心して教育実習に臨めるようにするとともに教育実習を受け入れる幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教職員の方と積極的に共有いただけますと幸いです。

教育実習における合理的配慮に関する対応マニュアル

◇障がいの種別にかかわらず、障がいのある学生全般に共通する教育実習での合理的配慮に関する対応や留意事項のほか、障がい種別に特化した対応や留意事項も記載しています。
学生の障がい種別に特化した対応マニュアルでは、障がいの概要と困難さの例もあげています。

教育実習における合理的配慮に関する対応マニュアル—障がいのある学生支援—

このマニュアルは、障がいのある学生が教育実習に参加するにあたって、合理的配慮の在り方を検討するための調査研究の結果を踏まえ、大阪教育大学障がい学生修学支援ルームが作成しました。

1. 本マニュアルの目的と対象者

本マニュアルは、障がいのある学生が教育実習に参加するにあたって、合理的配慮の在り方を検討するための調査研究の結果を踏まえ、大阪教育大学障がい学生修学支援ルームが作成しました。本マニュアルは、障がいのある学生が教育実習に参加するにあたって、合理的配慮の在り方を検討するための調査研究の結果を踏まえ、大阪教育大学障がい学生修学支援ルームが作成しました。

2. 本マニュアルの構成

本マニュアルは、障がいのある学生が教育実習に参加するにあたって、合理的配慮の在り方を検討するための調査研究の結果を踏まえ、大阪教育大学障がい学生修学支援ルームが作成しました。本マニュアルは、障がいのある学生が教育実習に参加するにあたって、合理的配慮の在り方を検討するための調査研究の結果を踏まえ、大阪教育大学障がい学生修学支援ルームが作成しました。

3. 障がいの種別

障がいの種別にかかわらず、障がいのある学生全般に共通する教育実習での合理的配慮に関する対応や留意事項のほか、障がい種別に特化した対応や留意事項も記載しています。学生の障がい種別に特化した対応マニュアルでは、障がいの概要と困難さの例もあげています。

- 〈障がい種別〉
- ・視覚障がい
 - ・聴覚障がい
 - ・肢体不自由
 - ・病弱・虚弱
 - ・発達障がい
 - ・精神障がい



教育実習における合理的配慮に関する対応チェックリスト

◇マニュアルに記載した内容をチェックリストにしています。教育実習の準備(大学内、実習校)から、実習中、実習後と段階ごとの対応の実施状況や、学生のニーズの把握の確認に活用できます。

- 〈教育実習に関わる段階例〉
- ・学内での準備(書類、面談、実習先選定)
 - ・実習校とともに準備
 - ・実習後の振り返り
 - ・学内の連携

◇こちらも、障がい種別ごとのチェックリストもあります。

本マニュアル、チェックリストにお示した内容は一例です。ご意見ご感想は、大阪教育大学障がい学生修学支援ルームまでお寄せいただけますと幸いです。

教育実習における合理的配慮に関する対応チェックリスト—障がいのある学生支援—

このチェックリストは、障がいのある学生が教育実習に参加するにあたって、合理的配慮の在り方を検討するための調査研究の結果を踏まえ、大阪教育大学障がい学生修学支援ルームが作成しました。

障がいの種別	対応項目	実施状況
障がいのある学生	障がいのある学生が教育実習に参加するにあたっての合理的配慮の在り方を検討するための調査研究の結果を踏まえ、大阪教育大学障がい学生修学支援ルームが作成しました。	
	障がいのある学生が教育実習に参加するにあたっての合理的配慮の在り方を検討するための調査研究の結果を踏まえ、大阪教育大学障がい学生修学支援ルームが作成しました。	
	障がいのある学生が教育実習に参加するにあたっての合理的配慮の在り方を検討するための調査研究の結果を踏まえ、大阪教育大学障がい学生修学支援ルームが作成しました。	
	障がいのある学生が教育実習に参加するにあたっての合理的配慮の在り方を検討するための調査研究の結果を踏まえ、大阪教育大学障がい学生修学支援ルームが作成しました。	
	障がいのある学生が教育実習に参加するにあたっての合理的配慮の在り方を検討するための調査研究の結果を踏まえ、大阪教育大学障がい学生修学支援ルームが作成しました。	
	障がいのある学生が教育実習に参加するにあたっての合理的配慮の在り方を検討するための調査研究の結果を踏まえ、大阪教育大学障がい学生修学支援ルームが作成しました。	
	障がいのある学生が教育実習に参加するにあたっての合理的配慮の在り方を検討するための調査研究の結果を踏まえ、大阪教育大学障がい学生修学支援ルームが作成しました。	
	障がいのある学生が教育実習に参加するにあたっての合理的配慮の在り方を検討するための調査研究の結果を踏まえ、大阪教育大学障がい学生修学支援ルームが作成しました。	
	障がいのある学生が教育実習に参加するにあたっての合理的配慮の在り方を検討するための調査研究の結果を踏まえ、大阪教育大学障がい学生修学支援ルームが作成しました。	
	障がいのある学生が教育実習に参加するにあたっての合理的配慮の在り方を検討するための調査研究の結果を踏まえ、大阪教育大学障がい学生修学支援ルームが作成しました。	

国立大学法人大阪教育大学 障がい学生修学支援ルーム
お問い合わせ Mail to : sienroom@bur.osaka-kyoiku.ac.jp
事業報告HP: <http://www.osakakyoiku.ac.jp/~sienroom/index.html>

○特別支援教育に関わる教師の養成の在り方
等に関する検討会議報告等について

趣旨

- 特別支援教育を受ける幼児児童生徒の増加への対応や、インクルーシブ教育システムの理念の構築による共生社会の実現のため、特別支援教育を担う教師の確保や専門性の更なる向上が求められている。
- 令和3年1月にとりまとめられた「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」の報告においても、
 - ・ **全ての教師に、特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解等**
 - ・ **特別支援学級・通級による指導を担当する教師には、小学校等における特別支援教育の中心的な役割を担う役割や自立活動や発達障害等に関する専門性や実践力、特別支援学校の教師には障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分把握して各教科等や自立活動の指導等に反映できる幅広い知識・技能等が求められている。**
- 概ね全ての特別支援学校の教員が免許状を取得することを目指して取り組むことも必要。

検討事項

- (1) **特別支援教育を担う質の高い教職員集団の在り方**
- (2) **特別支援学校教諭免許状及びその教職課程コアカリキュラムの在り方** ↔ 教職課程コアカリキュラムWGと連携
- (3) **その他関連事項**

委員

安藤 隆男 筑波大学名誉教授
 市川 裕二 全国特別支援学校長会会長、東京都立あきる野学園校長
 加治佐 哲也 兵庫教育大学長
 喜多 好一 全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会会長
 木船 憲幸 九州産業大学教授
 坂越 正樹 広島文化学園大学・短期大学長
 田中 良広 帝京平成大学教授
 濱田 豊彦 東京学芸大学副学長
 樋口 一宗 松本大学教育学部学校教育学科教授
 宮崎 英憲 全国特別支援教育推進連盟理事長、東洋大学名誉教授
 森 由利子 滋賀県教育次長
 （計11名、五十音順、敬称略）

（オブザーバー）

穴戸 和成 国立特別支援教育総合研究所理事長
 （計1名、敬称略）

スケジュール（予定）

10月	第1回会議開催 ・最近の主な提言及び今後の検討課題について
11月	第2回会議開催 ①教職課程コアカリキュラムの基本方針に係る自由討議 ②WGの設置について
12月	第3回会議開催 ・ヒアリング（教育委員会、大学、特総研等）
R4/1月	第4回会議開催 ・検討課題に係る論点整理
2月	第5回会議開催 ①検討課題に係る論点まとめ ②WGから素案の報告及び自由討議
3月	第6回会議開催 ①検討課題に係る報告案 ②教職課程コアカリキュラム（素案）の検討状況 第7回会議開催 ①報告とりまとめ ②教職課程コアカリキュラム案の策定
6月	パブリックコメント等
7月	第8回会議開催 ①パブリックコメントの結果 ②教育職員免許法施行規則（案）及び特別支援学校教諭の教職課程コアカリキュラム（案）について

教職課程コアカリキュラムWG、中教審「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会、初等中等教育分科会教員養成部会とも連携し、**教職課程コアカリキュラムの策定**や、**特別支援教育に関わる全ての教師の専門性向上**を図る。

現状・課題

- 特別支援教育の「個別最適な学び」と「協同的な学び」に関する知見や経験は、障害の有無にかかわらず、教育全体の質の向上に寄与。
⇒ **特別支援教育の専門性を担保しつつ、特別支援教育に携わる教師を増やしていくことが必要。**
- 特別支援教育を必要とする児童生徒数が増えている一方で、小学校で70.6%、中学校で75.4%の校長が、特別支援教育に携わる経験が無い。
⇒ **多くの学校で特別支援学級等で教職経験の無い校長が特別支援教育を含む学校経営を実施。**
- 小学校等の特別支援学級の臨時的任用教員の割合は、学級担任全体における臨時的任用教員の割合の倍以上。
⇒ **特別支援教育に関わる教師が、他の教師と比べて、長期的視野にたつて計画的に育成・配置されているとは言いがたい状況。**

① 養成段階での育成

- 特別支援学校教諭免許状の教職課程の内容や水準を全国的に担保するため、共通的に修得すべき資質能力を示したコアカリキュラムの策定
- 教育実習、介護等体験で、特別支援学校、特別支援学級等の経験を推奨
- 大学間連携による単位互換制度の促進など、免許取得・単位取得を可能とする体制整備
- 教育委員会との連携による実践力の養成（実務家教員、教職大学院等）



養成段階

② 採用段階での工夫

- 特別支援教育の経験を採用時に考慮
- 採用後10年以内に特別支援教育を複数年経験



初任者～10年目

③ 校内体制の整備、キャリアパスの多様化、人事交流の推進による専門性向上

- 特別支援学校において、特別支援学校教諭免許状を有しない教師の条件を限定
- 校内研修、交換授業、OJTの推進
- 特別支援学級等の教師による特別支援学校への人事交流の充実



中堅（10年目～）

- 管理職の任用にあたり、特別支援教育の経験を考慮
- 学校経営方針等に特別支援教育に関する目標を設定し、校内体制を整備



管理職

⑤ 国による調査・把握 → 大学、教育委員会へのフィードバックによる改善 ※下記は現時点における調査項目の例

- 【養成】・視覚障害領域、聴覚障害領域免許を取得できる大学数
- 【採用】・特別支援学校教諭免許状保有者への加点等の工夫を行っている教育委員会の数
- 【キャリアパス】・採用後、10年目までに特別支援教育を経験した教師の割合
・小学校等の校長の特別支援教育に関わる教職経験の有無
- 【研修】・免許を保有しない特別支援学校の教師について、免許取得計画の作成状況の有無、単位取得状況
・教員育成指標において特別支援教育を明確に位置付けている任命権者の数
・特別支援学校教諭免許状保有率 ・（独）国立特別支援教育総合研究所（NISE）学びラボの利用者数 等

④ 研修（校外）による専門性向上

初任者研修

中堅教諭等資質向上研修

主任研修、管理職研修 等

- NISE（学びラボ、免許法認定通信教育）等のオンラインコンテンツの整理・充実



スケジュール

- 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム
 - R4.7頃：策定・周知（以降、大学の教職課程の点検・見直し）
 - R5.4又はR6.4：コアカリキュラムに基づく教職課程開始
- 上記以外の事項
 - 各関係者において速やかに検討・対応に着手し、R6年度には実現できるよう取り組む。

V.各関係者に求められる具体的方向性

3. 大学

(大学の資源の有効活用による教職課程の充実)

○大学は、国内の地域ブロック単位で、大学の資源を相互に活用・共有し、特別支援学校教諭免許状の5つの障害領域を計画的に取得できるような取組を推進することが望ましいこと。具体的には、例えば、単位互換制度や遠隔メディアシステムを活用した授業による履修などによる単位取得を可能とする大学間の体制の整備や取組が考えられること。

(教育委員会との連携による実践力の養成)

○大学は、地域の教育委員会と連携しつつ、特別支援学校教諭免許状等の教職課程において、特別支援学校の学校経営・運営の具現化に携わってきた指導主事、特別支援教育コーディネーター、学校長等の経験者の実務家教員のうち業績のある者を大学教員として積極的に登用し、学校現場のニーズに即した具体的な指導の充実を推進すること。

○大学は、実務家教員の任用に当たっては、教育委員会との協定等により現職教員等の人事交流等を行うことも検討すること。

○大学は、特別支援学校教諭免許状や小学校等免許状の教職課程における教育実習においては、指導教員が学生を適切に指導することをはじめ、実習校と密に連携して運営を行うこと。

○大学は、教職大学院における現職教員を対象とした課程において特別支援教育を位置付け、教育委員会や学校のニーズも踏まえつつ、全ての対象者が実践的な特別支援教育に関する知識も得られるようにすること。

(小学校等教諭免許状の教職課程における特別支援教育を担う教師の人材育成・確保)

○大学は、特別支援学校教諭の教職課程のみならず、小学校等の教職課程においても、特別支援教育に関する科目等の充実を図るとともに、これらの学生の学びを十分に保障すること。特に、特別支援学校教諭免許状の教職課程コアカリキュラムのうち、自立活動に関する内容を含む授業や、発達障害領域を取り扱った授業等を優先して学びを深めることを求めたり、該当授業科目の単位の取得を推奨すること。さらに、教員養成大学・学部を中心に教職課程の内外で特別支援教育に関する新たな科目の開発や履修の促進を積極的に図ること。

○教育委員会や大学においては、特別支援教育に関わる魅力の発見や動機付けのための方策として、中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』を担う教師の在り方特別部会」の検討を踏まえ、下記に取り組むこと。

- 小学校等教諭免許状の教職課程における教育実習時に、特別支援学校や特別支援学級での実施も可能であることを踏まえ実習計画を検討すること
 - 小学校等教諭免許状の教職課程とは別に実施する介護等体験の実習先として特別支援学校のほか、特別支援学級等での実習を積極的に行うこと
- などを推進すること。

○国、教育委員会及び大学においては、大学の教職課程の内外を通じ、学生段階から特別支援教育に関する資質能力を向上するための先進的な科目設定やカリキュラムを促進するとともに、優れた取組事例の収集と好事例等の周知を行うこと。

VI. 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの活用

本コアカリキュラムの作成時においては、これを活用した教師養成の質保証を実現するために、教師の養成・採用・研修に関わる各関係者において、大学と学校現場や教育委員会との連携を核にしながら、以下の点に留意し、本コアカリキュラムを踏まえた対応が求められる。

【大学関係者】

- 各大学において、特別支援学校教諭免許状の教職課程を編成する際には、本コアカリキュラムの内容や教員育成指標を踏まえるとともに、大学や担当教員による特色を出しつつ、体系性をもった教職課程になるように留意すること。その際、例えば、第3欄の中心的な領域である重複障害や発達障害に関しては、教育課程編成上、第2欄との関連を十分踏まえて行うことが必要であること。
- 特別支援学校教諭免許状の教職課程の担当教員一人一人が担当科目の授業計画を立てるに当たっては、本コアカリキュラムの「全体目標」「一般目標」「到達目標」の内容を修得できるよう設計・実施すること。
- 担当教員は、学生に知識技能の修得だけではなく、学生が教師としてふさわしい資質能力を広く身に付けていけるよう、理論と「現場の経験」を含む実践的な学びとの往還を意識し、学生との対話や振り返りなどの機会の確保に努めること。

【任命権者】(略)

【国】

- 大学や教育委員会等の関係者に対して、本コアカリキュラムの内容や活用方法が広く理解されるよう、分かりやすい周知の工夫に努めること。
- 本コアカリキュラムが、各大学の教職課程の質保証につながるよう、教職課程の審査の中で適切に取り扱うこととし、実地視察において、本コアカリキュラムを活用すること。

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令案及び特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム案（概要）

1 趣旨

- 有識者会議や中教審の答申において、特別支援教育を担う教師の専門性の向上を図るため、以下が提言された。
 - ・教育職員免許法体系に、特別支援学校学習指導要領等を根拠にした、知的障害者である子供に対する教育を行う特別支援学校の各教科等、自立活動、重複障害者等に関する教育課程の取扱いや発達障害を位置付けること
 - ・見直した教育課程の内容や水準を全国的に担保するため、小学校等の教育課程同様、共通的に修得すべき資質・能力を示したコアカリキュラムを策定することが必要であること
- この提言を踏まえ、教育職員免許法施行規則第7条第1項（特別支援教育領域に関する科目の単位の修得方法）等を一部改正し、特別支援学校教諭免許状の修得に当たって含めるべき内容等を規定し、「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」を策定する。

2 概要

(1)教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令案

- ①教育職員免許法施行規則第7条第1項の表（特別支援教育に関する科目の単位の修得方法）の備考を改正。
 - i)心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目に、各特別支援教育領域に関する自立活動に関する内容を含むこととする。
 - ii)知的障害者に関する教育の領域における心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目に、そのカリキュラム・マネジメントを含むこととする。
 - iii)第三欄（免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目）に掲げる科目に、重複障害者及び発達障害者に関する教育を含むこととする。

(2)特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム案

全ての大学の特別支援学校教諭免許状の教職課程で、共通的に修得すべき資質能力として、本コアカリキュラムで示す項目は以下のとおり。教職課程の各欄の科目に含めることが必要な事項について、「全体目標」「一般目標」「到達目標」として規定。

- i)「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」の作成の背景と考え方
- ii)特別支援教育に関する科目（1種免許状）
 - ア【第1欄】特別支援教育の基礎理論に関する科目
 - イ【第2欄】特別支援教育領域に関する科目
 - ①視覚障害者に関する教育の領域 ②聴覚障害者に関する教育の領域 ③知的障害者に関する教育の領域
 - ④肢体不自由者に関する教育の領域 ⑤病弱者（身体虚弱者を含む）に関する教育の領域
 - ウ【第3欄】免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目
 - ①発達障害者に関する教育の領域 ②重複障害者に関する教育の領域

3 施行日

令和6年4月1日

● 教育職員免許法施行規則(改正案)

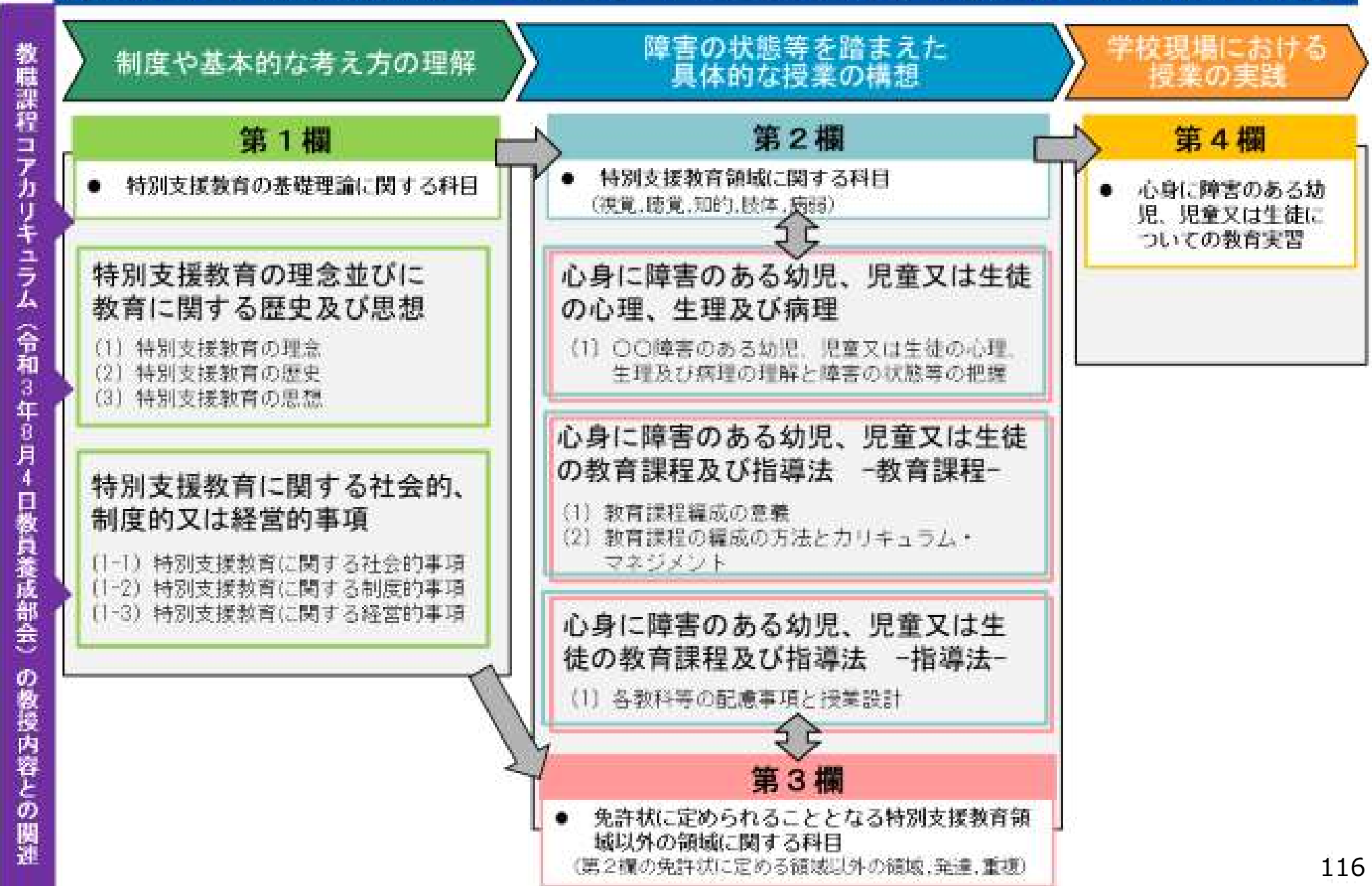
第七条 免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受けられる場合の特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

特別支援教育に関する科目		免許状の種類		専修一種	二種
最低修得単位数	第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		2	2
	第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16	8
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
	第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5	3
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3	3	
		計		26	16

備考

- 一 第一欄に掲げる科目は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。
- 二 第二欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、一又は二以上の免許状教育領域(授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。[第五号及び次項](#)において同じ。)について、それぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。
 - イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目(以下「心理等に関する科目」という。)並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目(以下「教育課程等に関する科目」という。)について合わせて八単位(二種免許状の授与を受けられる場合にあつては四単位)以上(当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位(二種免許状の授与を受けられる場合にあつては一単位)以上を含む。)
 - ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて四単位(二種免許状の授与を受けられる場合にあつては二単位)以上(当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位(二種免許状の授与を受けられる場合にあつては一単位)以上を含む。)
- 三 [教育課程等に関する科目は、各特別支援教育領域に関する自立活動に関する内容を含むものとする。](#)
- 四 [知的障害者に関する教育の領域に関する教育課程等に関する科目は、そのカリキュラム・マネジメントを含むものとする。](#)
- 五 第三欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、[病弱者及び複数の障害を併せ有する者](#)に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者([発達障害者を含む。](#))に対する教育に関する事項のうち、[免許状教育領域](#)に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。
- 六 第四欄に定める単位は、特別支援学校において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するものについては、経験年数一年について一単位の割合で、それぞれ第一欄から第三欄までに掲げる科目に関する単位をもつて、これに替えることができる。
- 七 前号に規定する実務証明責任者は、特別支援学校の教員についての免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする(第五項第三号においても同様とする。)

特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムにおける欄間の教授内容の関連



本学附属学校教員の人事・労務上の現状、課題

【現状】

- ・採用形態の多くは、神奈川県内の各教育委員会との人事交流。
- ・人事交流の目的は、教員の資質向上及び教育研究の一層の活性化。
- ・交流期間は、各教育委員会との協定により原則6年以内。
- ・勤務時間は、特例により1年単位の変形労働時間制を適用
- ・適用法令は、一般の労働法制（労働基準法、労働安全衛生法等）適用

《教員数》

(現員)

(単位：人)

	H16	H20	H25	H30	R4	備考
学部／研究科	160	153	116	105	94	
附属学校	120	124	123	124	125	

(参考) 学部入学定員減 H23 (460→380)、H29 (380→230)、R3 (230→200)

【課題】

- ・人事異動での交流人事で必ずしも附属学校の希望が叶えられない場合がある。
- ・附属学校側で教員を選択することができない。また、教員に病休者などがでた場合、代替の人員を確保することが困難である。
- ・県や市に教員数が少ない特定の教科において、人事異動が困難となる場合がある。
- ・公立学校には無いプラスアルファの業務（教育実習の指導、教育実践研究、入試業務など）があるため、教員の業務が公立学校に比べ多く、過度の負担、多忙である。

- ・附属学校は、教育実習の場でありながら、教員になろうとする気持ちが薄い学生が実習する場になっている場合がある。
- ・通常の校内業務過多のため、研究時間の確保が困難である。
- ・入試業務は、公立学校に戻っても役に立たないが負担が大きい。

- ・公立の学校にはないプラスアルファの業務がありながら、教員の配置数は、公立の学校と変わらない。
- ・附属学校の役割、意義、必要性に対する教員間の認識の相違がある。
- ・大学との連携のより一層の推進が必要である。
- ・勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した、働き方改革の推進が必要である。
→「年の変形労働制」＋「超過勤務手当の支給」で対応。働き方改革の一層の推進のためには、現場の教員の「意思改革」も重要

【改善方策・方向性等】

- ・学校行事の精選。
- ・学校研究体制の見直し。
- ・入試業務の見直し（作問、選考方法、ICT、外部委託、廃止等）。
- ・部活動の在り方、見直し（縮小、廃止、外部移行、大学との連携、大会の在り方（中体連脱退含む）等）。
- ・一日7時間45分の勤務で成り立つ研究や行事の設定。
- ・ICTの活用。
- ・職場文化の改善。
- ・その他

【その他】

- ・時間外勤務（令和4年度実績）

令和4年4月～6月

（単位：時間）

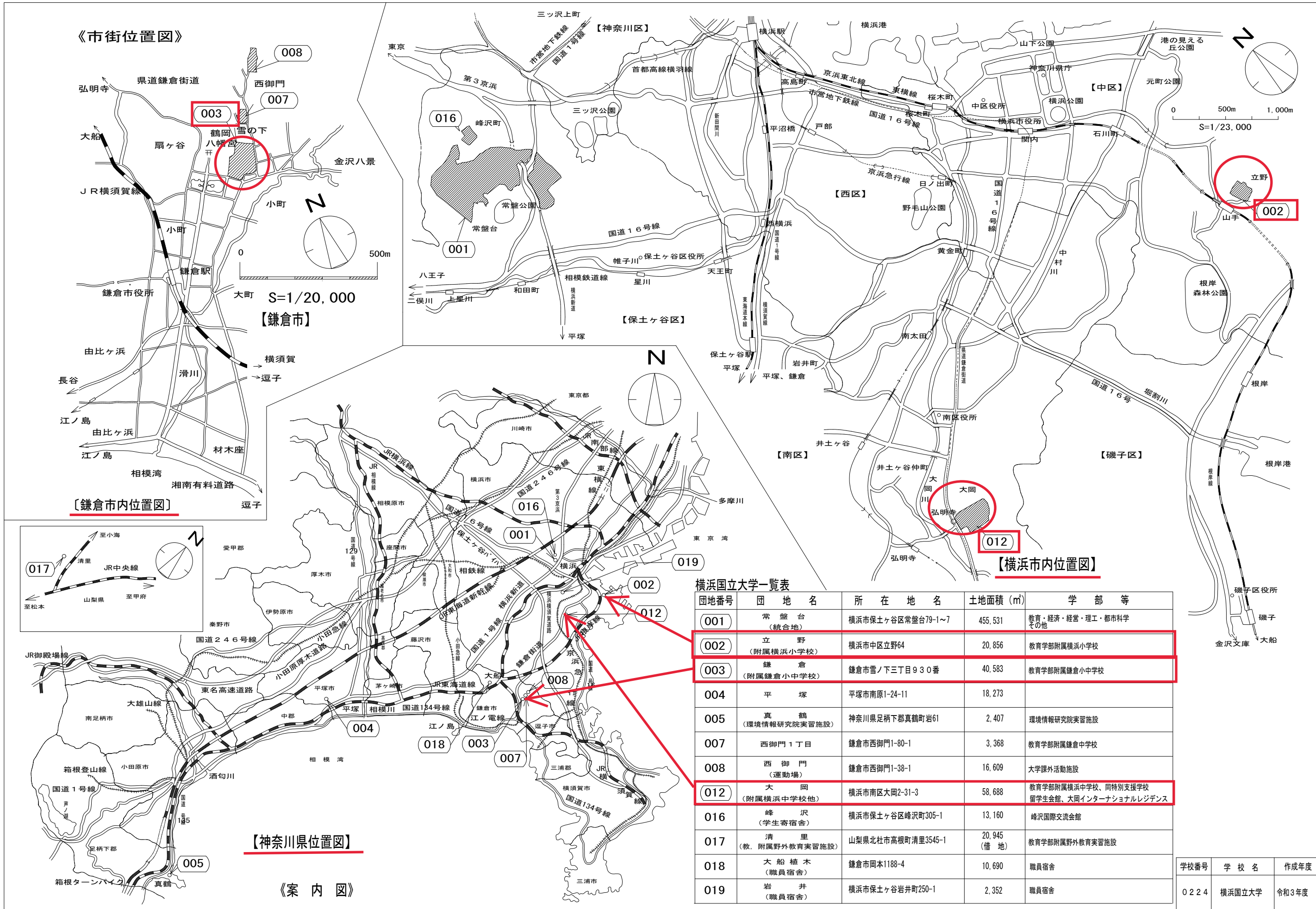
	4月	5月	6月	計	備考
附属鎌倉小学校	172	191	364	727	
附属鎌倉中学校	436	385	528	1,349	
附属横浜小学校	289	325	445	1,059	
附属横浜中学校	420	468	422	1,310	
附属特別支援学校	149	172	201	522	
計	1,466	1,541	1,960	4,967	

※時間外勤務の主な理由：年度始め業務、行事準備、部活動（中学校）等

※本学は、費用総額の約61%110億円が人件費。人件費の増額が、教育研究費等（児童・生徒の教育環境の整備充実含む）を圧迫。

位置図

国立大学法人等施設実態調査(様式2)



横浜国立大学一覧表

団地番号	団地名	所在地名	土地面積 (㎡)	学部等
001	常盤台 (統合地)	横浜市保土ヶ谷区常盤台79-1~7	455,531	教育学部・経済・経営・理工・都市科学 その他
002	立野 (附属横浜小学校)	横浜市中区立野64	20,856	教育学部附属横浜小学校
003	鎌倉 (附属鎌倉小中学校)	鎌倉市雪ノ下三丁目930番	40,583	教育学部附属鎌倉小中学校
004	平塚	平塚市南原1-24-11	18,273	
005	真鶴 (環境情報研究実習施設)	神奈川県足柄下郡真鶴町岩61	2,407	環境情報研究実習施設
007	西御門1丁目	鎌倉市西御門1-80-1	3,368	教育学部附属鎌倉中学校
008	西御門 (運動場)	鎌倉市西御門1-38-1	16,609	大学課外活動施設
012	大岡 (附属横浜中学校他)	横浜市南区大岡2-31-3	58,688	教育学部附属横浜中学校、同特別支援学校 留学生会館、大岡インターナショナルレジデンス
016	峰沢 (学生寄宿舎)	横浜市保土ヶ谷区峰沢町305-1	13,160	峰沢国際交流会館
017	清里 (教、附属野外教育実習施設)	山梨県北杜市高根町清里3545-1	20,945 (借地)	教育学部附属野外教育実習施設
018	大船植木 (職員宿舎)	鎌倉市岡本1188-4	10,690	職員宿舎
019	岩井 (職員宿舎)	横浜市保土ヶ谷区岩井町250-1	2,352	職員宿舎

学校番号	学校名	作成年度
0224	横浜国立大学	令和3年度

教育学部附属学校校舎等建築年等

地区名	棟(建物)番号	棟(建物)名称	建築年	建物面積(m ²)		大規模改修歴	
				面積	棟(建物)計	改修年	内容
立野	003	附属横浜小学校体育館	(S40) 1965	916	916	(H19)2007	部分改修(耐震含む)
	008	附属横浜小学校校舎	(H1) 1989	5,353			
	008	附属横浜小学校校舎	(H7) 1995	1,283			
	008	附属横浜小学校校舎	(H12) 2000	36			
	009	プール付属屋	(H2) 1990	37	37		
	010	プール付属屋	(H2) 1990	21	21		
	011	陶芸窯庫	(H9) 1997	10	10		
鎌倉	001	附属鎌倉小学校校舎	(S43) 1968	5,280	5,419	(H26)2014	全面改修(耐震含む)
	001	附属鎌倉小学校校舎	(H9) 1997	139			
	002	附属鎌倉小学校体育館	(S43) 1968	772	772	(H20)2008	耐震改修
	003	附属鎌倉中学校校舎	(S42) 1967	2,268	4,855	(H8)1996	
	003	附属鎌倉中学校校舎	(S43) 1968	2,164			
	003	附属鎌倉中学校校舎	(S47) 1972	423			
	004	附属鎌倉中学校体育館	(S43) 1968	798	798	(H8)1996	
	005	附属鎌倉中学校武道場	(H26) 2014	450	450		
012	小中学校プール付属屋	(S59) 1984	60	60			
大岡	001	附属横浜中学校校舎	(S13) 1938	5,392	5,392	(H21)2009	全面改修
	002	附属横浜中学校体育館	(S56) 1981	880	880	(R4)2022	屋根、外壁改修(予定)
	007	附属特別支援学校校舎	(S56) 1981	2,341	3,047	(H26)2014	全面改修(耐震含む)
	007	附属特別支援学校校舎	(S63) 1988	706			
	008	附属特別支援学校体育館	(S56) 1981	599	599		
	009	中学校プール付属屋	(S57) 1982	45	45		
	010	中学校プール付属屋	(S57) 1982	19	19		
	011	附属特別支援学校プール付属屋	(S57) 1982	47	47		
	012	附属特別支援学校プール付属屋	(S57) 1982	16	16		
017	附属横浜中学校武道場	(R2) 2020	450	450			

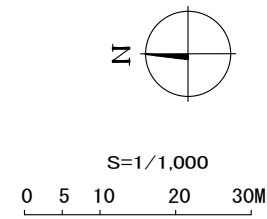
立野地区配置図



敷地面積	建築面積	建物延面積	建ぺい率	容積率	全学生数	学部等名	団地番号	団地名	所在地	学校番号	学校名	作成年度
20,856 m ²	3,863 m ²	7,656 m ²	18.5%	36.7%	675人	教育学部附属横浜小学校	002	立野	横浜市中区立野64	0224	横浜国立大学	令和3年度

鎌倉地区配置図

国立大学法人等施設実態調査(様式2)



大岡地区配置図

国立大学法人等施設実態調査(様式2)



敷地面積	建築面積	建物延面積	建ぺい率	容積率	全学生数	学部等名	団地番号	団地名	所在地	学校番号	学校名	作成年度
58,688㎡	9,856㎡	24,154㎡	16.8%	41.2%	558人	教育学部附属横浜中学校, 同附属特別支援学校, 留学生会館, 大岡インターナショナルレジデンス	012	大岡	横浜市南区大岡2-31-3	0224	横浜国立大学	令和3年度

教育学部・大学院教育学研究科と附属学校の連携について

○学部・研究科の教員における附属学校を活用した研究の状況

	令和3年度		令和2年度		令和元年度	
	研究総数 (件数)	研究総数のうち 附属学校教員と の共同研究数	研究総数 (件数)	研究総数のうち 附属学校教員と の共同研究数	研究総数 (件数)	研究総数のうち 附属学校教員と の共同研究数
鎌小	4	0	5	2	1	1
横小	4	2	2	2	1	1
鎌中	2	2	1	1	6	4
横中	3	2	3	2	4	3
特支	2	1	1	0	1	1

【附属学校教員と大学教員との共同研究例】

- ・着物文化の継承を目指した教育プログラム—学校教育と生涯教育— (横中)
- ・国語教育・読書教育における「仲立」としての教師・支援者の役割 (横中)
- ・小中連携を重視した学校代数カリキュラムに関する研究 (横小・鎌中)
- ・国際バカロレアの教育を生かした美術教育の研究 (横中・鎌中)
- ・附属特別支援学校での図画工作科を中心とした学びを生かした教育について (特支)
- ・メタ認知を促す理科授業デザインに関する研究 (横小)
- ・小学校プログラミング教育 (鎌小)
- ・神奈川県産の広葉樹を活用した中学校美術科の授業について (横中)
- ・養護教諭のワークショップに基づく学部授業案開発過程の分析 (全附属)

○附属学校における教育実習の受入人数について

	令和3年度			令和2年度			令和元年度		
	~2 週間 未満	2~3 週間 未満	3~4 週間 未満	~2 週間未 満	2~3 週 間未満	3~4 週間 未満	~2 週間未 満	2~3 週 間未満	3~4 週間 未満
鎌小			(61)			(62) 《1》			(62) 《1》
横小			(62) 《2》			(57) 【2】			(57) 【2】
鎌中		(49) 《2》		(47) 《1》		(1) 《3》	(47) 《1》		(1) 《3》
横中		(47) 《3》		(49)		《2》	(49)		《2》
特支		(31) 【1】		(33) 【1】			(33) 【1】		

○・・・本学学部生 【】・・・大学院生 《》・・・他大学

横浜国立大学教育学部附属学校在り方検討委員会ステークホルダー

(教育学部・教育学研究科・附属学校) 意見聴取結果

【意見聴取期間】

令和4年7月13日(水)～令和4年7月25日(月) 計13日間

※頂戴したご意見に関しては非公開とし、意見聴取をした内容のみ掲載させていただきます。

0. ステークホルダー意見聴取フォーム	1
1. 国立教員養成大学として、附属学校の果たす役割、必要性について (理論と実践の往還的視点から、②実習の場としての視点から、 ③協働研究の場としての視点から)	4
2. 附属学校の果たす役割、必要性について (実践の場の視点から)	10
3. 学校・学級規模について	19
4. 附属学校における実験的・先導的な教育課題への取組について	26
5. 附属学校教員の人材育成について	32
6. 附属学校教員の働き方について	39
7. 部活動の在り方について	50
8. 施設の再構築について	59
9. 附属学校の入試の在り方について	63
10. 大学(学部/大学院)との連携について	68
11. 地域との連携について	72
12. その他、附属学校に関する意見	76

0. ステークホルダー意見聴取フォーム

【7/25㍻】横浜国立大学教育学部附属学校の在り方検討委員会からの意見聴取のお願い

現在、横浜国立大学教育学部附属学校在り方検討委員会では以下の諮問を学長から受け、答申作成に向けて検討を開始しました。

【諮問事項】

横浜国立大学教育学部附属学校（以下、本学附属学校）の現状と課題を踏まえ、本学附属学校における持続可能な共生社会の実現に向けた教育の在り方及び今後の本学附属学校が果たすべき役割と改善方策について諮問する。

第1回検討委員会において、事前にステークホルダーより意見を聴取する必要性について議論されました。

そこで、本学附属学校における重要なステークホルダーである本学教育学部／教育学研究科教員及び附属学校教員より、持続可能な共生社会の実現に向けた中・長期的な附属学校の在り方に関するご意見を賜りたいと存じます。

ついては、以下の事項について、ご回答をお願いいたします。

ご協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

1. ご所属について【必須】

- 教育学部
- 教育学研究科
- 附属学校

2. 【教育学部・教育学研究科ご所属の方は必須】

国立教員養成大学として、附属学校の果たす役割、必要性について①理論と実践の往還的視点から、②実習の場としての視点から、③協働研究の場としての視点から ご意見をお聞かせください。

回答を入力してください

3.【附属学校ご所属の方は必須】

附属学校の果たす役割、必要性について、実践の場の視点からご意見をお聞かせください。

回答を入力してください

4.学校・学級規模について、ご意見をお聞かせください。

【現状】

鎌倉小学校	入学定員 105 名	1 学年 3 学級	総定員 630 名
横浜小学校	入学定員 120 名 (帰国子女 15 名含む)	1 学年 3 学級	総定員 675 名 (帰国子女含む)
鎌倉中学校	入学定員 155 名 (帰国子女 15 名含む)	1 学年 4 学級	総定員 465 名 (帰国子女含む)
横浜中学校	入学定員 120 名 (帰国子女 15 名含む)	1 学年 3 学級	総定員 360 名 (帰国子女含む)
特別支援学校	小学部 3 学級 入学定員 18 名		
	中学部 3 学級 入学定員 18 名		
	高等部 3 学級 入学定員 24 名		

【参考】

〈学部〉

学校教員養成課程 入学定員 200 名 収容定員 800 名

〈大学院〉

教育支援専攻 入学定員 16 名 収容定員 32 名

高度教職実践専攻 入学定員 60 名 収容定員 120 名

回答を入力してください

5.附属学校における実験的・先導的な教育課題への取組についてご意見をお聞かせください。

回答を入力してください

6.附属学校教員の人材育成についてご意見をお聞かせください。

回答を入力してください

7.附属学校教員の働き方についてご意見をお聞かせください。

回答を入力してください

8.部活動の在り方についてご意見をお聞かせください。

回答を入力してください

9.施設の再構築についてご意見をお聞かせください。

【鎌倉地区】 鎌倉小学校及び鎌倉中学校

(shisetsu.ynu.ac.jp/gakugai/shisetsu/2campus/tatemono/kamakura.html)

【山手地区】 横浜小学校

(shisetsu.ynu.ac.jp/gakugai/shisetsu/2campus/tatemono/tateno.html)

【大岡地区】 横浜中学校及び特別支援学校

(shisetsu.ynu.ac.jp/gakugai/shisetsu/2campus/tatemono/ooka.html)

回答を入力してください

10.附属学校の入試の在り方についてご意見をお聞かせください。

回答を入力してください

11.大学（学部／大学院）との連携についてご意見をお聞かせください。

回答を入力してください

12.地域との連携についてご意見をお聞かせください。

回答を入力してください

13.その他、附属学校に関するご意見がございましたらお聞かせください。

回答を入力してください